

令和6年度政府予算  
提言・要望書  
(県政課題全般事項)

令和5年6月14日

岩手県知事 達増拓也



## 目次

|    |  |    |
|----|--|----|
| 1  | 地方の税財源の確保・充実                             | 1  |
|    | (総務省・財務省)                                |    |
| 2  | 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援                | 5  |
|    | (総務省)                                    |    |
| 3  | 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置                    | 8  |
|    | (総務省)                                    |    |
| 4  | 公共施設等適正管理推進事業債の拡充                        | 11 |
|    | (総務省)                                    |    |
| 5  | 将来の大規模災害に備える仕組みの構築                       | 12 |
|    | (内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)      |    |
| 6  | 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保                      | 17 |
|    | (内閣官房・総務省)                               |    |
| 7  | 火山防災対策への支援の強化                            | 19 |
|    | (内閣府)                                    |    |
| 8  | 災害応急対策等への支援                              | 21 |
|    | (内閣府・農林水産省・国土交通省)                        |    |
| 9  | 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充                      | 23 |
|    | (内閣府)                                    |    |
| 10 | 災害時における要配慮者への支援の充実                       | 26 |
|    | (内閣府・厚生労働省)                              |    |
| 11 | 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持                          | 29 |
|    | (防衛省)                                    |    |
| 12 | ウクライナ避難民の受入れへの対応                         | 30 |
|    | (内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省) |    |
| 13 | 国際経済環境の変化を踏まえた万全な対応                      | 32 |
|    | (内閣官房・財務省・農林水産省)                         |    |
| 14 | マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保                    | 35 |
|    | (内閣官房・内閣府・総務省・デジタル庁)                     |    |
| 15 | 第三セクター鉄道に対する財政支援の充実                      | 37 |
|    | (国土交通省・総務省)                              |    |
| 16 | 世界文化遺産の保全等への支援                           | 40 |
|    | (文部科学省・文化庁)                              |    |
| 17 | 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援                   | 42 |
|    | (文部科学省・文化庁)                              |    |

|    |                          |     |
|----|--------------------------|-----|
| 18 | 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進        | 43  |
|    | (経済産業省・国土交通省・環境省・総務省)    |     |
| 19 | 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充       | 52  |
|    | (消費者庁)                   |     |
| 20 | 水道の基盤強化に係る予算の確保          | 54  |
|    | (厚生労働省、国土交通省)            |     |
| 21 | 北上川の清流化確保対策              | 57  |
|    | (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)    |     |
| 22 | 公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援 | 59  |
|    | (総務省・環境省)                |     |
| 23 | 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等       | 60  |
|    | (総務省・文部科学省・厚生労働省)        |     |
| 24 | 新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築  | 66  |
|    | (厚生労働省)                  |     |
| 25 | 医師の働き方改革の推進              | 69  |
|    | (厚生労働省)                  |     |
| 26 | 診療報酬の改定等                 | 73  |
|    | (財務省・厚生労働省)              |     |
| 27 | 電子処方箋等の安定運用に向けた支援の拡充     | 76  |
|    | (財務省・総務省・厚生労働省)          |     |
| 28 | 農林業における「産地対策の充実・強化」      | 77  |
|    | (農林水産省・林野庁)              |     |
| 29 | 野生鳥獣対策の継続・拡充             | 96  |
|    | (農林水産省・環境省)              |     |
| 30 | 農地・森林・水産基盤の整備及び保全        | 99  |
|    | (農林水産省・林野庁・水産庁)          |     |
| 31 | 森林環境譲与税の譲与基準の見直し         | 107 |
|    | (総務省・農林水産省・林野庁)          |     |
| 32 | 緊急浚渫推進事業の制度拡充            | 109 |
|    | (農林水産省・水産庁・総務省)          |     |
| 33 | 公共事業予算の安定的・持続的な確保等       | 112 |
|    | (財務省・国土交通省)              |     |
| 34 | 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入  | 115 |
|    | (国土交通省)                  |     |

|    |                             |     |
|----|-----------------------------|-----|
| 35 | 直轄事業の推進                     | 118 |
|    | (国土交通省)                     |     |
| 36 | 高規格道路の機能強化                  | 122 |
|    | (財務省・国土交通省)                 |     |
| 37 | 広域道路ネットワークの強化に向けた支援         | 126 |
|    | (国土交通省)                     |     |
| 38 | 物流の効率化など生産性向上に資する社会資本整備への支援 | 129 |
|    | (国土交通省)                     |     |
| 39 | 災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援   | 132 |
|    | (国土交通省)                     |     |
| 40 | 隣県と連携した社会資本整備への支援           | 135 |
|    | (財務省・国土交通省)                 |     |
| 41 | 暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援  | 136 |
|    | (国土交通省)                     |     |
| 42 | 社会資本の戦略的な維持管理への支援           | 140 |
|    | (財務省・総務省・国土交通省)             |     |
| 43 | 新たな教職員定数改善計画の策定             | 143 |
|    | (文部科学省)                     |     |
| 44 | 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充       | 144 |
|    | (総務省・文部科学省)                 |     |
| 45 | 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置        | 148 |
|    | (文部科学省・文化庁)                 |     |
| 46 | GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充    | 149 |
|    | (内閣府・総務省・文部科学省)             |     |
| 47 | 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置         | 151 |
|    | (警察庁・総務省)                   |     |



## 1 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 地方一般財源総額の確保

新型コロナウイルス感染症や世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、確実に確保・充実するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、人口減少対策のほか、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくり等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、広大な県土を有し、多数の過疎地域を抱える本県のような地方が必要とする一般財源が確実に確保されるよう、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消について、令和5年度地方財政計画においては臨時財政対策債の発行額が大幅に抑制されたものの、発行が継続しており、地方財政の健全性を確保するため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引上げなど一層の改善を図るよう要望します。

## 2 地方財政措置の拡充

地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な財政運営に必要な一般財源が十分に確保されるよう、地方財政措置を拡充するよう要望します。

- (1) 地域医療を担う公立病院を運営する病院事業会計への繰出金について、新興感染症の対応等に当たって公立病院の担う役割は増しており、広大な県土に多数の過疎地域を抱える中で、医師不足や不採算地区での経営などの条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、措置の拡充を要望します。
- (2) 他地域への通学が極端に困難で、修学機会確保の観点から統廃合が困難な小規模高等学校の維持・運営に係るかかり増し経費について、適切に措置されるよう要望します。
- (3) 社会資本整備が遅れている地域の投資的経費が確保されるよう、措置の拡充を要望します。

## 3 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。



## 【現状と課題】

### 1 地方一般財源総額の確保

- 令和4年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいては、国勢調査人口や公債費算入額などの減に伴う普通交付税の減少等による実質的な一般財源総額の減少などにより、令和5年度以降117～157億円の収支ギャップが生じるなど、本県財政は一層厳しい状況が続く見込みである。
- このような厳しい財政状況下にあっても、人口減少などの課題に対応し、県民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを将来にわたって提供していくため、安定的で持続可能な行財政基盤の構築に努めていく必要があることから、令和4年3月から7回にわたり「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」を開催し、9月に報告書を取りまとめた。

#### 「持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会」構成員

| 区分  | 氏名       | 職名                     |
|-----|----------|------------------------|
| 座長  | 辻 琢也 氏   | 一橋大学大学院法学研究科教授         |
| 構成員 | 金崎 健太郎 氏 | 武庫川女子大学経営学部教授          |
| 構成員 | 神尾 文彦 氏  | 株式会社野村総合研究所研究理事        |
| 構成員 | 沼尾 波子 氏  | 東洋大学国際学部教授             |
| 顧問  | 堀場 勇夫 氏  | 青山学院大学名誉教授（前地方財政審議会会長） |

#### 開催実績

| 回数  | 日時         | 内容               |
|-----|------------|------------------|
| 第1回 | 令和4年3月30日  | 論点整理             |
| 第2回 | 令和4年4月20日  | 歳入確保策            |
| 第3回 | 令和4年6月8日   | 歳出水準の検討①         |
| 第4回 | 令和4年7月13日  | 歳出水準の検討②         |
| 第5回 | 令和4年8月4、5日 | 現地視察             |
| 第6回 | 令和4年8月10日  | 歳出水準の検討③／財政目標の設定 |
| 第7回 | 令和4年9月7日   | 取りまとめ            |

- この報告書に盛り込まれた提言を踏まえ、4つの財政目標を掲げ、財政健全化に取り組んでいる。

- ①令和10年度当初予算までに収支均衡予算を実現
- ②公共施設に係る県民1人当たりの負担額12,000円以下の水準を維持
- ③プライマリーバランスの黒字を維持
- ④財政調整基金の現行水準（令和2年度残高177億円）の維持

## 2 地方財政措置の拡充

- 厳しい財政状況が続く中においても、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映する必要がある。
- 特に、公立病院の運営や小規模高等学校の配置など、広大な面積を有することに起因してかかり増しとなっている経費について、地方財政措置の拡充が必要である。

## 3 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が 44 : 56 であるのに対し、国と地方の税収比は 62 : 38 となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県 (R 3 266, 706 円) は、全国平均 (同 336, 772 円) の 79.2% で、全国最高の東京都 (同 562, 788 円) に対しては 47.4% となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課  
ふるさと振興部 市町村課

## 2 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

地方公務員の定年については、国の職員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても条例改正を行い、令和5年4月1日から段階的に定年を65歳まで引き上げることとしています。定年引上げ期間中の新規採用職員について、継続的な職員採用を行うため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を講じること。

#### 【現状と課題】

- 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員の定年を引き上げること等を内容とした「国家公務員法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日から施行され、段階的に職員の定年が引き上げられる。

地方公務員の定年についても、地方公務員法に「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」と規定されていることから、本県においても条例を改正し、令和5年度から下記の通り、国家公務員と同様のスケジュールで段階的に定年を引き上げることとしている。

|    | 現行  | 令和5年度<br>～6年度 | 令和7年度<br>～8年度 | 令和9年度<br>～10年度 | 令和11年度<br>～12年度 | 令和13年度<br>～ |
|----|-----|---------------|---------------|----------------|-----------------|-------------|
| 定年 | 60歳 | 61歳           | 62歳           | 63歳            | 64歳             | 65歳         |

- これまで本県では、新規採用者の採用予定数を、定年退職者などの退職者数を考慮して決定してきたところであるが、定年を段階的に引き上げる期間中については、2年に1度定年退職者が生じない年が発生するため、職員数を一定にすることを前提とした場合、新規採用者数が1年ごとに大幅に減少することとなる。

《参考》知事部局における定年退職者見込数（令和4年4月1日現在）

| 年度     | 令和5年度末 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 | 令和9年度末 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定年退職者数 | 0      | 130    | 0      | 135    | 0      |

| 年度     | 令和10年度末 | 令和11年度末 | 令和12年度末 | 令和13年度末 | 令和14年度末 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定年退職者数 | 125     | 0       | 111     | 0       | 145     |

- 新規採用者数が減少することで、職員の年齢構成に偏りが生じ、公務組織における新陳代謝の維持や知識、技術、経験等の継承・蓄積が困難となること、計画的な人員配置・人材育成が困難となること等、継続的な組織運営に支障が生じるおそれがあることから、一時的な総職員数の増加を行いながら、継続的に新規採用者数を確保していく必要がある。

昨年度、総務省が設置した研究会である「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」においても、同様の見解が取りまとめられている。

《参考》「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会報告書(概要)」【抜粋】

## 定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方

### 1 行政サービスの質の確保のため、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用者を継続的に確保することが必要

- 定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことから、定員が一定であれば、新規採用者数が年度によって大幅に変動する可能性があり、その結果、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、専門的な知見の世代間の継承や計画的な人事配置・人材育成等が困難となり、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できなくなるおそれがある。
- 採用活動の中で、地方公共団体にとっての適切な人材を確保する観点や、地方公務員を志望する者を安定的に確保する観点からも、採用者数を一定程度平準化することが望ましい。

### 2 新規採用者数の検討をはじめ、中長期的な観点から定員管理を行うことが必要

- 定年退職者が2年に一度しか生じず、モデル団体の調査結果を踏まえた職員の年齢構成への影響等を考慮すると、多くの団体で行われている、「毎年の退職者を補充する採用」とは異なる対応も必要と考えられることから、職種ごとに定年引上げによる中長期的な定員の推計を行い、計画的に定員管理に取り組むことが重要
- 定年引上げは令和5年4月から実施されるが、制度完成まで約10年かかることを踏まえ、10年程度を見越して定員管理を行うことが必要
- 令和6年4月の採用（3月末の定年退職者がいない中で迎える採用）に係る計画を策定するまでに、中長期的な定員管理について検討すべき。

⇒ 必要な新規採用者数を検討する上でのポイント（次頁以降）

### 3 業務量に応じた適正な定員管理であることの説明が必要

- 定年引上げ期間中においても、「事務事業を効果的・効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置する」という定員管理の視点が求められる。
- 定年引上げに伴い、職員数が一時的に増員となる場合であっても、業務量等の変化や見通しと定年引上げ期間中の定員の変化をつまぐ連動させ、住民の理解が得られるような工夫と説明を行う必要がある。

2

- 新規採用者を継続的に採用するため、退職者数を複数年度にわたり平準化して採用数を一定に保つ方法が考えられるが、この場合、一時的に総職員数が増加するため、人件費の増加が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。

《参考》「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理の在り方に関する研究会報告書」【抜粋】

**(検討例 1) 新規採用者数を 2 年間で平準化する場合**

|                     | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | 計   |
|---------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 前年度末の退職者数等(定年退職者なし) | 20 |    | 20 |    | 25  |     | 25  |     | 25  |     | 115 |
| 前年度末の退職者数等(定年退職者あり) |    | 40 |    | 30 |     | 40  |     | 35  |     | 40  | 185 |
| 新規採用者数              | 20 | 40 | 20 | 30 | 25  | 40  | 25  | 35  | 25  | 40  | 300 |

R6の定年退職者 + 普通退職者等 + 再任用職員の増減  
R5の普通退職者等 + 再任用職員の増減



年齢構成の偏りを抑制するため、新規採用者数を平準化

|                | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | 計   |
|----------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 2年間の新規採用者数の計   | 60 |    | 50 |    | 65  |     | 60  |     | 65  |     | 300 |
| 平準化した場合の新規採用者数 | 30 | 30 | 25 | 25 | 33  | 32  | 30  | 30  | 33  | 32  | 300 |

|              |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 一時的な定員の増(累計) | +10 | ±0 | +5 | ±0 | +8 | ±0 | +5 | ±0 | +8 | ±0 | ±0 |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|



平準化の際、新規採用者数を前倒しで計上した年度においては、一時的に職員数が増員となるが、調査対象の最終年度である令和15年4月までに元の水準となる。(2年ごとに元の水準となる。)

- また、県内市町村においても、県と同様、財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】 総務部 人事課  
ふるさと振興部 市町村課

### 3 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日から施行されています。

改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、この制度を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり要望します。

#### 《 要 望 事 項 》

##### 1 会計年度任用職員制度の導入に対する財政措置

制度の適正かつ円滑な実施に向け、令和6年度からの勤勉手当の支給や令和4年10月からの短時間勤務職員の地方公務員共済組合への加入など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応するため、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を確実に講じられるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 会計年度任用職員制度の施行に対応するため、令和2年度政府予算において、総額1,738億円の地方財政措置が行われたほか、令和3年度政府予算においては、期末手当の支給月数の増に対応した総額664億円の増額が行われたが、令和4年度及び令和5年度政府予算における措置状況は不明であること。

(総務省「令和2年度地方財政対策の概要」(抜粋))

## 11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されるに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- ・ 一般行政経費（単独） 1,690 億円
- ・ 公営企業繰出金 48 億円

（総務省「令和3年度地方財政対策の概要」（抜粋））

## 15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- ・ 一般行政経費（単独） 651 億円
- ・ 公営企業繰出金 13 億円

- 本県の令和5年度当初予算における会計年度任用職員の職員数及び予算の状況は下記のとおりである。

|      | 職員数（人）  |          |       | 給与費（億円） |      |        | 共済費（億円） | 合計（億円） |
|------|---------|----------|-------|---------|------|--------|---------|--------|
|      | うちフルタイム | うちパートタイム |       | 給料・報酬   | 職員手当 | うち期末手当 |         |        |
| 普通会計 | 3,475   | 239      | 3,236 | 43.6    | 9.0  | 7.5    | 7.7     | 60.2   |
| 企業会計 | 2,281   | 1,110    | 1,171 | 71.5    | 21.8 | 9.5    | 12.0    | 105.3  |
| 総計   | 5,756   | 1,349    | 4,407 | 115.1   | 30.8 | 17.0   | 19.7    | 165.5  |

- 本県では、会計年度任用職員の勤務条件を定めるための関係条例を制定し、令和2年4月1日から施行している。条例に定めている会計年度任用職員の勤務条件は、下記の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（平成29年8月23日付総務省自治行政局公務員部長通知）」を踏まえた内容となっている。

|       | 第1号会計年度任用職員（パートタイム）  | 第2号会計年度任用職員（フルタイム）   |
|-------|--|--|
| 給料・報酬 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料</li> </ul>   |
|       | ※ 給料・報酬の額は、常勤職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める  |  |
| 手当等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末手当（任期が6月以上の者が対象）</li> <li>・ 通勤に係る費用（費用弁償）</li> <li>・ 超過勤務手当、特殊勤務手当等に相当する報酬</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末手当（任期が6月以上の者が対象）</li> <li>・ 通勤手当</li> <li>・ 超過勤務手当、特殊勤務手当 等</li> <li>・ 退職手当（フルタイム勤務18日以上ある月が引き続き6月を超える職員が対象）</li> </ul> |

- 会計年度任用職員制度の導入により、条例の規定に基づき、一定の条件を満たした者に対する期末手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入などが必要となっているが、令和4年10月からは、短時間勤務の会計年度任用職員が地方公務員共済組合の加入対象となったことによる財政需要が増加（令和6年度までに約1.8億円）しているほか、令和6年度からは、これまで対象外であった会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることによる財政需要の増加（約6千人、1年度当たり約13億円）が見込まれるところであり、制度の適正かつ円滑な実施のため、所要額についての地方財政措置が必要である。
- また、県内全市町村においても会計年度任用職員の勤務条件等を定めるための条例等を整備し、令和2年4月1日から制度を施行しているところであり、県と同様、今後においても財政需要の増加が見込まれることから、制度の適正かつ円滑な実施のため、各市町村の実情を踏まえた所要額についての地方財政措置が必要である。

【県担当部局】 総務部 人事課  
総務事務センター  
ふるさと振興部 市町村課



## 4 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興の進捗も踏まえて個別施設計画を策定し、施設の更新や長寿命化、配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点に立った公共施設等の適正な管理を推進しているところです。

今後、施設等の老朽化が一層進行する中で、適切に管理を実施し、次世代に大きな負担を残すことなく、良好な状態で引き継いでいくため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 公共施設等適正管理推進事業債の拡充

本県では、今後、高度成長期から昭和50年代に集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が見込まれ、また、個別施設計画や令和4年7月に改訂した公共施設等総合管理計画の内容を踏まえた適正管理の取組が本格化します。このことから、地方財政計画に公共施設等の適正な管理を推進するために必要な経費を確実に計上するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の対象について、公共用施設に加え、公用施設にも拡充するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 公共施設等総合管理計画

- 平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定、令和4年7月に改訂。
- 個別施設計画は、全22施設類型全てで策定済み。

##### 2 公共施設等適正管理推進事業債の活用見込み

- 令和5年度は、集約化・複合化、長寿命化等の各事業で約2億円を起債予定。
- 令和6年度以降も、道路等インフラの長寿命化など、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを適正に推進していくためには本事業債の継続が必要なもの。

【県担当部局】総務部 財政課、管財課

## 5 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

また、平成28年の熊本地震においては、被災地の災害医療支援を調整する人材の不足が再認識されたところであり、災害時医療人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法や大規模災害からの復興に関する法律に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興支援技術職員派遣制度の効果的な運用など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう要望します。

#### 2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、相続登記未了の土地に係る用地取得手続き等に多大な時間と労力を要したため、移転元地の集約が進まず、一体的な利活用が困難な地域が生じた経緯があります。

このことから、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、更に検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」という。）についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度の創設や被災地域の実情に即した現行手続の柔軟な運用を要望します。

### 3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

平成23年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災津波の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成27年度で終了しましたが、このような災害時医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものであると考えます。

国では、災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であり、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成に取り組む機関を適切に支援する、恒久的かつ充実した制度の構築を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 総務省では職員派遣の企画調整を行う応援派遣室を設置（H31.4）。
- 全国知事会や全国市長会・全国町村会による現行スキームの派遣とは別に、令和2年度から技術職員の中長期派遣に係る復旧・復興技術支援職員確保システム（令和3年4月、復旧・復興支援技術職員派遣制度に名称変更）が導入されているもの。
- この制度は、平常時には市町村支援業務等に従事し、大規模災害時には被災自治体に中長期派遣される技術職員を都道府県等が雇用（地方交付税措置あり）するもので、全国的な派遣調整は総務省等が行う。

- 令和5年度から、地方交付税措置の要件緩和が行われるが、地方自治体においては、土木職をはじめとした技術系職種の人員確保そのものが困難な状況にあること、また、都道府県から市町村への割愛派遣など地財措置の対象とならない場合があること等から、より自治体の実情に即した見直し等が必要である。

《岩手県における職員確保状況（特別募集除く）》 (各年度4月1日現在)

| 年度 | 正規職員 | 任期付職員 | 他県応援職員 | 再任用職員 | 合計   | (参考)<br>欠員数 |
|----|------|-------|--------|-------|------|-------------|
| R2 | 174人 | 19人   | 46人    | 130人  | 369人 | ▲46人        |
| R3 | 189人 | 0人    | 13人    | 130人  | 332人 | ▲15人        |
| R4 | 148人 | 0人    | 11人    | 136人  | 295人 | ▲13人        |
| R5 | 144人 | 1人    | 1人     | 169人  | 315人 | ▲9人         |

《市町村における職員確保状況》 (各年度4月1日現在)

| 年度 | 必要数  | 確保数  | 不足数 | 確保率    |
|----|------|------|-----|--------|
| R2 | 320人 | 320人 | 0人  | 100.0% |
| R3 | 73人  | 72人  | ▲1人 | 98.6%  |
| R4 | 36人  | 32人  | ▲4人 | 88.9%  |
| R5 | 34人  | 31人  | ▲3人 | 91.2%  |

## 2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

### (1) 県の用地取得の状況と国の動き

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《用地取得のための権利者調査結果（県事業関係）》 (令和4年1月末現在)

| 地区数 | 件数    | うち懸案件数 |      |     |       |      |      | 合計  |
|-----|-------|--------|------|-----|-------|------|------|-----|
|     |       | 所有者不明  | 行方不明 | 共有  | 相続未処理 | 抵当権等 | 重複調整 |     |
| 167 | 3,306 | 7      | 8    | 138 | 341   | 267  | ▲45  | 716 |

※用地取得が必要な173地区のうち、167地区について権利者調査を実施済（上表はその内訳）。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向

- 国においては、平成26年5月に東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年法律第32号）が施行され土地収用法等の特例が追加されるなど用地取得の迅速化のための制度改正を行ったほか、所有者不明土地の解消や利用の円滑化に係る関係法令の整備を進めているが、今後起こり得る巨大地震・津波に備え、事業用地取得の迅速化等について、国レベルでの更なる検討が必要。

《土地等の私有財産制限に係る県の要望状況と国の検討状況》

ア 県の要望（平成 25 年 11 月 27 日）

県から「事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望」を提出

① 公益性認定の特例制度の創設

- ・ 高い公益性を有する復興事業について、東日本大震災復興特別区域法に基づき設置される復興整備協議会の同意を得ることにより、土地収用法における事業認定相当の公益性の認定が可能となる制度の創設

② 用地取得の特例制度の創設

- ・ 私有財産との調整手続、補償金の支払手続等を担う、独立性の高い第三者機関の設置
- ・ 事業者が損失補償見積額を第三者機関に予納することをもって、工事着手を可能とすること
- ・ 事業者は損失補償額を第三者機関に納付することをもって、所有権を取得できるものとする

イ 国の動き

(ア) 東日本大震災復興特別区域法の一部改正（H26.4 成立）

- ・ 事業認定手続きの期間短縮（3 か月→2 か月）
- ・ 収用適格事業の拡大（50 戸以上→5 戸以上も収用対象） など

(イ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法成立（H30.6）、一部改正（R4.11 施行）

- ・ 国等が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
- ・ 都道府県知事が公益性を確認し、一定期間公告し、市町村長の意見を聴いたうえで、都道府県知事が利用権（上限 10 年間）を設定

(ウ) 所有者不明土地を解消するための関連法案（R3.4 成立）

○不動産登記法（一部改正）（R6.4 から順次施行）

- ・ 相続と住所変更等の登記申請の義務付け及び登記手続きの簡略化
- ・ 違反した場合の罰則化
- ・ 相続人のうち一人が単独で申請できる制度の創設 など

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）（R5.4 施行）

- ・ 建物や土壌汚染がなく、担保が設定されていないなどの要件を満たせば、10 年分の管理費相当額を納付のうえで、所有権を国庫に帰属させることが可能

○民法（一部改正）（R5.4 施行）

- ・ 複数の人が所有する土地や建物の一部で所有者が分からない場合も、裁判所が確認したうえで公告し、残りの所有者が同意すれば改修や売却が可能 など

※ 平成 25 年 11 月「事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望」のうち、

「① 公益性認定の特例制度の創設」→一部反映、「② 用地取得の特例制度の創設」→実現されず

(2) 移転元地の集約における課題

- 移転元地を集約する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
- 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合には適さない状況。

- 個人施行の土地区画整理事業（柔らかい区画整理）は、様々な手続が省略でき、比較的短期間での事業実施が可能であるが、市町村施行の土地区画整理事業と同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
- また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
- 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
- そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度（※）や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。
- ※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2／3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

### 3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

- 平成28年熊本地震においては、DMAT撤収後の各保健所レベルの災害対策本部にDMATロジスティックチームが派遣されるなど、急性期以降の中長期にわたる被災地の災害医療支援を調整する人材が不足している現状を再認識。
- 岩手医科大学（災害時地域医療支援教育センター）では、東日本大震災津波後、平成23年度から文部科学省大学改革推進等補助金を活用し、災害医療ロジスティクス研修など、様々な職種を対象とした全国規模の災害時医療人材育成研修を実施してきたところ。（事業期間：H23～27年度）
- 将来、発生が懸念される大規模災害に対応するためには、現在、国が実施している災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修だけでは、必要な災害時医療人材を確保することが困難であることから、岩手医科大学が実施している全国の災害拠点病院以外（二次救急医療機関等）の幅広い職種を対象とした災害時医療人材の育成に継続して取り組むことが必要。
- 平成28年度から令和4年度は、岩手医科大学と本県が緊急避難的に経費を負担して事業を継続した（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施を見送り。）が、このような全国レベルの災害時医療人材の育成は、将来発生が予想されている大規模災害に備えるため、本来、国として主体的に取り組むべきもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課  
 総務部 人事課  
 復興防災部 復興推進課  
 保健福祉部 医療政策室

## 6 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、令和5年度予算においては、関係9府省庁所管の58の交付金・補助金について、交付の判断に当たり、これまでの「一定程度配慮」に加え、重点配分、優先採択等の重点化を行っていただいているところです。

今後、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

「第2期岩手県国土強靱化地域計画」及び市町村の国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組、特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等の財源について、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係9府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における令和4年度活用実績及び令和5年度の活用見込み

| 年度        | 令和4年度（実績） | 令和5年度（見込み） |
|-----------|-----------|------------|
| 件数        | 943 件     | 1,273 件    |
| 事業費総額     | 381 億円    | 957 億円     |
| 補助金・交付金総額 | 206 億円    | 353 億円     |

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和4年度の補助金・交付金総額は内定額。

2 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進

- 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であり、本県においては、令和3年度末までに全ての市町村で地域計画を策定。
- 市町村における国土強靱化地域計画施策の着実な推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

3 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

- 国では、平成30年度から令和2年度にかけて、総事業費約7兆円の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施し、本県においては、防災・安全交付金や農村地域防災減災事業等を活用。
- 令和3年度から令和7年度にかけて、総事業費約15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を実施することとしており、本県においては、防災・安全交付金や道路事業費補助等を活用見込み。

| 年度        | 令和4年度（実績） | 令和5年度（見込み） |
|-----------|-----------|------------|
| 件数        | 172 件     | 289 件      |
| 事業費総額     | 113 億円    | 219 億円     |
| 補助金・交付金総額 | 58 億円     | 114 億円     |

※ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の令和4年度活用実績及び令和5年度の活用見込み。

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。令和5年度の補助金・交付金総額は内定額。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室



## 7 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火の教訓を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山避難計画の周知等、自治体が行う火山防災対策について、財政支援の強化を図るよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。
- また、活動火山対策特別措置法の改正により、3火山の周辺市町は、平成28年2月に火山災害警戒区域に指定され、同年3月に、法定協議会として火山ごとに火山防災協議会を設置。

| 区分       | 岩手山              | 秋田駒ヶ岳 | 栗駒山 |
|----------|------------------|-------|-----|
| 火山災害警戒区域 | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町 | 雫石町   | 一関市 |

##### 2 栗駒山の火山ガス（硫化水素）濃度観測について

- 県では、令和元年度から、栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度が高いことに対する登山道の安全対策として、登山道の一部区間の立入禁止措置を行っているほか、火山ガス濃度の連続観測について、県単独で岩手県立大学へ委託して実施しているところ（県自然保護課）。
- 気象業務法（昭和27年法律第165号）において、火山現象に関する観測網の確立は気象庁長官の任務とされていることから、栗駒山の火山ガス濃度観測についても国が火山現象として一体的に実施すべき旨、栗駒山火山防災協議会から指摘されている。
- なお、気象庁からは、『気象庁が行っている火山ガス観測は、噴火警報の発表判断のための火山活動の評価を目的としたものであり、周辺に居住地域がない場合、火山ガス自体の危険性を把握するための観測は行っていない。』旨の説明を受けているところ。

### 3 各火山の避難計画の策定状況等

| 活火山   | 影響を受ける市町         | 火山ハザードマップ  | 火山避難計画     | 火山防災マップ                   |
|-------|------------------|------------|------------|---------------------------|
| 岩手山   | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町 | 平成10年10月作成 | 平成30年3月作成  | 平成10年10月作成<br>(平成31年3月改定) |
| 秋田駒ヶ岳 | 雫石町              | 平成15年2月作成  | 平成27年12月作成 | 平成15年2月作成<br>(平成25年2月改定)  |
| 栗駒山   | 一関市              | 平成30年3月作成  | 平成31年3月作成  | 令和3年8月作成                  |

### 4 本県の今後の動き

今後予定している本県の火山防災対策の更なる推進のため、国が主体となって、火山ガス濃度測定を含めた火山の観測体制の充実・強化を図るとともに、火山周辺地域における避難計画の策定を推進するため、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、更なる財政支援が必要。

(今後予定している本県の火山防災対策)

- 栗駒山の登山道の安全対策の検討・実施 [栗駒山火山防災協議会]
- 地域住民等に対する火山避難計画の周知及び避難促進施設の指定に向けた取組の実施 [岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会]
- 火山活動の状況を注視し、必要な火山防災対策を実施。[岩手山火山防災協議会、栗駒山火山防災協議会、秋田駒ヶ岳火山防災協議会]

### 5 令和5年度当初予算

| 区分                | 予算額(千円) |
|-------------------|---------|
| 火山防災対策関連予算        | 3,783   |
| ① 岩手山等の火山活動観測調査   | (1,049) |
| ② 岩手県の火山活動に関する検討会 | (414)   |
| ③ 岩手山火山防災協議会      | (520)   |
| ④ 栗駒山火山防災協議会      | (1,700) |
| ⑤ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会    | (100)   |

- 活動火山対策に係る特別交付税措置

活動火山対策に要する経費のうち、次の算式により算定した額

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

A : 国の補助金等を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費

B : 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費

※ 岩手県は現在B(単独事業)のみを実施していること。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 8 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策として汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

#### 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与について、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、被災自治体が必要と認めて実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実に行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。

(国における主な支援措置)

- ・ 災害廃棄物処理(環境省補助金、補助率 1/2)
- ・ 宅地に堆積した汚泥、流木等の処理(環境省補助金又は国交省補助金、補助率 1/2)
- ・ 災害救助費(普通税収見込額に応じて国庫負担率が変動(1/2～9/10))
- ・ 被災者生活再建支援金(1/2 国庫負担)

### 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

- 東日本大震災津波においては、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅(賃貸型応急住宅)の貸主の事情等により、やむを得ず他の応急仮設住宅へ転居を求める場合等の移転費用を、平成 26 年度までは被災市町村が負担しており、平成 27 年度からは県が東日本大震災復興基金を活用の上、当該市町村に対して負担金を交付したところ。
- 災害公営住宅の建設など住宅再建の進展により応急仮設住宅の空き住戸が増加すると、コミュニティの維持、見守りや防犯等の観点から集約が必要となるが、集約により転居を求める場合等にあっては、被災者の居住環境を確保しながら供与を継続するために必要な費用として、災害救助費の対象とすることが適当。
- 応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合の移転費用を自治体が負担。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興くらし再建課

## 9 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

近年、大雨等による災害により、地域限定的に深刻な災害が多数発生しており、被災者の生活再建に向けた負担を軽減するための対策が必要となっており、被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、法に基づく救済が被災者に対して平等に行われることが必要であることから、制度の要件緩和と拡充について次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

(1) 被災者生活再建支援制度が適用された市町村の被災者と同様の被害を受けたにもかかわらず、適用対象外となる被災者が生じることのないよう、全ての被災市町村を適用対象とするよう要望します。

また、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の支給金額を、工事単価の上昇に対応して増額するとともに、損害の割合に関わらず住宅半壊世帯全てを支給対象とするなど、支給範囲を拡大するよう要望します。

(2) 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援制度の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災津波の対応と同様に、都道府県負担分は全額特別交付税により措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 被災者生活再建支援制度が適用される要件について

- 次のとおり主に市町村単位で要件が設定されており、適用対象市町村の隣接地域など、同様の被災状況であっても居住地によっては支援を受けられない場合があること。

〔要件〕

- ア 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち、第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、  
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 被災者生活再建支援金の支給額及び支給範囲について

- 支給額は全壊の場合で、300万円が上限であるが、震災後は住宅建設費が上昇しており、住宅再建への支援としては不十分。

〔坪当たり工事単価（請負金額）の平均〕

（単位：万円）

| 震災前 |              |      | 震災後              |                  |                 |                  |                 |
|-----|--------------|------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
|     |              |      | H29.12頃<br>(第7回) | H30.12頃<br>(第8回) | R1.12頃<br>(第9回) | R2.12頃<br>(第10回) | R3.12<br>(第11回) |
| 岩手県 | 坪当たり<br>工事単価 | 48.5 | 58.0             | 59.6             | 60.6            | 60.7             | 63.3            |
|     | 指数           | 100  | 119.6            | 122.9            | 124.9           | 125.2            | 130.5           |

※ 出典は「被災三県の住宅復興に関する実態把握調査（第9回調査）～木造住宅生産体制に関するアンケート～」（一般社団法人岩手県建築士事務所協会）

※ 工事単価は、元請の木造住宅新築工事のもの（建替えを含む。）

※ 指数は、震災前の単価を100として算定

- 被災者生活再建支援金の支給範囲の拡充

令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により、損害割合30%以上40%未満の世帯を「中規模半壊世帯」として支給対象に追加。

〔支給額〕

（単位：千円）

| 項目         | ・全世帯（損害割合50%以上）<br>・半壊でやむを得ず解体した世帯<br>・長期避難世帯 |       | ・大規模半壊世帯<br>（損害割合40%以上50%未満） |       | ・中規模半壊世帯<br>（損害割合30%以上40%未満） |       |
|------------|---|-------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|
|            | 基礎支援金   | 加算支援金 | 基礎支援金                        | 加算支援金 | 基礎支援金                        | 加算支援金 |
| 建設・購入      | 1,000   | 2,000 | 500                          | 2,000 | -                            | 1,000 |
| 補修         |   | 1,000 |                              | 1,000 |                              | 500   |
| 賃貸（公営住宅以外） |   | 500   |                              | 500   |                              | 250   |

### 3 被災者生活再建支援金支給補助金について（県単独事業）

- 国の被災者生活再建支援金の対象外の世帯に対し、市町村が独自に支援金を支給する場合に県単独の補助を実施している。

〔支給範囲及び支給額〕

- (1) 国の制度が適用されない市町村に居住する被災世帯は国の制度と同額
- (2) 国の制度の対象外となる被災世帯に対し、半壊世帯200千円、床上浸水世帯50千円を支給。

〔支給実績〕

| 災害名              |       | 平成25年7月大雨・洪水<br>平成25年8月大雨・洪水<br>平成25年台風第18号災害 | 平成28年台風第10号災害 | 令和元年台風第19号災害       |            |
|------------------|-------|---|---------------|--------------------|------------|
| 被災者生活再建支援法の適用の有無 |       | 無   | 有（県全域）        | 有（宮古市、久慈市、釜石市、山田町） |            |
| 支給状況             | 全壊    | 世帯数   | 13 世帯         | —                  | 6 世帯       |
|                  |       | 支給額   | 28,000 千円     | —                  | 12,250 千円  |
|                  | 大規模半壊 | 世帯数   | 27 世帯         | —                  | 5 世帯       |
|                  |       | 支給額   | 36,625 千円     | —                  | 6,750 千円   |
|                  | 半壊    | 世帯数   | 193 世帯        | 1,623 世帯           | 594 世帯     |
|                  |       | 支給額   | 36,768 千円     | 295,350 千円         | 109,000 千円 |
|                  | 床上浸水  | 世帯数   | 271 世帯        | 44 世帯              | 143 世帯     |
|                  |       | 支給額   | 12,775 千円     | 1,975 千円           | 6,538 千円   |
| 計                | 世帯数   | 504 世帯  | 1,667 世帯      | 748 世帯             |            |
|                  | 支給額   | 114,168 千円                                    | 297,325 千円    | 134,538 千円         |            |

※1 県内すべての被災世帯が被災者生活再建支援金の対象となるため、支給せず。

※2 被災者生活再建支援法が適用された宮古市、久慈市、釜石市、山田町以外に居住する世帯を対象に支給したものの。

- 支給範囲の拡大については、全国知事会も国に対して要望（令和4年7月29日付け「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」のうち、「大規模災害への対応力強化に向けた提言」）。

### 4 被災者生活再建支援金の財源について

- 被災者生活再建支援金は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、各都道府県が支給事務を（公財）都道府県センター委託して支給。

〔基金の負担割合〕

| 項目          | 国    | 都道府県 | 備考                   |
|-------------|------|------|----------------------|
| 東日本大震災以外の災害 | 1/2  | 1/2  |                      |
| 東日本大震災津波    | 8/10 | 2/10 | 都道府県負担分は全額特別交付税により措置 |

## 10 災害時における要配慮者への支援の充実

本県では、東日本大震災津波の経験から平成25年度に災害派遣福祉チーム（DWAT）を設置し、これまで災害福祉支援体制の整備を進めてきており、平成28年熊本地震に際し、初めて派遣して以来、県内外の被災地へ同チームを派遣し、災害時における要配慮者の支援を実施しました。

国においては、平成26年度に体制整備に係る補助制度を創設いただいて以降、補助制度の拡充や各都道府県を対象とした全国研修の開催、令和4年度には「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置するなど、災害派遣福祉チームの設置及び派遣体制の構築に向け、取組を進めていただいているところです。

しかし、同チームの派遣体制を構築するためには、各都道府県における体制の確保や充実を図る必要があるほか、災害救助法における位置付けが不明確であるなど、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や派遣経費負担等の具体的取り扱い等について課題があります。

また、令和3年度の災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が努力義務とされ、取組情報の提供やモデル事業の実施等の支援をいただいているところですが、さらなる取組の促進が課題となっております。

については、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。



## 2 災害派遣福祉チームの派遣体制強化

災害時に避難所や福祉避難所において、高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を制度化するとともに、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」の役割及び機能を明確化し、広域的な派遣体制が強化されるよう必要な取組を推進するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来さないために、引き続き十分な財政措置を行うよう要望します。

## 3 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

個別避難計画の作成を進めるに当たり、関係者間の連携体制の構築や避難支援関係者の確保等が課題となっていることから、令和5年度に国が創設した市町村へのサポーター派遣制度による技術的支援の継続及び充実に要望します。

(現状と課題)

### 1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるが、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害等においても同様の状況。
- 熊本地震及び台風第10号災害、平成30年7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、内閣府等との協議の結果、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ。

### 2 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制強化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成25年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 平成28年熊本地震では、災害派遣福祉チームとしては全国的にも初めての派遣を行い、同年の台風第10号災害では、県内の被災地（岩泉町等）へのチーム派遣を行ったほか、平成30年7月豪雨災害では、岡山県倉敷市の避難所へチーム派遣を行い、要配慮者のニーズ把握や福祉相談コーナーの設置など、現地の支援関係者等と連携して避難所等における要配慮者支援の充実強化に貢献。

- 厚生労働省では平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費の補助を行い、令和2年度及び令和3年度には補助の拡充も行っているが、新たなチーム員の養成研修や事務局体制の充実など、適切なチーム派遣体制を確保するため、十分な財政措置が必要。
- 厚生労働省では、都道府県における災害福祉広域支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置を目指し、平成30年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定し、令和元年度からは「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」を開催するほか、令和4年度には「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置するなど、各都道府県の取組を促しており、令和4年3月には44団体で災害派遣福祉チーム（DWAT）が設置されているものの、災害時に適切な支援活動を行うためには、全国的な派遣体制の構築や派遣費用の取扱いの明確化など、チームの派遣体制の強化が必要。

### 3 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

[個別避難計画の作成状況（各年1月1日現在）]

| 項目             | 市町村数  | 作成済   |        |       |        |       |        | 未作成  |        |      |
|----------------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|------|
|                |       |       |        | 全部作成済 |        | 一部作成済 |        |      |        |      |
|                |       | 市町村数  | 割合 (%) | 市町村数  | 割合 (%) | 市町村数  | 割合 (%) | 市町村数 | 割合 (%) |      |
| 岩手県            | 令和4年  | 33    | 22     | 66.7  | 4      | 12.1  | 18     | 54.6 | 11     | 33.3 |
|                | 令和5年  | 33    | 23     | 69.7  | 5      | 15.1  | 18     | 54.6 | 10     | 30.3 |
| [参考]全国<br>令和4年 | 1,741 | 1,167 | 67.1   | 137   | 7.9    | 1,030 | 59.2   | 574  | 32.9   |      |

出典：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(内閣府、消防庁)

- 計画の作成に当たっては、関係者（庁内福祉部門、ケアマネジャー等の福祉専門職、民生委員、自主防災組織等）との連携体制の構築や避難支援者の確保、津波災害発生時における避難支援の在り方が課題。
- 市町村では作成手順の整理や関係者との連携体制の構築等のノウハウが不足しており、確実な計画の作成促進のためには、サポーターによる助言等の支援を質（多様な人材）、量（派遣回数）ともに確保した上で継続し、取組全体の底上げを図ることが必要。
- 国は、令和5年度から、先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体へ派遣し、助言等による作成の支援に向けた取組を開始。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課  
復興防災部 復興くらし再建課

## 11 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

陸上自衛隊岩手駐屯地の部隊は、東日本大震災津波をはじめ令和元年東日本台風災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、本県に欠くことのできない存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害への迅速な対応に加え、北朝鮮ミサイル発射時における対応、大規模なイベントにおけるテロ対策など、国民保護の分野においても重要な役割を果たしており、近年多様化する危機事案から県民生活の安全を守るためには決して欠くことのできない存在であること、また、同部隊は、本県の地域振興に大きく貢献していることから、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 令和4年12月に決定された「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとしており、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し定員・装備を最適化するとされているところ。
- 「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については「廃止」、火砲については岩手駐屯地でも方面直轄特科連隊に集約され、令和2年度から岩手駐屯地の定員は180名減とされたところ。
- 岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基盤を担うとともに、岩手駐屯地の部隊は、過去の災害において、多くの被災者を救助するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない重要な存在。  
また、岩手駐屯地は、隊員の約8割が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体、三陸防災復興プロジェクト2019やいわて・かまいし防災復興フェスタへの協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。
- そのため、地域に与える影響を考慮し、現員は改編前である令和元年度以前の勢力の維持を求めるもの。

【県担当部局】復興防災部 防災課

## 12 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ロシアによる侵攻に伴うウクライナ避難民の受入れ及びそれに伴う支援について、国において適切に対応するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 ウクライナ避難民の受入れへの対応

ウクライナからの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し、地方自治体においても対応を進めているところですが、避難民の状況の違いにかかわらず、安心して避難生活を送れるよう、国において適切に対応するとともに、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国による継続的かつ確実な財政措置がなされるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- ウクライナからの避難民は2,351人（3/15現在（速報値）・出入国在留管理庁調べ）に上っており、各地方自治体で受け入れている避難民は2,125人（3/15現在（速報値・中長期在留者）・出入国在留管理庁調べ）となっている。本県でも3人（3/15現在）の避難民を受け入れているが、停戦の見通しは不透明であり、今後、避難民の増加及び避難の長期化の可能性もある。
- 外国からの避難民受入れは、国の受入方針に呼応し実施しているものであり、受入れに伴う避難民の支援についても国が責任を持って適切に対応すべきものである。
- ただし実際には、国の支援スキームが示される前から受入れが始まったため、本県を含め受入れ自治体においては、各自治体の判断により、独自に支援が実施されているのが現状である。
- 避難民への支援は、当面の生活支援の他、今後避難が長期化する場合には、就労、就学、医療・介護、日本語教育などの支援も必要となる。国においては、これらの支援について、身元引受人の有無等の状況の違いにかかわらず、全ての避難民に責任を持って対応することが必要。（例えば医療費について、身元引受人がない避難民は国が実費を負担するが、身元引受人がある避難民は、国民健康保険の適用となるものの保険料や医療費自己負担分が発生し、差異が生じている。）
- その対応に要する財源についても、地方自治体が避難民の個々の事情に応じ、支援を実施する場合は、国において継続的かつ確実な財政措置が必要。

#### (参考1) 国等による生活費等の支援

- (1) 身元引受人がいない避難民への支援（出入国在留管理庁）
  - 一時滞在施設滞在中：生活費 1,000 円/日（11 歳以下半額）等
  - 一時滞在施設退所後：生活費 2,400 円/日（11 歳以下半額）、一時金 160,000 円（15 歳以下半額）等
- (2) 身元引受人がいる避難民への支援（日本財団）
  - 渡航費：最大 30 万円、生活費：100 万円/年×最長 3 年、住環境整備費：最大 50 万円/戸

#### (参考2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用（R4. 4. 28 内閣府事務連絡）

- ・ 交付限度額の算定に関し、避難民受入れ人数を考慮すること。
- ・ コロナ禍における避難民への生活支援等にも当該交付金が活用可能であること。

#### (参考3) 国によるその他の主な支援

- (1) 義務教育・高校等における就学、授業料、指導等の配慮（文部科学省）
- (2) 地域日本語教育の推進（文化庁）
- (3) ハローワークにおける就労支援（厚生労働省）
- (4) 国民健康保険の適用（厚生労働省）
- (5) 子育て支援における保育所利用の配慮等（厚生労働省、内閣府）
- (6) 公営住宅の目的外使用承認の柔軟対応（国土交通省）
- (7) 避難民への支援内容等の随時情報提供（出入国在留管理庁）

#### (参考4) 県内自治体での受入れ事例

- (1) 受入れ先 洋野町
- (2) 受入れ人数 4 人（3/15 現在 3 人）
- (3) 受入れの経緯
  - ・ 洋野町出身のウクライナ在住者（故人）の家族が、洋野町在住の日本人親族を頼りに R4. 4. 9 来日。
  - ・ 日本への渡航費用は受入れ親族が負担。
  - ・ 受入れ親族に対して県から翻訳機を貸与済。県、洋野町及び関係機関が連携して、避難民のニーズを把握しつつ必要な支援を検討。

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室

## 13 国際経済環境の変化を踏まえた万全な対応

世界的な人口増加等による食料需要の高まりや、気候変動による生産量の減少など、食料生産の重要性の認識が高まる中、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景とした物流の停滞や輸入農林水産物の価格高騰など、食料の安定供給の確保に深刻な影響が生じています。

また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の発効など、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化しており、本県の基幹産業である農林水産業に影響を及ぼすことが懸念されています。

地域が活力を維持し、更に発展していくためには、新たな国際環境下においても競争力のある力強い農林水産業づくりを進める必要があることから、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 食料安全保障の強化

現下の国際情勢を踏まえ、「食料安全保障強化政策大綱」に基づく食料安全保障構造転換対策や生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策の着実な実施など、国民に対する食料の安定的な供給に向けて、食料安全保障の強化が図られるよう要望します。

#### 2 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等への万全な対応

農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEPの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

#### 3 東日本大震災津波被災地への配慮

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施に当たっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

## 【現状と課題】

### 1 食料安全保障の強化

- 世界的な人口増加等による食料需要の高まりや、気候変動による生産量の減少など、食料生産の重要性の認識が高まる中、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景とした物流の停滞や輸入農林水産物の価格高騰など、食料の安定供給の確保に深刻な影響が生じており、食料安全保障の強化に向けて、過度な輸入依存からの脱却を図ることが必要。

#### 【食料・農業・農村基本法の抜粋】

(食料の安定供給の確保)

##### 第二条

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### 【我が国の食料自給率（供給熱量ベース）の推移】

| S40 | S50 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 73% | 54% | 39% | 39% | 39% | 39% | 38% | 38% | 37% | 38% | 37% | 38% |

#### 【食料自給率の国際比較（G7+オーストラリア、令和元年農林水産省試算）】

| 国名            | カナダ  | オーストラリア | アメリカ | フランス | ドイツ | イギリス | イタリア | 日本  |
|---------------|------|---------|------|------|-----|------|------|-----|
| 自給率<br>(供給熱量) | 233% | 169%    | 121% | 131% | 84% | 70%  | 58%  | 38% |

#### 【食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）のポイント】

- 食料安全保障強化政策大綱（以下「大綱」という。）では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、食料安全保障のための重点対策を位置付け、継続的に実施。
- 令和5年度中の改正案の国会提出も視野に入れた食料・農業・農村基本法の見直しの検討結果を踏まえ、大綱も必要に応じて施策の見直し。KPI（成果目標）についても随時改善。

#### I 食料安全保障強化のための重点対策

##### 1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

- (1) 食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換
- (2) 安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

##### 2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- (1) 農林水産業の経営への影響の緩和
- (2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

#### II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

- 1 スマート農林水産業等による成長産業化
- 2 農林水産物・食品の輸出の促進
- 3 農林水産業のグリーン化

## 2 TPP11等の動向

- 平成30年12月30日にTPP11<sup>\*1</sup>が、平成31年2月1日に日EU・EPAが、令和2年1月1日に日米貿易協定が、令和3年1月1日に日英EPAが、令和4年1月1日にRCEP<sup>\*2</sup>が発効。

※1 TPP11参加11か国のうち、現時点の発効国は10か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ）

※2 RCEP参加15か国のうち、現時点の発効国は13か国（日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、マレーシア、インドネシア）

### 【主な合意内容】

|                     | 牛肉                              | 豚肉  | 林産物  | 水産物   |
|---------------------|---------------------------------|---|--|---|
| TPP11               | 関税を16年目まで段階的に削減<br>(38.5% ⇒ 9%) | 関税を10年目まで段階的に削減（従価税は撤廃）<br>[従量税]482 円/kg<br>⇒ 50 円/kg<br>[従価税]4.3%⇒撤廃 | [合板等]<br>関税を段階的に削減し、11年目<br>又は16年目に撤廃<br>(6.0%等⇒撤廃)    | 関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃<br>[すめいか]5%⇒撤廃<br>(11年目)など    |
| 日EU・EPA             | TPP11に同じ                        | TPP11に同じ  | [構造用集成材等]<br>関税を段階的に削減し、8年目<br>又は11年目に撤廃<br>(3.9%等⇒撤廃) | 関税を段階的に削減・撤廃、即時撤廃<br>[さば]10%又は7%⇒撤廃<br>(16年目)など |
| 日米貿易協定 <sup>*</sup> | TPP11に同じ                        | TPP11に同じ  | 除外   | 除外  |
| 日英EPA               | 日EU・EPAに同じ                      | 日EU・EPAに同じ  | 日EU・EPAに同じ   | 日EU・EPAに同じ                                      |
| RCEP                | 除外                              | 除外  | TPP11、日EU・EPAよりも大幅に低い水準                                | TPP11、日EU・EPAよりも大幅に低い水準                         |

※ 日米貿易協定は、協定発効時からTPP11発効国と同じ税率を適用

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEPの発効に伴う農林水産業への影響等について、十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。

## 3 TPP11等による農林水産物への影響

- 国による試算

|                     | TPP11        | 日EU・EPA      | 日米貿易協定       |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 農林水産物の生産減少額         | 約900~1,500億円 | 約600~1,100億円 | 約600~1,100億円 |
| 試算対象品目 <sup>*</sup> | 33品目         | 28品目         | 33品目         |
| 公表年月                | 平成29年12月     | 平成29年12月     | 令和元年12月      |

※ 関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の農林水産物

- 岩手県の試算（国の算出方法に即して機械的に試算）

|                     | TPP11    | 日EU・EPA  | 日米貿易協定   |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 農林水産物の生産減少額         | 約22~36億円 | 約15~30億円 | 約17~34億円 |
| 試算対象品目 <sup>*</sup> | 19品目     | 16品目     | 19品目     |
| 公表年月                | 平成30年2月  | 平成30年2月  | 令和2年1月   |

※ 関税率10%以上かつ県内生産額3千万円以上の農林水産物

## 4 令和4年度第2次補正予算「産地生産基盤パワーアップ事業」の採択状況

| 実施年度  | 採択地区／要望地区 | 内訳               |
|-------|-----------|------------------|
| 令和5年度 | 0地区／1地区   | ※ 不採択：高度環境制御栽培施設 |

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室  
農林水産部 農林水産企画室



## 14 マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保

マイナンバー制度について、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及・定着が進まないこと、国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークを利用した情報連携を安全かつ円滑に運用するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 マイナンバー制度の安全・安定的な運用について

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤であり、マイナンバーカードは、确实・安全に本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」とされています。

今般の誤交付などの事案については、マイナンバーカードの本人確認システムそのものに起因する問題ではないものの、これらの事案が続けば、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねないと危惧するところです。

マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要であるが、個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる制度の構築等に取り組むよう要望します。

#### 2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

### 3 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 マイナンバー制度の安全・安定に向けた運用について

- 国は、平成26年10月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っている。
- 特にも、令和5年2月までにマイナンバーカードを申請した方を対象としたマイナポイント付与の施策により、全国的にマイナンバーカードの普及が急速に進んだところ。
- マイナンバーカードの県内市町村交付枚数は、令和5年4月末現在833,678枚で、人口に対する交付枚数率は69.1%である。
- マイナンバーカードの利便性向上に向けて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や公金受取口座の登録などが開始されているが、今般、誤った情報の紐づけが報告されており、安全・安定的に運用するための信頼性に揺らぎが生じかねない事態となっている。
- 盛岡市でも公金受取口座の紐づけの誤りが報告されている。
- 国においては、引き続きマイナンバーカードの利用についてのメリットや安全性について国民へ丁寧に説明することはもとより、国としてマイナンバーカードの活用にかかる様々な手続きについて、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる制度の構築が必要。

##### 2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

- マイナンバー制度に関係する経費は、普通交付税で措置されているほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金により自治体中間サーバの改修等に要する経費が措置されているが、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。

##### 3 情報連携の安全かつ円滑な運用

- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体等、多数の機関の間で安全に実施されるよう、国の責任の下での運営及び監視が必要。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

## 15 第三セクター鉄道に対する財政支援の充実

鉄道は、旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラですが、その一端を担う第三セクター鉄道においては、設備の老朽化が進行しており、安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっています。

また、沿線人口の減少や今般の新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少等に伴い、経営状況が一層厳しい状況に置かれています。

については、第三セクター鉄道の維持確保のため、更なる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の充実

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業について、十分かつ確実な予算の確保及び補助率の引上げを行うよう要望します。
- (2) 鉄道事業再構築実施計画に基づき三陸鉄道が実施する設備の整備に対して、確実な予算措置の継続を要望します。

#### 2 固定資産税を減免する制度の創設

既存の並行在来線鉄道事業者に対する固定資産税を減免する制度を創設するとともに、減免の対象となる市町村に対して必要な財源措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現したことで国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。しかし、同線の開業時にJR東日本から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要な状況。

また、貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料(経費の概ね9割)が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)においても旅客分として概ね1割を負担。

|                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 貨物線路使用料対象経費（令和3年度実績ベース） 31.1 億円 |               |
| 貨物線路使用料 26.7 億円                 | IGR負担分 4.4 億円 |

- 三陸鉄道は平成31年3月、新たに認定された鉄道事業再構築実施計画に基づき、JR山田線（宮古―釜石間）の経営移管を受け、大船渡市から久慈市までの一貫運行を開始したところ。しかし、移管区間以外は開業後39年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風災害により、全長の7割が不通となる甚大な被害を受け、令和2年3月20日に全線運行再開となったものの、老朽化した設備の整備は必要な状況。特に、橋りょう及びトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであり、高い安全性が求められているほか、国鉄時代に建設された土木構造物においては、竣工から40年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

| 県・市町村負担額   | H30     | H31     | R2      | R3      | R4      |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 鉄道施設更新・改修費 | 127 百万円 | 126 百万円 | 120 百万円 | 146 百万円 | 168 百万円 |

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対する補助制度は次のとおり。

| 事業名                                 | 補助率               | 補助対象設備                       |
|-------------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 鉄道施設総合安全対策事業<br>(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)   | 1/3 以内または 1/2 以内* | レール、マクラギ、ATS、<br>列車無線設備 等    |
| 地域公共交通確保維持改善事業<br>(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業) | 1/3 以内または 1/2 以内* | レール、マクラギ、ATS、<br>列車無線設備、車両 等 |

※ 鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1/2 等

- 令和2年度は、鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者以外の鉄道事業者が行う事業（令和元年東日本台風を受けた緊急対策及びPCマクラギ化を除く）に係る補助率が引き下げられ（赤字事業者は 1/4、黒字事業者は 1/6）、IGRにおける国予算配分額が要望額を大幅に下回った。
- 令和4年度は要望額どおりの予算配分がなされたが、地域鉄道の重要性に鑑み、令和2年度のような予算措置の状況とならないよう、引き続き、十分かつ確実な予算措置が必要。
- 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者（三陸鉄道）への補助率は平成25年度から 1/2 に引き上げられたが、その他の鉄道事業者への補助率は、従前どおり 1/3 であり、引き上げが必要。

| 事業者  | 国庫補助率         | 令和4(2)年度要望額A      | 令和4(2)年度予算額B      | 増減B-A      |
|------|---------------|-------------------|-------------------|------------|
| IGR  | 1/3<br>(1/4)  | 674(466) 百万円      | 674(466) 百万円      | 0(0) 百万円   |
|      |               | 国庫 229(155) 百万円   | 国庫 229(118) 百万円   | 0(▲37) 百万円 |
|      |               | IGR 445(311) 百万円  | IGR 445(348) 百万円  | 0(37) 百万円  |
| 三陸鉄道 | 1/2 又は<br>1/3 | 262(215) 百万円      | 262(215) 百万円      | 0(0) 百万円   |
|      |               | 国庫 132(95) 百万円    | 国庫 132(95) 百万円    | 0(0) 百万円   |
|      |               | 県市町村 168(120) 百万円 | 県市町村 168(120) 百万円 | 0(0) 百万円   |

※ 三陸鉄道については要望額どおりの配分がなされてきたが、引き続き確実な予算措置を要望。

### 3 並行在来線鉄道（IGRいわて銀河鉄道）の経営状況

令和4年度に並行在来線特例による固定資産税の減免措置が終了し、令和5年度以降、税負担が4、5千万円程度増える見通しであること。（単位：千円）

|                     | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 営業収入                | 4,473,819 | 4,022,073 | 4,049,655 | 3,919,535 | 4,277,047 | 4,286,646 |
| 営業費用                | 4,572,099 | 4,533,825 | 4,571,223 | 4,430,172 | 4,576,571 | 4,543,480 |
| うち諸税 <sup>※1</sup>  | 121,163   | 119,399   | 118,560   | 120,089   | 163,862   | 170,469   |
| 営業損益                | ▲98,280   | ▲511,752  | ▲521,568  | ▲510,637  | ▲299,524  | ▲256,834  |
| 営業外収益 <sup>※2</sup> | 15,487    | 192,248   | 193,256   | 420,662   | 330,152   | 315,165   |
| 当期損益                | ▲52,493   | ▲274,656  | ▲283,586  | ▲196,230  | 165,166   | 16,458    |
| 累積損益                | 660,969   | 386,313   | 102,726   | ▲93,504   | 71,662    | 88,120    |

※1 固定資産税は営業費用の諸税に計上

※2 令和2～4年度は運行支援交付金を交付、令和5、6年度は経営安定化対策交付金を交付予定

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

## 16 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉦山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉦山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、資産の整備・管理や、遺産影響評価への取組など、適切な保全等の取組に対する支援をしていただくよう要望します。

#### 2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

世界遺産「平泉」及び関連遺産等を活用した、文化観光推進法に基づく文化観光の取組が実現するよう、「平泉の文化遺産」を拠点とした地域計画の策定に向けた技術的助言と、当該計画期間における継続的かつ十分な財政支援を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 世界文化遺産の保全等への支援

- 推薦書に基づくユネスコからの指摘や、遺産影響評価などの枠組みにより、保全・景観の維持等について、関係省庁より意見を伺いながら保存に取り組んでいるところであり、また、年度毎に経過観察を実施しながら、6年に1度、ユネスコへの定期報告が求められていることから、引き続き、ユネスコからの指導等に対して適切に対応できるよう、国の支援が必要であること。
- 「平泉」については、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」における議論を踏まえ、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。
- 「平泉」については、遺産影響評価が求められていることから、現在検討を進めているところであり、さらに、拡張登録に向けて「保存管理計画」の改定が必要となる。

- 「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」については、構成資産を有する自治体（8県11市）で構成する「明治日本の産業革命遺産 世界遺産協議会」において、保全への対応を行っているところ。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」については、構成資産を有する自治体（4道県14市町）で構成する「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用協議会」において、毎年度、文化庁に対して、「保全状況報告書」を提出している。

## 2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

- 「平泉の文化遺産」に係る、文化観光推進法に基づく文化観光の取組を推進し、本県世界遺産への誘客、活用促進、関係人口の増加を図ろうとしているもの。
- 県、関係市町、民間団体で構成する「いわて県南・歴史文化観光推進協議会」において、文化観光推進法に基づく地域計画を策定、国による同計画の認定を経て、事業実施に繋げていくもの。
- 同計画期間である5年間において、計画に定めた事業を確実に実施するためには、継続的かつ十分な財政支援が必要であること。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

## 17 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」は、平成23年6月に世界遺産に登録され、平成24年9月に拡張資産として5遺跡が暫定リストに記載されたところです。

世界遺産追加登録のため、引き続き、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」の追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援をしていただくよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

- 平成23年6月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。  
【登録名称】平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一  
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成24年9月、「平泉の文化遺産」の追加登録に向けて「平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成25年度から平成29年度までの5か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成30年度以降も引き続き世界遺産追加登録に係る取組を継続。
- 令和元年11月、遺跡と浄土思想との関係について検討を加えるため、「平泉の仏教的理想空間に係る国際研究会」を開催。
- 世界遺産平泉の拡張登録を視野に入れた学術研究などのため、令和2年5月20日に岩手県と国立大学法人岩手大学において「平泉に係る岩手大学と岩手県との共同研究推進に関する協定」を締結。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課



## 18 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和3年10月には、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減する「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、地球温暖化対策をさらに進めていく方針を示しています。

本県では、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度において2013年度比で57%削減する目標を掲げており、その達成に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入にこれまで以上に積極的に取り組む必要があることから、脱炭素社会の実現に向けて、必要な支援及び措置を講じるよう要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう、次のとおり要望します。

### 1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けた各地域における取組を強力的に推進するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」による支援を充実・強化するとともに、地域の実情に合わせて活用できる柔軟な制度運用を図るよう要望します。
- (2) 公共施設のZEB化や省エネルギー化、公用車の電動化など、公共部門における率先的な取組を推進するため、脱炭素化推進事業債の継続をはじめ、十分な地方財政措置が講じられるよう要望します。
- (3) 地域の脱炭素化の取組を推進するために必要な専門人材の確保・育成に対する支援を充実・強化するよう要望します。

### 2 省エネルギー対策に対する支援

- (1) 中小事業者の脱炭素化を促進するため、省エネルギー設備の導入補助や融資制度、省エネルギー診断など、省エネルギー対策に対する支援の継続及び充実を図るよう要望します。

- (2) 家庭の脱炭素化を促進するため、省エネルギー家電への買換えを促進する施策や、自治体が行う脱炭素に関する普及啓発等の取組に対する支援を充実・強化するよう要望します。
- (3) EVやPHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）等の電動車の普及拡大に向けて、充電・充電インフラを含めた補助の継続及び充実を図るよう要望します。
- (4) カーボンニュートラルに資する良質な住宅の普及を図るため、地方公共団体によるZEH水準を上回る性能の住宅への補助に対する財政措置の拡充を要望します。

また、住宅所有者等に対する意識醸成のための普及啓発の取組を拡充するとともに、2025年の省エネ基準適合義務化への円滑な対応が図られるよう、建築士等の技術力を向上させるための取組に対する支援を要望します。

### 3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- (1) 近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、廃棄する際、全ての太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望します。

また、風力発電設備等の廃棄時についても、適正な処理が担保される仕組みを構築するよう要望します。

- (2) 出力制御を極力低減しつつ、再生可能エネルギーの導入を拡大するため、蓄電池導入などによる系統安定化対策を含む、送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。
- (3) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向けて、基幹系統増強工事の工期短縮を図り、早期連系に向けた取組が確実に実施されるよう、国の主体的な指導を要望します。
- (4) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、電力系統への接続費用が他地域を大きく上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。

### 4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

港湾及び空港の脱炭素化を推進するため、官民が協働して実施する取組への財政的な支援の拡充等を行うよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

本県は、令和5年3月に地球温暖化対策実行計画を改訂し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を57%（2013年度比）とし、今後の取組を強化していくこととしている。

#### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援

- 県内では、久慈市、宮古市が令和4年11月に、令和5年4月に紫波町が脱炭素先行地域に選定され、4回目以降も応募に向けた動きがある。
- また、重点対策加速化事業は、令和5年4月に県、宮古市、一関市及び矢巾町の事業計画が採択されたが、今後も県内市町村において活用の検討が進む見込みである。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、複数年度にわたる継続的・包括的な交付金として、令和12年度までが実施期間とされているが、毎年度、十分な予算を確保していただきたい。
- また、原則5年間の事業実施が認められるが、計画期間内に状況変化が生じた場合の計画変更等について、柔軟に対応できるような運用をお願いしたい。

#### 地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省  
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

#### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

#### 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

##### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

###### ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

###### ② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や他の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

##### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が利益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

#### 3. 事業スキーム

■ 事業形態 交付金 〔交付率：(1)①、(2) 原則2/3※  
(1)② 2/3～1/3等〕

■ 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部3/4

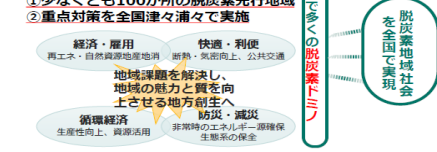
■ 実施期間 令和4年度～令和12年度

#### 4. 事業イメージ

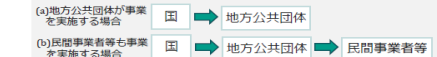
2020 2025 2030 2050

地域特性に応じた取組の実施に道筋 2030年度までに実行 2050年を待たずに脱炭素地域社会を全国で実現

① 少なくとも100か所の脱炭素先行地域 ② 重点対策を全国津々浦々で実施



#### <参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

#### (2) 地方公共団体の脱炭素化支援

- 本県は、県の事務事業における2030年度の温室効果ガス排出削減目標を60%（2013年度比）とする目標を掲げ、県有施設の省エネ化、県有施設への再エネ導入等に向けて取組を強化していく方針。
- 国では、地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための取組を計画的に実施できるよう、令和5年度に脱炭素化推進事業債を新たに創設。
- 事業期間は国の地域脱炭素の集中期間である令和7年度までとされているが、2030年度の目標達成に向けて計画的な取組が進められるよう継続的な支援をお願いしたい。

<公適債(脱炭素化事業)>

<脱炭素化推進事業債(仮称)>

| 類型          | 対象事業             | 対象事業<br>(赤字は拡充部分)  | 交付税措置率            |
|-------------|------------------|--|-------------------|
| 再エネ<br>(注1) | 太陽光発電(公共施設等の改修)  | 太陽光発電(公共施設等の <b>新築・改築・改修</b> )<br>太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般<br>(バイオマス、風力等) | 50%               |
|             | 公共施設等のZEB化※2(改修) | 公共施設等のZEB化(注2)( <b>新築・改築・改修</b> )                                    |                   |
| 省エネ         | 公共施設等の省エネ改修      | 公共施設等の省エネ改修(注3)  | 財政力に応じて<br>30~50% |
|             | LEDの導入(公共施設等の改修) | LEDの導入(公共施設等の改修)   |                   |
|             | 電動車              | 公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)   |                   |

(3) 専門人材の確保・育成に対する支援

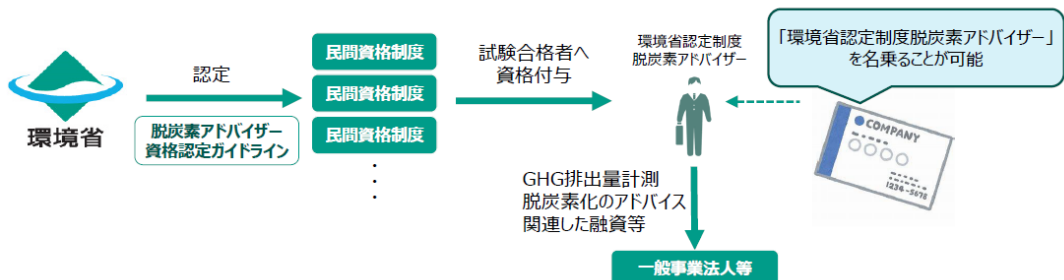
- 地域の脱炭素化を進めるためには、中小企業等に的確な助言ができる専門的な知識と経験を有した自治体職員、民間人材の育成が必要であるが、自治体職員、地域の企業・団体における専門人材は不足している。
- 国では、脱炭素アドバイザー資格制度の創設等に取り組んでいるが、DXにおける「自治体DX推進計画」による推進体制の強化に向けた外部人材確保の枠組みのように、専門知識を有する人材の確保と活用のための仕組みづくり、自治体職員向けの研修制度の充実など更なる支援をお願いしたい。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業



- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能することが必要**。
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設**し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する。
- 中小企業と接点の多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押し**する。
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化**する。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業（イメージ）







## いわての未来を守るために、いますぐ温暖化対策を。

「いわてわんご節電所」とは、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進することを目的としたサイトです。

### 家庭のエコチェック 2017年7月～

#### 今年度CO<sub>2</sub>削減量

327,553kg-CO<sub>2</sub>

電気換算716,746kWh  
相当

約162世帯の年間消費電力

エコチェックスタートからの累計

CO<sub>2</sub>削減量  
2,511,722  
kg-CO<sub>2</sub>

参加人数  
62,011人

2022年12月01日現在



### (3) 電動車の普及拡大に向けた支援

- 本県の地球温暖化対策実行計画では、運輸部門の削減目標を32%（2013年度比）としている。
- 本県では、令和5年度、EVタクシー・バスの導入、中小事業者等向けのEV・太陽光発電・蓄電池・充放電設備の一体導入、水素ステーションの整備・FCV（燃料電池自動車）の導入に対する補助により、運輸部門の脱炭素に向けた取組を強化していく。
- 一方、本県の登録車数に占めるEVの割合は0.25%、FCVの登録車はゼロであり、いずれも全国平均と比べて低位で普及が進んでおらず（軽自動車を除く）、充電インフラ（急速・普通充電器）は260か所に420基整備されているが、水素ステーションは整備されていない。
- 県土が広大な本県において電動車の普及を促進するため、クリーンエネルギー自動車導入補助金など、電動車の購入、充電・充てんインフラの整備に対する補助について十分な予算を確保するなど、更なる制度の充実をお願いしたい。

#### ◆東北6県の電気自動車（EV）普及割合（令和5年1月末時点）

| 県名      | EV<br>登録車数(台) | FCV<br>登録車数(台) | 全登録車数<br>(台) | EVの割合<br>(%) | FCVの割合<br>(%) |
|---------|---------------|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 青森      | 768           | 1              | 505,835      | 0.15         | 0.00          |
| 岩手      | 1,316         | 0              | 526,854      | 0.25         | 0             |
| 宮城      | 2,324         | 118            | 996,055      | 0.23         | 0.01          |
| 秋田      | 1,437         | 0              | 398,318      | 0.36         | 0             |
| 山形      | 2,061         | 5              | 479,240      | 0.43         | 0.00          |
| 福島      | 3,986         | 369            | 916,444      | 0.43         | 0.04          |
| 東北合計    | 11,892        | 493            | 3,822,198    | 0.31         | 0.01          |
| (参考) 全国 | 158,713       | 7,427          | 46,470,590   | 0.34         | 0.02          |

※大型特殊自動車、被けん引車、小型二輪自動車及び軽自動車は含まない。

#### (4) 省エネ住宅に対する補助及び制度周知及び技術力向上に向けた取組

- カーボンニュートラルの実現に向けて、2050年の住宅全体のストック平均でZEH水準の省エネ性能の確保が求められていることから、ZEH水準を上回る性能の住宅を普及させる必要。

本県では、地域特性を踏まえたZEH水準を上回る基準を策定する予定であるが、現行の補助事業の上限額はZEH水準を想定していることから、補助額の加算などの財政的な支援が必要。

- また、既存住宅の省エネ改修やZEH水準を上回る性能の住宅整備を推進するためには、住宅所有者の意識醸成に向けた普及啓発の取組が必要。
- 加えて、2025年度の新築住宅に対する現行の省エネ基準適合義務化に伴い、全ての省エネ住宅の建築に携わる建築士や工務店において、住宅の省エネ化に関する知識や技能の習得が求められる。これについて、地方公共団体が行う技術者の育成の取組に対する国の支援が必要。

### 3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

#### (1) 地域との共生による再生可能エネルギーの導入促進

- 太陽光発電の普及拡大に伴い、土砂流出や濁水の発生などの事例が散見されたことから、国では、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月）、「事業計画策定ガイドライン」（令和4年4月改訂）を策定。
- 現行制度では、太陽光発電の導入に当たって地域住民への周知・説明を義務付けておらず、十分な事前説明がないまま設置工事が行われるなど、地域との関係が悪化するケースもある。
- 令和4年10月、国の検討会の提言において、再エネ特措法の認定に当たって、関係法令の許認可取得、地域への事前周知の義務化等を検討するとの提言がなされたところ。
- 使用済み太陽光発電設備は、2030年代半ばから廃棄量が急増する見込みであることから、再エネ特措法改正により、一定規模以上の太陽光発電施設について、廃棄等のための費用に関する外部積立が順次義務化された。

一方、小規模設備には廃棄時の処分費用を担保する積立金制度が義務化されていないことから、これらについても、適正に処理、リサイクルする仕組の構築が必要。

また、風力発電設備についても、将来的に廃棄する時期を迎えた場合、同様に問題が発生する恐れがある。

#### 《本県の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測》

|         | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2039年 | 2040年  |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 排出見込量 t | 113   | 260   | 833   | 8,533 | 12,419 |
| 埋立見込量 t | 34    | 78    | 250   | 2,560 | 3,726  |

※ 排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※ 埋立量は、排出量の3割として推計

## (2) 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた施策

- 太陽光発電や風力発電の出力は天候に大きく左右されるため、好条件時には既存の電力系統容量を一時的に圧迫するなど系統に与える影響が大きいことが課題。
- 令和4年4月に東北エリアで初めての再エネ出力制御が行われたが、今後、本県において太陽光発電や風力発電などの導入が進むと、出力制御を行う頻度が高くなる可能性がある。
- 系統に与える影響を緩和するとともに再生可能エネルギーを最大限導入するため、蓄電池などの活用による既存の電力系統への負担軽減や系統安定化などが必要。

## (3) 東北北部エリアの基幹系統増強

- 送電系統の容量が不足し、系統増強工事が必要となる場合、単独では負担が大きすぎる場合があることなどから、系統増強工事負担金を複数の事業者で共同負担する「電源接続案件一括検討プロセス」がルール化された。
- 東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスの手続は令和3年3月に完了したが、エリアが広範囲に及び、工事も長期間（12年）に及ぶとされていることから、工事期間の短縮など、早期の連系可能量の拡大が必要。

## (4) 系統への接続費用の地域間格差の解消

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定されている。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域では、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額になる場合があるため、接続費用に地域間格差が生じているため、是正するための施策展開が必要。

### ◆ 募集プロセス終了案件の平均入札負担価格

| 案 件                             | 平均入札負担金単価（税抜）<br>※数値は電力広域的運営推進機関の公表値 |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ① 東北北部エリア（岩手・青森・秋田の全域、宮城県は一部地域） | 5.32 万円/kW<br>(令和3年3月3日公表)           |
| ② 福島県会津エリア<br>(福島県の一部地域)        | 0.98 万円/kW<br>(令和3年1月29日公表)          |
| ③ 愛知エリア                         | 0.0267 万円/kW<br>(令和3年3月24日公表)        |
| ④ 大分県日田エリア<br>(大分・福岡・熊本の一部地域)   | 6.10 万円/kW<br>(令和2年7月22日公表)          |
| ⑤ 鹿児島県大隅エリア                     | 2.75 万円/kW<br>(令和3年2月13日公表)          |



《参考：固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況》

|             | ①認定実績  |        | ②導入実績  |        | 県内導入割合<br>②÷① | 全国導入<br>割合 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|---------------|------------|
|             | 件数     | 容量(MW) | 件数     | 容量(MW) | (%)           | (%)        |
| 太陽光（10kW未満） | 19,605 | 98     | 19,215 | 96     | 97.6          | 96.4       |
| 太陽光（10kW以上） | 6,209  | 1,149  | 4,715  | 789    | 68.7          | 74.1       |
| うち1,000kW以上 | 164    | 876    | 145    | 584    | 66.7          | 67.5       |
| 風力          | 257    | 856    | 55     | 91     | 9.4           | 15.5       |

※1 R3.1.29 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24年7月～R3年9月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（MW）で比較。

#### 4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

- 港湾法や空港法等の改正を踏まえ、県内の各重要港湾及びいわて花巻空港における「脱炭素化推進計画」の策定を進めているところ。

脱炭素化の実効性ある取組の推進には、港湾や空港管理者と関係事業者とが一体となった取組が求められることから、脱炭素化の導入に係る補助制度の拡充や確実な予算措置、脱炭素化に向けた技術的な助言等の支援が必要。

なお、空港の脱炭素化の推進に当たっての補助制度は、令和6年度以降の見通しが明らかにされていないことから、同補助制度の継続が必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課  
 県土整備部 建築住宅課、港湾空港課

## 19 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところでは、

今後も消費生活相談機能を維持・強化していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

(1) 地方消費者行政の機能強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を継続するとともに、使途の拡充や交付率の引上げを行うなど、消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

(2) 複雑化・複合化した相談支援ニーズに的確に対応するため、消費生活相談のデジタル化を推進するに当たっては、福祉部門等との分野横断的なデータ連携及び深刻化しそうな案件の事前探知などのデータ解析を前提としたシステムを構築するよう要望します。

また、デジタル化に伴うシステム整備・改修を円滑に進めるため、十分な財政支援を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 交付金による現状と成果

- 平成21年度からの消費者行政活性化基金及び平成27年度からの地方消費者行政推進交付金（いずれも交付率10/10）の活用により、県及び市町村が、消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 平成30年度には、国の重要施策を推進するため、地方消費者行政強化交付金（強化事業：交付率1/2）が創設された。
- あわせて、地方消費者行政推進交付金は終了し、継続中の事業については、地方消費者行政強化交付金（推進事業：交付率10/10）として継承され、その活用期間は事業に着手した年度から最長9年間とされている。
- 令和元年度から、地方消費者行政強化交付金（強化事業）については、交付金依存度が高いなど、国が定める要件を満たさない地方公共団体に対する交付率が1/2から1/3に引き下げられた。

なお、令和4年度には一部見直され、消費生活相談員の研修事業については、交付率引き下げから除外されたところ。

## 2 福祉部門と消費生活部門との連携

- 平成26年の消費者安全法の改正（平成28年4月1日施行）により、高齢者・障がい者等、判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置できる旨が規定された。
- また、令和2年の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日から施行された。
- 従来支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、令和3年10月1日付け厚生労働省及び消費者庁の連名で、「重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について」の通知が発出されている。

## 3 消費生活相談のデジタル化

- 消費生活相談のデジタル化を推進するため、国においては、「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション（DX）アクションプラン」を策定し、令和4年6月15日に公表した。
- これにより、全国の消費生活相談の集積に当たり、現在使用している、専用回線・LGWAN（総合行政ネットワーク）網を経由したPIONEERを廃止し、令和8年度から新システムによる運用を予定している。
- 現行のPIONEERの機器整備・運用費用については、国による全面支援を受けているが、新システムにおける機器整備・運用費用の財政支援については、未確定である。

## 4 今後の課題

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談機能を維持強化していくためには、引き続き安定的な財源確保が必要である。
- 地方消費者行政強化交付金（強化事業）は、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費等を対象としていないことから、地域の実情や消費者トラブルの現状に対応できるよう、対象事業の拡充が必要である。
- 地方消費者行政強化交付金の交付率（1/2・1/3）では、県及び市町村がこれまで整備・強化してきた消費生活相談体制が十分に機能しなくなるおそれがある。
- 現代の地方行政においては、県民一人ひとりに寄りそった相談支援が重要となっており、消費生活相談のデジタル化については、他機関と連携した包括的な支援等ができる機能を新システムに備える必要がある。

また、国（消費者庁）が主導して全国一斉に行うものであることから、自治体が新システムの機器整備等を円滑に行えるよう、十分な財政支援が必要である。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

## 20 水道の基盤強化に係る予算の確保

これまで市町村等では、水道の施設整備に係る国庫予算を活用し、普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

今後、水道のより一層の基盤強化に向け、配水管等の耐震化や更新とともに、地域の実情に応じた広域連携の推進等に取り組む必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 水道の基盤強化に係る予算の確保

- (1) 市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を引き続き十分に確保するとともに、国庫補助制度を拡充するよう要望します。
- (2) 事業の広域化、業務の共同化など、地域の実情に応じた広域連携の推進に必要な財政措置を拡充するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### (1)関係

- 令和3年度の水道普及率は、全体で94.5%（全国平均98.2%）となっており、市町村間では65.7%～100.0%と大きな開きがある。
- 令和3年度の基幹管路の耐震適合率は38.6%（全国41.2%）にとどまっており、また、浄水施設の耐震化率は41.9%（全国39.2%）と全国平均を上回っているが、配水池の耐震化率は41.8%（全国62.3%）と全国に比べ低い。
- 県内の多くの市町村では、人口減少の中、水道施設整備費が割高で施設間の連携が困難な中山間地域を有し、厳しい経営環境下で水道事業を運営しており、今後、利用者の負担増が懸念される。

- 市町村等は、老朽化対策・耐震化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めているところであり、近年は要望額に対し100%の予算措置となっているが、過去には要望額に対し十分な充足率とはならず整備計画の縮小、遅延を余儀なくされた。(平成27年度70%措置、平成28年度61%措置、平成29年度87%措置、平成30年度から令和4年度まで100%措置)
- 市町村等が、重要なライフラインである水道施設の耐震化、更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して、引き続き、国による十分な予算の確保が必要。
- 加えて、市町村等からは、水道施設の末端における施設整備を推進するため、補助対象工種を拡大すること等の要望が挙げられており、制度の一層の拡充が必要。
- 令和5年度予算において拡充された内容は以下のとおり。
  - ・ 管路の複線化に対する補助対象事業の新設  
〔大規模地震による災害等に備え、水の供給のバックアップ体制を確保するため、災害等で破損した際に広範囲に影響を与えることとなる河川を横断する導水管及び送水管の複線化事業について、新たに補助対象とする。〕
  - ・ PFOS、PFOA※による水道水源の汚染に対処するための補助制度の拡充  
〔通常の浄水処理(凝集・沈殿・ろ過)では除去できないPFOS、PFOA(※)を除去するための粒状活性炭処理施設等の高度浄水処理施設の導入や代替水源施設の整備を新たに補助対象とする。〕  
※近年、有害性や蓄積性が明らかになってきたため、製造、使用等が制限されている有機フッ素化合物の一種

## (2)関係

- 水道事業の経営基盤の強化に向けて広域連携を推進するためには、事業の広域化(事業統合や経営の一体化)、業務の共同化など様々な選択肢から地域の実情に応じた最適な連携形態を選択できるよう、それぞれの連携形態に応じた財政措置の拡充が必要。
- 例えば、施設の再編について、事業者が単独で実施する施設の統廃合や、複数事業者が「事業の広域化(事業統合又は経営の一体化)」を前提として実施する施設の共同化には支援制度が存在するが、複数事業者が「事業の広域化」を伴わずに実施する施設の共同化には活用可能な支援制度が無い状況。
- また、水道施設の広域的管理や事務の共同実施など管理の一体化には活用可能な支援が無い状況。

| 広域連携の形態 |        | 内容   |
|---------|--------|--|
| 事業の広域化  | 事業統合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営主体も事業も一つに統合された形態<br/>(水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)</li> </ul>        |
|         | 経営の一体化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態<br/>(組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)</li> </ul> |
| 業務の共同化  | 管理の一体化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理の共同実施・共同委託 (水質検査や施設管理等)</li> <li>・ 総務系事務の共同実施、共同委託</li> </ul>       |
|         | 施設の共同化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の共同設置・共用<br/>(取水場、浄水場、水質検査センターなど)</li> <li>・ 緊急時連絡管の接続</li> </ul>   |
| その他     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>                                       |

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

## 21 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

#### 2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、いずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑の安全対策について、今後も必要な予算を確保するとともに、技術的助言など全面的な支援を要望します。

#### 3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期すとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

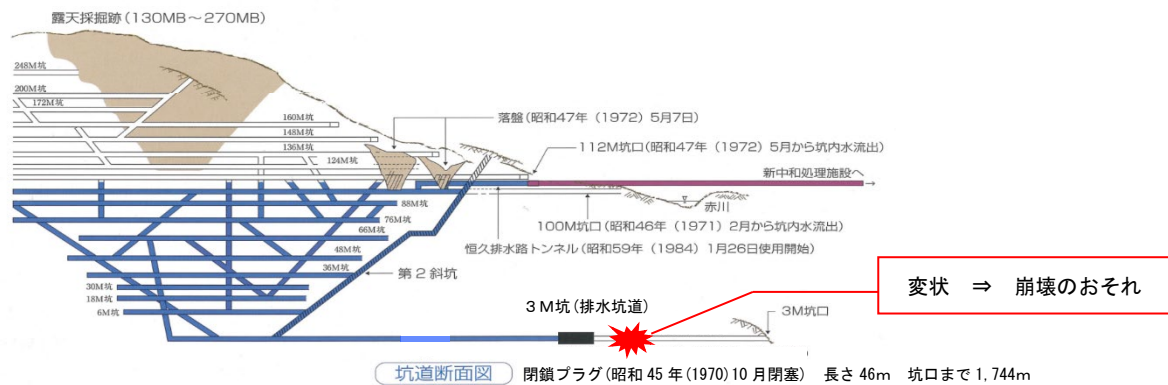
## 【現状と課題】

### 1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に 24 時間 365 日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっている。
- 国の令和 5 年度補助金予算は、前年度と同額の 21 億円となっており、本県においては、新中和処理施設の維持管理費は要求額どおり確保されているが、令和 6 年度以降においても引き続き予算を確保する必要がある。

### 2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防止する閉鎖プラグが設置されている旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要がある。
- 閉鎖プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和 45 年度に行政代執行で設置したものであり、県は、閉鎖プラグと 3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものではないことから、国が自らの責任において必要な措置をとるよう要望してきたが、平成 21 年度に「補助金等により支援していく」との回答があった。
- 一方、平成 26 年度に専門家から「直ちに崩落が発生する危険な状況ではないが、できるだけ早期に対策へ着手する必要がある」との意見があり、30 年以上にわたり新中和処理施設を稼働してきた実績・成果を踏まえ、その維持管理の一環として、県において 3メートル坑対策を実施することとした。
- 平成 30 年度に実施した詳細設計の結果、概算工事費として 22 億 9 千万円、全体工期として 6 年が見込まれている。
- 本県においては、令和元年度から工事に着手し、坑道 1,740 メートルのうち令和 4 年度までに 800 メートルの埋戻し工事を完了した。令和 6 年度の完成を目指し予算を確保する必要がある。
- 本県にとって坑道内の埋戻しという前例のない工事であり、国からの鉱害防止・安全管理に係る技術的な支援が不可欠である。



### 3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、抗廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了した。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている。
- しかし、赤川の保全水路の対策に万全を期すためには、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含め、上流（赤川）から下流（北上川）までの河川の一体管理を行う必要がある。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課  
県土整備部 河川課



## 22 公共関与型産業廃棄物最終処分場の新設に対する支援

県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に対し、整備完了までの交付金事業の財源確保と地方財政措置の継続について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

令和2年度から国の支援を受け、第Ⅰ期建設工事を実施しており、整備完了までの確実な財源を確保するとともに、3期45年にわたる全体計画に対する国の財政的支援及び地方財政措置が継続されるよう要望します。

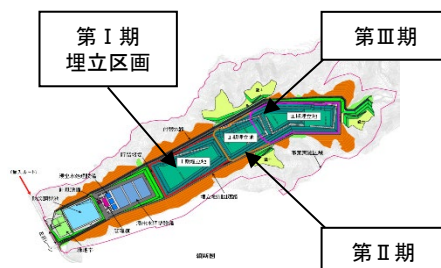
#### 【現状と課題】

##### 1 公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備に対する財政支援

- 本県の公共関与型産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、残余容量が減少していることから、後継となる最終処分場が切れ目なく稼働することが必要。
- この後継となる最終処分場について、令和2年度から事業主体である一般財団法人クリーンいわて事業団が、国支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業交付金）を受け、全体計画（Ⅰ～Ⅲ期）のうち、Ⅰ期埋立区画の建設工事が着実に進捗。
- 当該Ⅰ期建設工事の完成までの確実な財源の確保はもとより、3期45年にわたる全体計画に対する国の支援措置が必要。
- 国の交付要綱において、「交付金は、県が出資又は補助した額を上限として交付する」と規定されていることから、県では、毎年度国交付金と同額の補助金（一般財源）を事業団に補助。
- 公共関与による産業廃棄物最終処分場は、県民生活に不可欠の施設であり、地方自治体の財政力によって整備に支障が生じることがないように、地方債の元利償還金の交付税措置率を向上させる等通常の公共事業に比べ手厚い地方財政措置が必要。

#### 施設の概要

- 1 施設の種類：管理型最終処分場（オープン型）
- 2 整備予定地：岩手県八幡平市平館第2地割地内
- 3 事業期間：45年間
- 4 埋立容量：183万 $m^3$ （1期61万 $m^3$ ×3期）
- 5 埋立面積：13ha



【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

## 23 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

急速に進む少子高齢化に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために創設された、地域医療介護総合確保基金について、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするとともに、都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、医師少数県において、医師確保に多額の一般財源を投入していることを鑑み、医師不足が顕著な県に重点的に配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の運用に当たり、事業区分間の額の調整について、柔軟に行う運用とするよう要望します。

#### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

##### (1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する特別交付税や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

## **(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定**

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する要因となっているため、診療報酬の配点方法の精緻化により公平な補てんが行われるよう要望します。

## **3 循環器病対策の推進に必要な財政支援制度の創設**

本県はもとより、全国においても主要な死亡原因である脳卒中、心臓病その他の循環器病への対策を総合的かつ計画的に推進するため、国の基本計画を踏まえ本県において策定した「岩手県循環器病対策推進計画」に基づき、多職種が連携し、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制の構築に取り組む必要があることから、体制構築や運営に中心的に取り組む医療機関等への財政支援制度を創設するよう要望します。

## **4 地域医療を支える私立大学に対する財政支援**

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

## **5 医療施設の耐震化促進に対する支援**

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、一定の整備がなされてきたところですが、現在活用できる医療施設耐震整備事業では、補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

## **6 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政等支援**

近年、医療機関を標的としたランサムウェア等によるサイバー攻撃が増加し、厚生労働省でも、病院等におけるサイバーセキュリティ対策の強化を目的とした医療法施行規則の改正や、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの見直し等の取組が行われており、人員の確保やバックアップ体制の構築、サイバー攻撃対策を講じたネットワーク設定・管理などを行うためには、医療機関の負担が大きいことから、医療機関の継続的な運用を確保するための支援を要望します。

## **7 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保**

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

## **8 周産期医療の確保に対する支援**

### **(1) 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充**

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営は恒常的に不採算事業であり、周産期母子医療センターを運営する医療機関にとって財政的な負担が大きいことから、妊産婦及び新生児に対してリスクに応じた適切な周産期医療を提供できるよう、周産期母子医療センターに対する財政支援について更なる拡充を行うよう要望します。

### **(2) 妊産婦のアクセス支援に対する財政支援制度の創設**

分娩取扱施設の減少等により、妊産婦が居住地から距離のある分娩取扱施設で分娩せざるを得ない状況が生じていることから、妊産婦の健診・分娩に係る通院費等の経済的負担を軽減するため、妊産婦のアクセス支援に係る財政支援制度を創設するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関や介護施設の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

<基金造成額>

平成26年度 10.2億円 ※【参考】要望額10.2億円

平成27年度 20.1億円（医療分9.5億円、介護分10.6億円）

平成28年度 31.9億円（医療分10.6億円、介護分21.3億円）

平成29年度 21.7億円（医療分12.9億円、介護分8.8億円）

平成30年度 17.4億円（医療分14.5億円、介護分2.9億円）

令和元年度 27.0億円（医療分14.2億円、介護分12.8億円）

令和2年度 26.3億円（医療分12.5億円、介護分13.8億円）

令和3年度 18.2億円（医療分10.4億円、介護分7.8億円）

令和4年度 27.2億円（医療分12.5億円、介護分14.7億円）

令和5年度 24.5億円（医療分14.4億円、介護分10.1億円）※令和5年度当初予算額ベース

- 医師確保・偏在是正に資する医師確保の取組については、医師少数県は多額の一般財源を投入している状況にある。（例えば、令和2年度の岩手県医師確保関連事業に要した費用は1,179百万円であるが、うち285百万円は地域医療介護総合確保基金を充当しているものの、その他は一般財源により支出している。）
- 医師少数県の多額の財政負担を踏まえ、普通交付税における医師少数県に対する重点配分の実施や修学資金に対する特別交付税措置（現在は1億円を上限に、奨学金または貸付金の3割、医師少数県については5割を措置）の更なる拡充等により、一層の財政支援の拡充を行うことが必要。
- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。

### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 「公立病院に係る財政措置の取扱い」の改正（平成28年4月1日）により公立病院等に対する特別交付税の算定方法が見直され、公立病院に対する繰出しを行っている自治体や公的病院等に対する助成を行っている自治体の負担が増大する事例が発生。
- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 平成30年度の診療報酬改定においては、二次救急医療機関に対する夜間救急看護体制の評価の新設や医師の負担軽減を考慮した小児かかりつけ診療科の要件緩和などが行われたが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。
- 医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成31年度税制改正大綱において、診療報酬による仕入れ控除税額相当分の補てん状況の調査を行い、その結果を踏まえて、診療報酬の配点方法の精緻化により対応していくことが望まれるとされたが、公立病院や民間病院など設置主体の違いにかかわらず公平な補てんが行われることが必要。

### 3 循環器病対策の推進に必要な財政支援の拡充

- 国では、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法を令和元年12月に施行し、令和2年10月に「循環器病対策推進基本計画」を策定。（令和5年3月 第2期基本計画策定）
- 国の基本計画に基づき、本県では、関係機関との連携・協働により、脳卒中、急性心筋梗塞を含む虚血性心疾患、心不全、大動脈解離等の循環器病対策を推進するため、令和4年3月に「岩手県循環器病対策推進計画」を策定。（令和6年3月 第2期県基本計画策定予定）

### 4 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

### 5 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000 m<sup>2</sup>以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成25年度末までに、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した病院の耐震化整備事業が完了するまでの臨時的な措置。（本県は平成29年度に完了。）
- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院もIs値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

### 6 医療機関のサイバーセキュリティ対策に係る財政支援等

- 令和5年3月に医療法施行規則が改正され、病院及び診療所は医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならないとされたところ。
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版により、非常時に備えたバックアップの実施と管理についての考え方が示されたところ。
- システム開発費やサーバ・端末・ネットワーク機器の増加、人員の確保などの導入費用が見込まれる。
- また、システムの機能追加や継続的に発生するハード・ソフト両面の保守コストの増加（初期構築費用の10%程度）が見込まれる。
- なお、サーバ・端末・ネットワーク機器は概ね5年程度で更新が必要であり、定期的な更新費用（初期構築費と同程度）が見込まれる。

### 7 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 令和4年度、本県では12の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の74.1%に留まり、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 令和5年度も、令和4年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な14事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

## 8 周産期医療の確保に対する支援

### (1) 周産期母子医療センターの運営に関する財政支援制度の拡充等

- 周産期母子医療センターにおける MFICU、NICU、GCU は、ともに不採算部門であり、平成 22 年度の国庫補助制度拡充により、財政支援の充実強化が図られたところであるが、依然として、運営費の不採算を解消するには至っていないことから、周産期母子医療センターの財政負担を軽減することが必要。

|                        |   |
|------------------------|---|
| (H13 年度以降)<br>H21 年度まで | 総合周産期母子医療センターの運営に要する経費に対し補助。  |
| H22 年度                 | ○地域周産期母子医療センター運営に要する経費についても、補助対象として拡充。<br>○これまでの MFICU を基準とした補助に加え、NICU、GCU に対する補助を追加。<br>○母体救命体制を整備するための「母体救命強化加算」を創設。 |
| H23 年度                 | 「麻酔科医配置加算」「臨床心理技術者配置加算」を創設。   |

### (2) 妊産婦の周産期医療に対する財政支援制度の創設

- 胆江医療圏で唯一分娩を取り扱っていた産科診療所において、令和 4 年 4 月から分娩取扱が中止となったことから、岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議を開催し、胆江地域における妊婦の方が県南周産期医療圏内で確実に出産を行うことができること、周産期医療圏内の妊婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、安心、安全な出産ができる環境を確保していくことを確認。
- 釜石地域医療圏で唯一分娩を取り扱っていた県立釜石病院が令和 3 年 10 月から分娩の取扱を休止したことなど、二次保健医療圏内での分娩が難しい状況になっているため、他の圏域などへの通院、移動をせざるを得ない状況にあることから、妊産婦の経済的負担を軽減するための措置が必要。
- 分娩取扱施設が減少している中、岩手県では、令和 2 年度からハイリスク妊産婦のアクセス支援事業を、令和 5 年度からはハイリスク妊産婦以外の妊産婦も含めたアクセス支援事業を行っているところだが、県及び市町村の単独経費での対応であり、地域で安心して出産できる環境の整備を進めるためには、国庫補助制度など安定的な財源が必要。
- 国においては、幅広い用途に活用できるクーポン等を妊産婦に給付する「出産・子育て応援交付金」を創設したところだが、分娩取扱施設の減少とこれによる妊産婦の通院に係る負担の増加は全国的な課題であると考えられ、アクセス支援に特化した支援制度の創設が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 24 新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえると、新興感染症の発生・まん延時には、感染症に係る医療提供体制のみならず、広く一般の医療提供体制にも大きな影響があるところであり、今後、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の検討を行う際には、平時から、感染症指定医療機関等の機能強化などの取組と、感染症指定医療機関にとどまらず、一般の急性期機能を担う医療機関を含めた体制確保などの検討が必要となります。

については、次期保健医療計画策定に向けた、新興感染症発生・まん延時における医療体制を構築するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 新興感染症への対応等に向けた財政支援

新興感染症への体制構築に向け、今後、医療機関との病床確保等の協定締結をするに当たっては、協定締結を円滑に進めるためにも、体制整備及び有事の際の財政支援について、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた必要な支援を要望します。

#### 2 新興感染症への対応等に向けたシステム構築

都道府県の患者の療養先の振分けや入院調整を行うためには、リアルタイムで受入れ可能病床情報の共有を行うシステムの構築が必要であり、都道府県域を越えた重症患者の広域での搬送への備えも必要とされていることから、システムは、全国統一で、同じ情報を基に運用できることが望まれます。

については、新型コロナウイルス感染症対応での課題等を踏まえ、新たにシステム構築をするのではなく、国で既に整備・運用している「G-MIS」について、自治体や医療機関が使いやすいように改修するとともに、「HER-SYS」などの感染症関係システムと連携させるなど、国での整備の検討を要望します。



### 3 新興感染症への対応等に向けた高齢者施設等に対する医療支援

新型コロナウイルス感染症の対応においては、第6波以降、高齢者施設等でのクラスターが相次いで発生し、感染による基礎疾患の悪化などにより亡くられる方が多数いたため、感染拡大時における高齢者施設等への医療支援は非常に重要と認識しており、また、高齢者施設等がひっ迫し、協力医療機関への情報伝達や医療支援の要請が遅れるなどの課題もあったことから、協力医療機関が高齢者施設等に医療支援を行うことが必要です。

このことから、高齢者施設等において嘱託医、協力医療機関の確保が円滑に進むよう、必要な財源措置などについて要望します。

#### 【現状と課題】

##### <現状>

#### 1 国の動向

- 医療法改正により、次期医療計画の記載事項に「新興感染症発生・まん延時における医療」が新たに追加。
- 国の「第8次医療計画等に関する検討会」において、都道府県と医療機関との間の医療措置協定を中心に、意見を取りまとめ。

#### 2 本県の状況

- 新興感染症の発生等に対応するため、次期予防計画と連携し、感染症指定医療機関等の機能強化に加え、一般の急性期機能を担う医療機関も加えた体制の確保が必要。
- 新型コロナ対応をベースとし、医療機関と病床確保や発熱外来などの各医療措置に係る協定を締結が必要。(次期予防計画の策定と並行し対応)
- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の初期段階においても、医療機関の経営に大きな影響が出たことから、協定の締結に当たっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のよう国による財政支援が必要。

##### <課題>

- 新興感染症等の感染拡大時には、感染症に係る医療提供体制のみならず、広く一般の医療提供体制にも大きな影響があることから、平時から、感染症指定医療機関等の機能強化などの取組と、感染症指定医療機関にとどまらず、一般の急性期機能を担う医療機関を含めた体制確保などの検討が必要。
- 患者の重症度などに応じ、療養先の振分けや入院調整を行う際、地域の関係者間で、リアルタイムで受入可能病床情報の共有を行う仕組みについて国による全国統一での構築が必要。
- 新型コロナウイルス感染症対応においては、高齢者施設等でのクラスターが相次いで発生し、感染による基礎疾患の悪化などにより死亡者が増加したことから、感染急拡大時における高齢者施設等への医療支援の構築が大きな課題であることから、日頃から嘱託医や協力医療機関等が連携し、迅速に医療介入するようなスキームの構築が今後必要。

<参考1 国が示す新興感染症発生・まん延時における医療体制（次期医療計画の記載イメージ）>

【平時】

- ・ 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
- ・ 感染拡大時を想定した専門人材の確保 等
- ・ 医療機関における感染防護具等の 備蓄
- ・ 院内感染対策の 徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時】

- ・ 受入候補医療機関
- ・ 場所・人材等の確保に向けた考え方
- ・ 医療機関の間での連携・役割分担 等

<参考2 予防計画の骨子等>

予防計画については、「新型コロナウイルス感染症の検証」や「保健・医療提供体制確保計画」を踏まえたうえで、改正の検討を行い、改正感染症法及び医療法が令和6年4月に施行されることから、令和5年度中に策定する必要。（以下の項目について現行の予防計画に追加）

なお、策定に当たっては、感染症関係機関に加え、新たに保健所設置市や高齢者施設関係団体などを加えた「連携協議会」を設置し検討することとなっている。

○予防計画に追加する主な事項案

【医療提供体制の確保】

- ・ 検査の実施体制・検査能力の向上
- ・ 宿泊施設の確保
- ・ 宿泊療養、自宅療養体制の確保（医療に関する事項を除く）  
※市町村との情報連携、高齢者施設等との連携を含む
- ・ 人材の養成、資質の向上 等

【緊急時の感染症の発生予防・まん延防止、医療提供のための施策】

- ・ 緊急時における検査実施のための施策を追加

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 25 医師の働き方改革の推進

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、今般の新型コロナウイルス感染の対応においては、その公共性についても再認識されたところです。

地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められていますが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向け施策等を定めた「医師確保計画」に基づき、奨学金事業やキャリア形成支援等をはじめとする、様々な医師の確保及び偏在対策に取り組んできたところです。

このような中で、国においては、2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革として、「地域医療構想の実現」「医療従事者の働き方改革」「医師偏在対策」を進めているところでありますが、医師の時間外労働に対する上限規制が1年後の2024年に導入される一方、医師偏在是正の目標年は2036年とされています。

医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革のみが推進された場合、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

ついては、医師不足地域の実情を踏まえた、医師の働き方改革の取組の推進に向け、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 医師の働き方改革による地域医療への影響・課題等に関する詳細な実態調査と必要な方策の実施

医師の働き方改革が地域医療に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析を行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するために必要な方策を検討するとともに、医師の働き方改革の推進について、より具体的で実現可能なロードマップを示すよう要望します。

## 2 宿日直許可にあたっての協議の場の設置と実態や課題を踏まえた対応策の検討

宿日直許可にあたっては、医師の健康確保を図りつつ、大学の医局等からの医師の引上げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないよう、労働局と都道府県、医療機関（管理者・勤務医）との意見交換会の場を救急医療、周産期医療など課題ごとに医療圏単位等で設けるよう要望します。

また、医師不足が著しい医師少数県の医療提供体制を維持するためにも、宿日直の実態や課題を把握した上で、地域医療に及ぼす影響を踏まえた、必要な方策を速やかに検討するよう要望します。

## 3 医師の働き方改革の国民への周知

医師の働き方改革の推進にあたっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が必要ですが、医師の時間外労働の現状や、今般の法改正の趣旨・内容について、十分に理解が進んでいると言えない状況にあることから、医師の勤務環境改善や、持続可能な地域医療提供体制構築の必要性について、国民はもとより、医療機関・医療従事者に対してもより一層の周知を図るとともに、かかりつけ医機能の推進等、医療資源の有効活用に関する取組を強力に行うよう要望します。

### 【現状と課題】

#### <現状>

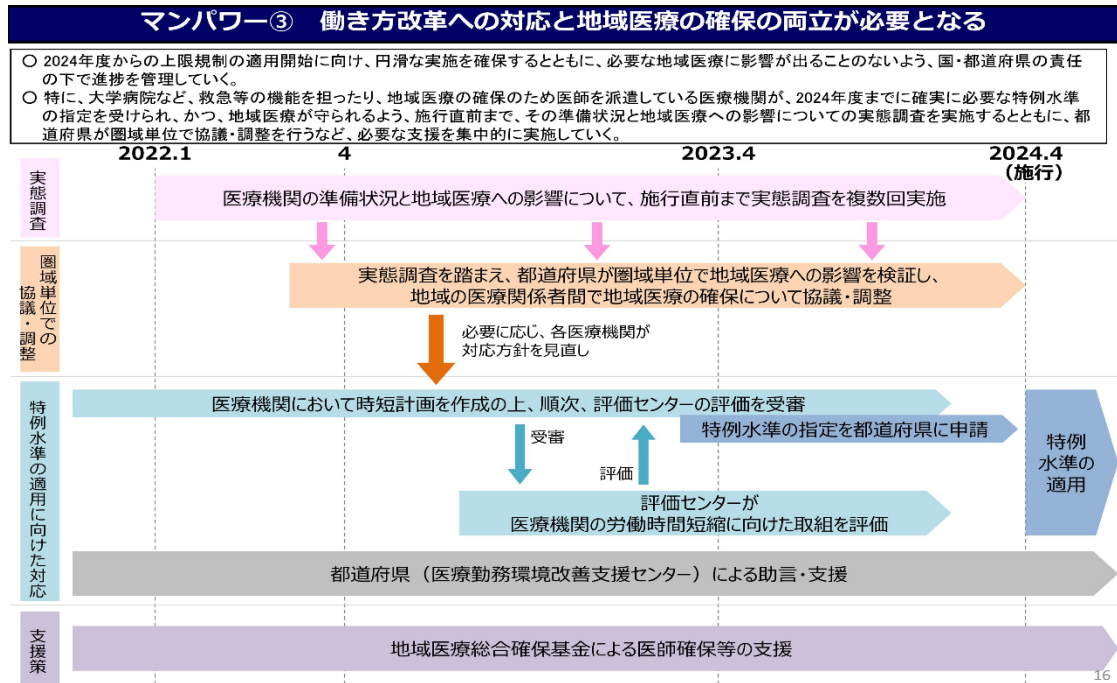
- 働き方改革全般の動向
  - ・ 働き方改革関連法により、平成31年4月より、中小企業を含むほぼ全ての企業に「時間外労働の上限規制」が適用（労使合意により年720時間以内等の上限）。
  - ・ 医師については、業務の特殊性から適用を猶予され、改正法施行5年後（令和6年4月）から上限規制が適用。
- 医師の働き方改革関連の動向
  - ・ 国の「医師の働き方改革に関する検討会」等における議論を経て、昨年5月の医療法改正により、医師の時間外労働の上限規制と追加的健康確保措置（※）が導入。
  - ・ 令和6年4月以降、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師のみ、年960時間超の時間外・休日労働が可能（連携B、B、C水準）。

#### 【医師の時間外労働の上限時間】

| 医療機関に適用する水準      | 年の上限時間     | 休息時間の確保 | 面接指導 |
|------------------|------------|---------|------|
| A水準（一般労働者と同程度）   | 960時間      | 努力義務    | 義務   |
| 連携B水準（医師を派遣する病院） | 1,860時間    | 義務      |      |
| B水準（救急医療等）       | ※2035年度末まで |         |      |
| C-1水準（臨床・専門研修）   | 1,860時間    |         |      |
| C-2水準（高度技能の修得研修） |            |         |      |

※ 追加的健康確保措置：連続勤務時間28時間と勤務間インターバル9時間（または代償休息）等

- 県内病院に勤務する医師の時間外労働の状況（令和5年2月時点）
  - ・ 年 960 時間超の時間外労働の医師がいる病院及び医師数は、県内 92 病院（1,864 人）のうち、7 病院（60 人）
  - ・ 全医療機関及び都道府県に対し、R4.2.28 付で「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況」に関する調査を実施。（今後も医療機関の準備状況と地域医療の影響について、2024 年の施行直前まで実態調査を複数回実施予定）



(R4.3.4「第8次医療計画等に関する検討会」資料より抜粋)

○ 厚生労働省・医療関係団体等の直近の動向

(1) 厚生労働省

- ・ R4.2 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施
  - 時間外・休日労働時間を把握している病院は4割程度(5/17 報道)
- ・ R4.4 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン及び医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）公表
  - 地域医療確保特例水準(B、連携 B、C-1、C-2)の取得に関する指針
- ・ R4.4 宿日直許可申請に関する WEB 相談窓口を設置
  - 宿日直許可の取得に関する医療機関の相談に対応
- ・ R4.7 医療機関における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。
- ・ R4.8 大学病院における医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査を実施。

(2) 日本医師会

- ・ R4.3 四病院団体協議会・全国有床診療所連絡協議会と合同で、医師独自の宿日直基準を設けること等を求める要望書を取りまとめ、後藤茂之厚労大臣に要望。

(3) 全国自治体病院協議会

- ・ R4.4 医師の働き方改革に関する会員病院の対応状況の調査結果を公表。
  - 宿日直を行っている全診療科での宿日直許可取得が 43.9%、大学等からの医師派遣を受けている病院でも 51.2%が未取得であったことから、全診療科の宿日直許可の取得に向け、各労働基準監督署の判断のばらつきの統一化や、許可基準に地域の特性を踏まえた対応を求める方針。

○ 県内のこれまでの取組の状況

ア 県による取組

- ① 「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」の設立（R元11月～）
  - ・ 医師に対する制度の周知や意識醸成のための研修会の開催
  - ・ 関係機関における取組状況等を共有するための会議の開催
  - ・ 県民向けリーフレットの作成及び県内医療機関やコンビニ等への配布
- ② 医療勤務環境改善センターの設置（H27～）
  - ・ 医療機関へのアドバイザー派遣や研修会開催等
  - ・ 「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」を踏まえ、県内医療機関の現状や宿日直許可における今後の対応等を聴取
  - ・ 医療機関が宿日直許可申請を行う際の支援

イ 各医療機関の取組状況

各医療機関はA水準を目指して、時間外労働時間の短縮に取り組んでいるが、県立中央病院や一部の病院はB水準を視野に準備しているところ。

**県立病院における取組**

- ① 令和2年度より全病院が医師労働時間短縮計画を策定し、進捗を管理
- ② 外部専門家による勤務実態の把握、分析及び長時間労働医師へのヒアリング等の実施
- ③ 全ての県立病院の宿日直許可の取得手続き
- ④ その他
  - ・ 各診療科の勤務実態を踏まえた労働時間制の採用、タスク・シェアやタスク・シフトの推進、ICTを活用した業務効率化（オンコール体制見直し等）、かかりつけ医への積極的な逆紹介、働き方改革研修会への参加

**岩手医科大学附属病院における取組**

- ① 主治医制の廃止
- ② 病棟当直の廃止、オンコール体制への移行
- ③ 勤怠管理システムによる時間管理の実施
- ④ 働き方改革研修会への参加

**【医療機関から県に対する要望項目】**

地域医療提供体制への影響に係る県民への広報、宿日直許可の取得に向けた支援、医師の増員配置

<課題>

- ア 大学病院からの診療応援に依存した本県の医療提供体制
- ・ 医師不足地域が多い本県では、各医療機関の診療体制は岩手医科大学附属病院や東北大学病院に所属する医師による診療応援で確保している。
- イ 診療応援体制の縮小
- ・ 診療応援に係る労働時間については、派遣元の大学病院における労働時間と合算することとなるため、宿日直許可が得られていない病院への宿日直勤務の応援により、時間外労働時間の上限規制に抵触する可能性がある。
- ウ 大学病院の支援機能の低下
- ・ 大学病院の勤務医は、他の医療機関の医師と比較して低い処遇となっていることから、それを補うため、副業的に診療応援を行っている実情がある。
  - ・ 医師の働き方改革の影響で診療応援ができなくなることによって、十分に収入を得られない大学病院には医師が集まらなくなり、最先端の医療を担うことができなくなる可能性がある。
  - ・ 岩手医科大学附属病院は、他の東北の大学附属病院と比べて病床数が多く（岩手：1,050、弘前：644、秋田：615、山形：637、福島：778）、相当数の医師が必要とされる上、県立病院等他の多くの病院に医師の派遣も行っているため、当該病院の医師数が充足されないと、地域医療の中核機能を担うことが困難になる。

## 26 診療報酬の改定等

令和4年4月に行われた診療報酬改定では、公表されている本体改定率はプラスとなったものの、診療報酬全体では令和2年度に引き続きマイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。また、最低賃金の引上げ等による人件費（外部の業務委託料含む）の高騰や物価の高騰が続いており、公立病院の経営を圧迫しています。

このような、厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制度の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 安定した病院経営のための診療報酬引き上げ

最低賃金の引上げ等による人件費（外部の業務委託料含む）の高騰や物価の高騰が続くなか、人材の確保や医療機器等の設備投資等、医療提供体制を安定的に維持するため入院基本料等の診療報酬の引き上げを要望します。

#### 2 診療報酬による消費税の適正な補填等

消費税率引上げ後の診療報酬による補填状況を継続的に検証し、病院個別に補填が充足される公平で精緻な制度とするよう要望します。

また、診療報酬での対応が困難な場合には、控除対象外消費税が発生しないよう課税措置へ転換するなど、税制上の抜本的な見直しを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 安定した病院経営のための診療報酬引き上げ

- 最低賃金の引き上げ等による人件費（外部の業務委託料含む）の高騰、医療材料、医療機器の価格高騰など医療提供コストの大幅な上昇が続いているが、入院基本料はこれまで15年間、消費税増税時以外は引き上げられておらず病院経営は逼迫している。

2 診療報酬による消費税の適正な補填等

- 医療機関においては、医療機器や医療材料等を購入する際に負担した課税相当分を患者に転嫁できないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じている。

県立病院等においては、消費税が導入された平成元年度から令和3年度までの間の累計の消費税負担額は総額 771 億円余であるのに対し、診療報酬の引上げにより補填されたと推計される額及び一般会計からの地方消費税相当分の繰入れにより補填されたと推計される額の合計は 561 億円余で、実質的な負担額は 210 億円程度と試算している。

消費税等負担額一覧表

| 区分              | 平成元年度から平成15年度まで | 平成16年度      | 平成17年度      | 平成18年度      | 平成19年度      | 平成20年度      | 平成21年度      | 平成22年度      | 平成23年度      | 平成24年度      |
|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 消費税等負担額         | 25,667,170千円    | 2,110,628千円 | 2,187,793千円 | 2,053,844千円 | 1,969,678千円 | 1,843,744千円 | 1,830,682千円 | 1,831,390千円 | 1,786,640千円 | 1,852,457千円 |
| 診療報酬補填額(推計)     | 14,010,722千円    | 1,087,547千円 | 1,109,111千円 | 1,053,188千円 | 1,036,850千円 | 1,031,428千円 | 1,037,113千円 | 1,068,242千円 | 1,080,685千円 | 1,124,478千円 |
| 実質消費税等負担額       | 11,656,448千円    | 1,023,081千円 | 1,078,682千円 | 1,000,656千円 | 932,828千円   | 812,316千円   | 793,569千円   | 763,148千円   | 705,955千円   | 727,979千円   |
| 一般会計補填分(地方消費税分) | 2,077,852千円     | 355,132千円   | 348,392千円   | 325,907千円   | 340,167千円   | 311,119千円   | 318,381千円   | 373,881千円   | 338,113千円   | 356,499千円   |
| 一般会計補填分を差引いた負担額 | 9,578,596千円     | 667,949千円   | 730,290千円   | 674,749千円   | 592,661千円   | 501,197千円   | 475,188千円   | 389,267千円   | 367,842千円   | 371,480千円   |

| 区分              | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      | 平成30年度      | 令和元年度       | 令和2年度       | 令和3年度       | 累計           |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 消費税等負担額         | 1,945,937千円 | 4,614,054千円 | 3,534,031千円 | 3,535,183千円 | 3,831,429千円 | 3,559,521千円 | 4,054,341千円 | 4,389,226千円 | 4,553,527千円 | 77,151,275千円 |
| 診療報酬補填額(推計)     | 1,137,690千円 | 2,293,997千円 | 2,313,828千円 | 2,310,330千円 | 2,322,000千円 | 2,372,555千円 | 2,843,956千円 | 3,135,539千円 | 3,240,683千円 | 45,609,942千円 |
| 実質消費税等負担額       | 808,247千円   | 2,320,057千円 | 1,220,203千円 | 1,224,853千円 | 1,509,429千円 | 1,186,966千円 | 1,210,385千円 | 1,253,687千円 | 1,312,844千円 | 31,541,333千円 |
| 一般会計補填分(地方消費税分) | 353,572千円   | 358,422千円   | 594,778千円   | 751,283千円   | 743,377千円   | 707,789千円   | 709,938千円   | 731,721千円   | 401,844千円   | 10,498,167千円 |
| 一般会計補填分を差引いた負担額 | 454,675千円   | 1,961,635千円 | 625,425千円   | 473,570千円   | 766,052千円   | 479,177千円   | 500,447千円   | 521,966千円   | 911,000千円   | 21,043,166千円 |

補填額推計  
56,108,019  
千円

- 平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられた際、増税相当分を手当てするため診療報酬の改定（主に基本診療料）が行われたが、平成30年に診療報酬による消費税増税分の補填不足が判明し、公立病院等の補填率は69%と、他の設置主体の医療機関と比べ最も補填不足となっている状況。



平成28年度 補てん状況把握結果④【一般病院：開設主体別】

○ 一般病院の開設主体別の補てん率を見ると、医療法人は92.6%、国立は84.7%、公立は69.5%、国公立除くでは91.1%であった。

(1施設・1年間当たり)

|                              | 一般病院全体      | 医療法人        | 国立          | 公立          | 国公立除く       |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 報酬上乘せ分 (A)                   | 16,865千円    | 11,497千円    | 35,789千円    | 29,041千円    | 15,885千円    |
| 3%相当負担額 (B)                  | 19,739千円    | 12,419千円    | 42,270千円    | 41,784千円    | 17,436千円    |
| 補てん差額 (A-B)                  | ▲2,874千円    | ▲922千円      | ▲6,481千円    | ▲12,743千円   | ▲1,551千円    |
| 補てん率 (A/B)                   | 85.4%       | 92.6%       | 84.7%       | 69.5%       | 91.1%       |
| 医業・介護収益 (C)                  | 2,844,417千円 | 1,894,288千円 | 6,098,915千円 | 5,082,443千円 | 2,661,392千円 |
| 医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C) | ▲0.10%      | ▲0.05%      | ▲0.11%      | ▲0.25%      | ▲0.06%      |
| 集計施設数                        | (785)       | 448         | 40          | 138         | 607         |
| 平均病床数                        | (194)       | 150         | 350         | 247         | 174         |

※ 一般病院全体の値は、施設の類型別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したものである。

診 調 組 税 - 1  
3 0 . 7 . 2 5

○ 令和元年 10 月からの消費税率 10%の引上げに対応するため、診療報酬においても、過去に 5%から 8%に引き上がった部分も含めた 5%から 10%の部分について、より正しい補填となるよう配点のうえ改定されたが、引上げ後の補填状況の把握結果では、公立病院等の補填率は 88.1%と、他の設置主体の医療機関が 100%を上回る補填状況の中、公立病院等は補填不足となっている状況。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、上乘せ点数の厳密な検証が困難なことなどから、令和 4 年度診療報酬改定で上乘せ点数の見直しは行わないこととされた。

令和2年度 補てん状況把握結果⑤【一般病院：開設主体別】

○ 一般病院の開設主体別の補てん率をみると、医療法人は117.4%、国立は109.6%、公立は88.1%、国公立除くでは119.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

| 一般病院                         | 一般病院全体      | 医療法人        | 国立          | 公立          | 国公立除く       |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 報酬上乘せ分 (A)                   | 39,331千円    | 25,862千円    | 83,511千円    | 60,529千円    | 42,246千円    |
| 5%相当負担額 (B)                  | 35,542千円    | 22,029千円    | 76,164千円    | 68,728千円    | 35,394千円    |
| 補てん差額 (A-B)                  | 3,789千円     | 3,834千円     | 7,347千円     | ▲8,199千円    | 6,853千円     |
| 補てん率 (A/B)                   | 110.7%      | 117.4%      | 109.6%      | 88.1%       | 119.4%      |
| 医業・介護収益 (C)                  | 2,987,515千円 | 1,978,078千円 | 6,388,906千円 | 4,566,981千円 | 3,175,934千円 |
| 医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C) | 0.13%       | 0.19%       | 0.12%       | ▲0.18%      | 0.22%       |
| 集計施設数                        | (627)       | 304         | 17          | 130         | 480         |
| 平均病床数                        | (184)       | 135         | 315         | 218         | 171         |

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

診 調 組 税 - 1  
3 . 1 2 . 2

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課

## 27 電子処方箋等の安定運用に向けた支援の拡充

令和5年1月から開始された電子処方箋にかかるシステム整備及び、令和3年10月から開始されたマイナンバーカードを利用した健康保険証のオンライン資格確認に関しては、医療情報化支援基金により一部支援が行われるところですが、システム整備などに多額の費用が生じており、整備後においても継続的に機器更新や保守等の費用発生が見込まれます。

これらは、国の施策により医療機関に新たに費用負担が発生するものであることから、各システムの継続的な運用に向け適切な支援を行うよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 電子処方箋等の安定運用に向けた支援の拡充

電子処方箋及びオンライン資格確認に対応するため、機能開発や保守管理、機器更新などに係る財政支援や、医療機関の負担軽減のための制度改正などの支援を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 電子処方箋等の安定運用に向けた支援の拡充

- 県立病院では、電子処方箋に対応するために約1.1億円の費用を、オンライン資格確認に約1.8億円の費用を負担し、整備を行ったが、今後のマイナンバーカードの普及やマイナポータルで扱う情報項目の拡大に伴い、更なる機器・機能の追加が必要。  
診療報酬改定により、オンライン資格確認に係る加算が新設となったものの、継続的な運用を行うには更なる財源確保が必要。
- また、システム整備後においても、継続的に保守管理費（オンライン資格確認年間12百万円程度、電子処方箋年間9百万円）が発生するほか、概ね5年程度の頻度で機器等の更新費（初期構築費と同程度）が発生することから、安定した制度運用に支障が生じることがないように、所要の財源確保が必要。
- さらに、電子処方箋を運用するためには、医師それぞれがHPKIカードを保有し、定期的に更新する必要があるため、その取得・更新のための費用、取得していない医師の管理や運用対応が必要。  
医療現場が混乱することのないよう医師個人による署名に代えて、組織（医療機関）による署名とすることが必要。

## 28 農林業における「産地対策の充実・強化」

「食料・農業・農村基本計画」の推進による農業の体質強化を図るため、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

また、「森林・林業基本計画」の推進による森林・林業・木材産業の持続的な成長発展によりグリーン成長を実現するため、森林の適正管理や木材産業の競争力強化等に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 水田等を有効に活用した産地対策の充実・強化

- (1) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。  
また、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望します。
- (3) 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦・大豆生産技術向上事業」について、需要に応じた米の生産と水田フル活用による農業者の所得確保に有効であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保が必要。
- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが必要。

【本県への交付額】

(単位：億円)

|                          | 対象作物        | H30   | R1    | R2    | R3    |
|--------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)        | 麦、大豆、そば、なたね | 20.8  | 27.0  | 22.1  | 24.5  |
| 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) | 米、麦、大豆      | 0.1   | 0.0   | 0.0   | 17.7  |
| 水田活用の直接支払交付金             | 飼料用米等       | 128.6 | 129.7 | 126.8 | 132.1 |
| 計                        |             | 149.5 | 156.7 | 148.9 | 174.3 |

2 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて

- 「水田活用の直接支払交付金」の見直しに対し、生産者や市町村、農協などからは、生産意欲の減退や耕作放棄地の発生への懸念等の声が寄せられている。
- 県内の転換作物には、りんどうなど、5年以上の周期でブロックローテーションを行っている作物があり、令和4年度に見直された5年に一度の水張り期間の設定が本県の実情にそぐわないものもある。
- 国では、5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続することとしている。

3 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦・大豆生産技術向上事業」の継続

(1) 畑作物産地形成促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

|       | 要望額 A     | 内報額 B       | B/A (%) |
|-------|-----------|-------------|---------|
| 令和5年度 | 1,781,006 | 1,738,657.5 | 98      |

(2) コメ新市場開拓等促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

|       | 要望額 A   | 内報額 B   | B/A (%) |
|-------|---------|---------|---------|
| 令和5年度 | 446,164 | 417,325 | 94      |

(3) 麦・大豆生産技術向上事業の要望額と内報額 (単位：千円)

|       | 要望額 A  | 内報額 B  | B/A (%) |
|-------|--------|--------|---------|
| 令和5年度 | 10,759 | 10,759 | 100     |

4 「畑地化促進事業」の予算措置

(1) 畑地化促進事業の要望額と内報額 (単位：千円)

|        | 要望額 A     | 内報額 B | B/A (%) |
|--------|-----------|-------|---------|
| 畑地化支援  | 4,610,506 | —     | —       |
| 決済金等支援 | 1,040,718 | —     | —       |
| 計      | 5,651,224 | —     | —       |

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け、引き続き十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払における令和5年度の国の当初配分額は、要望額の95%に止まっている状況。
- 担い手への農地集積等構造改革を後押しする上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、令和6年度の確実な予算措置が必要。

《日本型直接支払制度の取組面積》

(単位：ha)

| 区 分         | H26年度  | H30<br>(H26比)    | R1<br>(H26比)     | R2<br>(H26比)     | R3<br>(H26比)     | R4<br>(H26比)     | R5<br>(H26比)     |
|-------------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 多面的機能支払     | 63,827 | 75,104<br>(118%) | 75,105<br>(118%) | 75,065<br>(118%) | 75,819<br>(119%) | 76,129<br>(119%) | 77,204<br>(121%) |
| 中山間地域等直接支払  | 22,927 | 24,043<br>(105%) | 24,083<br>(105%) | 23,117<br>(101%) | 23,405<br>(102%) | 23,494<br>(102%) | 23,507<br>(103%) |
| 環境保全型農業直接支払 | 2,428  | 3,702<br>(152%)  | 3,742<br>(154%)  | 3,043<br>(125%)  | 2,983<br>(123%)  | 2,677<br>(110%)  | 2,931<br>(121%)  |

《日本型直接支払制度における国の令和5年度予算配分状況（国費ベース）》

| 区 分         | 取組面積<br>(ha) | 要望額※<br>(百万円) | 配分額<br>(百万円) | 配分率<br>(%) |
|-------------|--------------|---------------|--------------|------------|
| 多面的機能支払     | 77,204       | 2,477         | 2,305        | 93         |
| 中山間地域等直接支払  | 23,507       | 1,748         | 1,707        | 98         |
| 環境保全型農業直接支払 | 2,391        | 115           | 10月配分        | 未定         |
| 計           | 103,102      | 4,340         | 未定           | 未定         |

※ 要望額は県予算額であること

##### 2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計であり、一定の地方財政措置が行われている。特に、中山間地域等直接支払交付金においては、令和3年度から普通交付税による県負担分への措置率が3分の1から6割に引き上げられ、県の実質負担額の軽減が図られたところ。
- 一方、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するものであることから、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、引き続き地方財政措置の充実が望まれる。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（令和4年度）》

1 多面的機能直接支払

|         |                        |                          |                     |
|---------|------------------------|--------------------------|---------------------|
| 国 (50%) | 県 (25%)                |                          |                     |
|         | 普通交付税措置<br>6割<br>(15%) | 特別交付税措置<br>残余の4割<br>(4%) | 実質負担<br>予定額<br>(6%) |
|         | 市町村 (25%)              |                          |                     |
|         | 普通交付税措置<br>6割<br>(15%) | 特別交付税措置<br>残余の6割<br>(6%) | 実質負担<br>予定額<br>(4%) |

2 中山間地域等直接支払

|              |                          |                             |                     |
|--------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 国 (50%又は1/3) | 県 (25%又は1/3)             |                             |                     |
|              | 普通交付税措置<br>6割<br>(15%)   | 特別交付税措置<br>残余の4割<br>(4%)    | 実質負担<br>予定額<br>(6%) |
|              | 市町村 (25%又は1/3)           |                             |                     |
|              | 普通交付税措置<br>1/3<br>(8.3%) | 特別交付税措置<br>残余の7割<br>(11.7%) | 実質負担<br>予定額<br>(5%) |

3 環境保全型農業直接支払

|         |                          |                             |                        |
|---------|--------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 国 (50%) | 県 (25%)                  |                             |                        |
|         | 普通交付税措置<br>5割<br>(12.5%) | 特別交付税措置<br>残余の5割<br>(6.25%) | 実質負担<br>予定額<br>(6.25%) |
|         | 市町村 (25%)                |                             |                        |
|         | 普通交付税措置<br>5割<br>(12.5%) | 特別交付税措置<br>残余の7割<br>(8.75%) | 実質負担<br>予定額<br>(3.75%) |

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

## 《 要 望 事 項 》

### 3 産地づくりに必要な施設の整備等に対する支援

園芸をはじめ、麦・大豆、雑穀などの産地の基盤強化や競争力強化、スマート農業技術の導入による生産性の向上、食品流通の合理化に重要な役割を果たす「強い農業づくり総合支援交付金」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 「強い農業づくり総合支援交付金」及び「産地生産基盤パワーアップ事業」による施設等整備は、産地の基盤強化や食品流通の合理化につながり、「強い農業」づくりに大きく貢献。
- 令和5年度においても、事業実施要望が多く出される見込みであり国の十分な予算措置が必要。

#### (1) 「強い農業づくり総合支援交付金」配分状況等

##### ① 産地基幹施設等支援タイプの配分状況等

#### 【配分状況】

(単位：千円)

|     | R1      | R2      | R3        | R4      | R5      |
|-----|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 要望額 | 503,841 | 764,006 | 1,211,570 | 272,525 | 892,800 |
| 配分額 | 503,841 | 471,546 | 520,660   | 272,525 | 892,800 |
| 配分率 | 100.0%  | 61.7%   | 43.0%     | 100.0%  | 100.0%  |

#### 【事業実施状況】

| 実施年度         | 採択地区／要望地区 | 内訳   |
|--------------|-----------|--|
| 令和3年度        | 1地区／3地区   | 大型貯乳施設 (R2～R4)<br>※ 未配分地区：農産物処理加工施設 (小麦、大豆)、乾燥調製施設 (水稻、小麦) |
| 令和4年度        | 1地区／1地区   | 乾燥調製施設 (水稻、小麦)   |
| 令和5年度        | 1地区／1地区   | 穀類乾燥調製貯蔵施設 (水稻)  |
| 令和6年度以降に整備予定 |           | 土壌改良資材製造施設 等   |

##### ② 卸売市場等支援タイプの要望状況

- ・事業実施主体 盛岡市 (盛岡市中央卸売市場)
- ・事業内容 売場施設の整備、貯蔵・保管施設の整備
- ・事業費 1,181,000 千円
- ・事業期間 令和6年度～令和8年度

#### (2) 「産地生産基盤パワーアップ事業」配分状況等

#### 【配分状況】

(単位：千円)

|     | R1      | R2      | R3      | R4 (見込) |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 要望額 | 300,364 | 406,339 | 120,662 | 77,700  |
| 配分額 | 300,364 | 406,339 | 120,662 | —       |
| 配分率 | 100.0%  | 100.0%  | 100.0%  | —       |

【事業実施状況】

| 実施年度         | 採択地区／要望地区 | 内訳                                 |
|--------------|-----------|------------------------------------|
| 令和3年度        | 7地区／7地区   | ピーマンパイプハウス団地<br>トマト周年栽培施設（環境制御装置）等 |
| 令和4年度        | 3地区／3地区   | 乾燥調製施設（大豆）、ばれいしょ収穫機等               |
| 令和5年度        | 0地区／1地区   | ※ 不採択地区：高度環境制御栽培施設                 |
| 令和6年度以降に整備予定 |           | 高度環境制御栽培施設 等                       |

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆機械導入対策）の要望額と内報額  
（単位：千円）

|       | 要望額 A   | 内報額 B   | B/A (%) |
|-------|---------|---------|---------|
| 令和5年度 | 244,627 | 244,627 | 100     |

【県担当部局】農林水産部 流通課、農産園芸課



## 《 要 望 事 項 》

### 4 米需給調整の着実な推進

- (1) 米の需給と価格の安定に資するため、国主導による実効的な対策に加え、主食用米の消費喚起や米粉用米等の利用促進などの需要拡大対策を引き続き推進するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

#### 1 米の需給と価格の安定

- 現在、岩手県農業再生協議会において、需要に応じた米生産に着実に取り組んでいるところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要。
- 全国の米の民間在庫量は、令和4年6月末の218万トンから、令和5年6月末には適正な水準とされる200万トンを下回る191～197万トンとなる見通しとなっているが、米の需要は年々減少傾向にあることから、米の需給と価格の安定に向け、引き続き、主食用米の長期保管への支援などの在庫対策、消費喚起等の需要拡大対策が必要。
- 米粉用米については、「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における生産努力目標を13万トンと定めているが、令和3年度の需要量は4.1万トンにとどまっていることから、一層の米粉消費拡大対策が必要。

【全国の6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）】 （単位：万トン）

| H22 | H26 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  | R5<br>(国試算) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 216 | 220 | 199 | 190 | 189 | 200 | 218 | 218 | 191～197     |

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【相対取引価格（全国、全銘柄平均価格）】 （単位：円／玄米60kg）

| H22産   | H26産   | H29産   | H30産   | R元産    | R2産    | R3産    | R4産    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 12,711 | 11,967 | 15,595 | 15,688 | 15,716 | 14,529 | 12,804 | 13,867 |

出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1) 相対取引価格は、当該年産出回りから翌年10月までの平均、令和4年産は令和5年2月までの価格

注2) 平成22年産及び平成26年産は、相対取引価格が下落

#### 2 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合には、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き、国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講ずることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 流通課、農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 5 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、地方交付税措置を堅持するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期すことが必要。

(第 193 回国会（常会）（平成 29 年 1 月 20 日～6 月 18 日）) 参議院農林水産委員会の付帯決議

主要農作物種子法を廃止する法律案に対する付帯決議

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

#### 【略】

二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。

#### 【以下略】

- 「稲、麦類及び大豆の種子について（通知）の一部改正について」（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 政統第 2741 号農林水産事務次官通知）に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保に万全を期すことが必要。

稲、麦類及び大豆の種子について（通知）

主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので御了願したい。

#### 【略】

### 6 稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に必要な経費

種苗法及び農業競争力強化支援法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に、地方交付税措置が講じられているため、留意されたい。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

6 畜産業の体質強化に向けた予算措置

(1) 畜産経営の施設整備等に係る予算措置

畜産経営の規模拡大やスマート農業技術の導入等による収益力の強化に向け、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

繁殖雌牛の増頭を図り、子牛の生産拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」及び「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るためには重要な事業。
- 令和6年度は、個別経営体のほか、公共牧場での草地整備及び施設整備の要望があり、補助金ベースで約2億円。  
1地区は、おおむね5か年で完了することとなっており、計画的な事業の執行に向け、要望額に応じた予算の確保が必要。

【岩手県の草地畜産基盤整備事業の要望額と配分額】

(単位：千円)

| 区 分       | R1 年度     | R2 年度     | R3 年度     | R4 年度     | R5 年度     | R6 年度   |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 要望額 A     | 438,827   | 310,533   | 305,472   | 210,402   | 198,731   | 176,950 |
| 配分額 B     | 438,827   | 310,533   | 305,472   | 210,402   | 198,731   | -       |
| 配分率 (B/A) | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      | -       |
| 国の予算額     | 2,824,549 | 2,934,689 | 2,947,380 | 3,099,782 | 3,077,217 | -       |

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、事業の継続実施が不透明な中、本県での令和6年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約29億円（6経営体）。
- こうしたことから、畜産の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

**【岩手県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額】**

(単位：千円)

| 国の予算区分    | H30年度<br>補正 | R1年度<br>補正 | R2年度<br>補正 | R3年度<br>補正 | R4年度<br>補正要望 | R6年度<br>要望 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|--------------|------------|
| 施設整備要望額 A | 1,766,451   | 1,079,344  | 1,049,439  | -          | 200,085      | 2,865,000  |
| 配分額 B     | 1,766,451   | 1,079,344  | 1,049,439  | -          | -            | -          |
| 配分率(B/A)  | 100%        | 100%       | 100%       | -          | -            | -          |
| 機械導入要望額 C | 279,113     | 195,768    | 211,292    | 189,860    | 79,231       | -          |
| 配分額 D     | 275,229     | 195,768    | 207,145    | 189,860    | -            | -          |
| 配分率(D/C)  | 99%         | 100%       | 98%        | 100%       | -            | -          |
| 国の予算額     | 65,000,000  | 63,697,000 | 61,327,000 | 61,700,000 | 61,900,000   | -          |

**2 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る予算の確保**

○ 本県の肉用牛は、飼養頭数、産出額において、全国トップクラスの地位にあるものの、一戸当たりの経営規模が小さく、生産コストも高いことから、経営体質の強化に向けて、規模の拡大や生産性の向上を進めることが必要。

(1) 肉用牛経営安定対策補完事業

○ 本県では、「肉用牛経営安定対策補完事業」と「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」を合わせて、令和4年度まで、毎年600頭以上の繁殖雌牛の導入が行われてきたところ。

また、令和3年度では、「生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）」と合わせて755頭（補完事業：164頭、加速化事業：591頭）が導入され、和牛農家の規模拡大が進んできており、引き続き、十分な予算の確保が必要。

**【岩手県の「肉用牛経営安定対策補完事業」実績】**

(単位：頭)

| 項目               | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------------------|-------|-------|------|------|------|------|
| 肉用牛経営安定対策補完事業    | 558   | 509   | 432  | 181  | 164  | 308  |
| 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛） | -     | -     | -    | 647  | 591  | 339  |
| 合計               | 558   | 509   | 432  | 828  | 755  | 647  |

**【肉用牛経営安定対策補完事業】**

- ①中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援：増頭奨励金単価 8～10万円/頭
- ②優繁：地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 4～5万円/頭
- ③多様性：遺伝的多様性に配慮した血統の繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 6～9万円/頭

**【生産基盤拡大加速化事業】**

- ①飼養規模50頭未満：24.6万円/頭
- ②飼養規模50頭以上：17.5万円/頭

【県担当部局】 農林水産部 畜産課

## 《 要 望 事 項 》

### 7 家畜防疫対策への万全な対応

#### (1) 高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止対策の徹底

高病原性鳥インフルエンザの発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、まん延防止に係る施設整備等に対する継続的な財政支援を行うなど、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

#### (2) 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

豚熱の発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、養豚農場の豚に接種する豚熱ワクチンの十分な量の確保など、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

また、農場への重要な感染源となり得る野生いのししの豚熱検査や捕獲対策を強化するとともに、経口ワクチンの十分な量の確保とその散布に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### (3) 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

#### (4) 風評被害への万全な対応

高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生等による風評被害が生じないように、消費者・事業者等に対し、正確な情報の周知を徹底するなど、引き続き、万全の対策を講じるよう要望します。

### 1 高病原性鳥インフルエンザの感染防止対策の徹底

- 高病原性鳥インフルエンザは、令和4年度シーズン、26道県で84例の発生が確認されている。(令和5年4月8日現在)
- 施設整備等に活用可能な国事業として、消費・安全対策交付金の地区推進事業(地域における発生予防体制整備)が措置されている。

#### 【令和5年度計画】

事業主体：3協議会(10農場)  
内報額：2,756千円

### 2 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

- 豚熱は、平成30年9月以降、18県で86例の発生が確認されるとともに、34都府県で野生いのししへの感染が確認されている。(令和5年3月1日現在)
- 養豚農場の豚へのワクチン接種開始時、国では150万頭分の豚熱ワクチンを備蓄していたが不足。令和2年3月末までに500万頭分が増産されたが、接種対象地域が北海道や九州に拡大した際にも継続的にワクチン接種ができるよう、更なる増産が必要。

- 野生いのししへの経口ワクチン散布について、令和5年度に県内の30市町村309地点での散布を計画して、ワクチン24,800個の供給と必要経費9,300万円の措置を要望したところ、国の内示は、24,800個（配分率100%）、7,440万円（配分率80%）であった。

### 3 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 本県では、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港において、国と連携し、国外からの豚肉製品の持込検査や靴底消毒の徹底などの水際対策を実施。
- 豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生源からの直行便がある空港等における水際対策を強化することが必要。

#### 【いわて花巻空港における水際対策】

##### 1 国（農林水産省・動物検疫所）の対応（税関とも連携）

- ① 豚肉製品等（肉類、ソーセージ、ハム等の肉製品）の持込検査  
口頭質問等により豚肉製品所持の有無を確認。持込みがあった場合には回収・廃棄。
- ② 入国者（国際線利用客）の靴底消毒（消毒マット設置）
- ③ 豚肉製品等持込防止のポスター等の空港内での掲示（英語、中国語等）

##### 2 県の対応

- ① 動物検疫広報キャンペーンの開催（令和元年7月17日）  
動物検疫所、岩手県養豚振興会及び岩手県との共催により、海外渡航客を対象に、豚肉製品等の持込防止を周知徹底。
- ② 繁忙期における国内線利用客の靴底消毒（消毒マット設置）  
旅客の動きが活発となるお盆期間等において国内線利用客を対象に実施。
- ③ 豚肉製品等持込防止のリーフレット等の空港内での掲示（英語、中国語等）

#### 【釜石港における水際対策】

国（農林水産省・動物検疫所）が指定検疫物等の検査を実施

### 4 風評被害への万全な対応

- 現時点で、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生等に伴う価格下落等の風評被害は発生していないが、引き続き、消費者・事業者等に対し、正しい知識の啓発を行うことが必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

8 農業委員会の活動等に対する予算措置の拡充

- (1) 農地利用最適化推進委員等による担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化推進活動のよりの確かつ効果的な実施に向け、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) また、農業委員会の活動の充実には、農業委員会ネットワーク機構が担う農業委員会間の連絡調整や推進委員等の研修、地域計画の目標地図の作成に向けた支援などの役割が一層重要となっていることから、その活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正農業委員会法により全市町村が新体制に移行し、農業委員・農地利用最適化推進委員の総数が 120 人（15%）増加。

| 新体制移行の状況 | (移行前)       | (移行後 R4. 10. 1 現在) |             |        | 増員数<br>②-① |
|----------|-------------|--------------------|-------------|--------|------------|
|          | 農業委員定数<br>① | 農業委員               | 最適化推進<br>委員 | 計<br>② |            |
| 計        | 782 人       | 422 人              | 480 人       | 902 人  | 120 人      |

- 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（目標地図）等を盛り込んだ地域計画を市町村が策定することとされ、目標地図の素案を作成する農業委員会の役割が一層重要となっている。農地利用の最適化推進活動などの成果を上げるためには、委員等の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。
- 農地利用の最適化活動等を行う農業委員会へのサポート業務を農業委員会ネットワーク機構が的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

・機構集積支援事業の予算措置状況

|            | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| A: 要望額(千円) | 64,710  | 72,071  | 66,932  | 71,856  |
| B: 割当額(千円) | 48,268  | 58,372  | 37,942  | 38,624  |
| B/A        | 74.6%   | 81.0%   | 56.7%   | 53.8%   |

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

9 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

【県の貸付目標額に対する国の貸付目標額（内示額）】

（単位：百万円、％）

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度   | 令和5年度    |
|-------------|-------|-------|---------|----------|
| 県の貸付目標額     | 3,138 | 3,138 | 3,138   | 3,138    |
| 国の貸付目標額（内示） | 1,800 | 1,800 | 1,805.7 | 1,856.31 |
| 融資実績        | 3,234 | 3,466 | 4,056   | —        |

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

【県担当部局】 農林水産部 団体指導課



## 《 要 望 事 項 》

### 10 森林整備促進のための予算措置

- (1) 地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として整備していくため、「森林整備事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 持続可能な森林経営に不可欠な再生林や搬出間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業循環成長対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 令和5年度の「森林整備事業」の予算割当は、本県要望額の約9割であった。  
計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再生林の一層の推進を図るため、「森林整備事業」の予算を常に十分に確保することが必要。

〔森林整備事業の当初予算配分状況〕（国費ベース、単位：千円）

| 区分  | 令和4年度            |         |           | 令和5年度            |         |           |
|-----|------------------|---------|-----------|------------------|---------|-----------|
|     | 補正 <sup>※1</sup> | 当初      | 計         | 補正 <sup>※1</sup> | 当初      | 計         |
| 要望額 | 372,411          | 758,712 | 1,131,153 | 421,000          | 587,090 | 1,008,090 |
| 配分額 | 331,212          | 583,437 | 914,649   | 342,600          | 532,158 | 874,758   |
| 配分率 | 89%              | 77%     | 81%       | 81%              | 91%     | 87%       |

※1 「補正」は、前年度に国で予算措置された経済対策分

- 本県では、これまで「林業・木材産業循環成長対策交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産基盤施設の整備、伐採から再生林までを連続して行う一貫作業、搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。
- これにより、コンテナ苗の生産施設が整備され、コンテナ苗の供給が進むとともに再生林面積が着実に増加しているほか、高性能林業機械の導入数（累計）も令和2年度末で386台と年々増加し、令和3年次の素材生産量は143.1万<sup>3</sup>と震災前の水準を上回るなど、効果を上げているところ。
- 引き続き、持続可能な森林経営に不可欠な再生林を強力に推進するとともに、木材の需要拡大や安定供給体制の構築を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を実現していくため、「林業・木材産業循環成長対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。
- 集材及びそれと連携して人工造林等の支援を行う「林業・木材産業循環成長対策交付金（低コスト再生林対策）」は森林整備の効率的な実施のために有効であることから継続した支援が必要。

[林業・木材産業循環成長対策交付金の当初予算配分状況] (国費ベース、単位：千円)

| 区 分 | 令和4年度   | 令和5年度     |
|-----|---------|-----------|
| 要望額 | 756,399 | 1,361,740 |
| 配分額 | 406,627 | 548,433   |
| 配分率 | 54%     | 40%       |

《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

| 項 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| A 植栽・保育に要する経費   | 278 万円/ha  |
| B 伐採収入（立木価格） ※1 | 101 万円/ha  |
| C=収支（B-A） ※2    | ▲177 万円/ha |

(令和3年度森林・林業白書から抜粋)

※1 スギ（山元立木）価格 S55:22,707 円/m<sup>3</sup> → R3:3,200 円/m<sup>3</sup>（ピーク時の14.1%）

※2 補助金は含まない。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 11 広葉樹林業の振興

- (1) 豊富な広葉樹資源を有する本県において、林業成長産業化の実現に重要な役割を果たす広葉樹林業の振興を図るため、生産・加工体制を整備する取組への支援を拡充するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、被害地周辺での予防を目的とした伐採を支援する事業の創設を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 広葉樹林業に対する支援

- 広葉樹は、県内の民有林面積の約5割、県全体の素材生産量の約2割を占める本県林業に欠かすことのできない森林資源。
- 広葉樹の用途は、製紙用チップが大半であるものの、ミズナラの大径材など良質なものは家具やフローリング等に使用されるほか、コナラは国内最大の生産を誇る木炭やしいたけの原木などに活用。
- 広葉樹伐採に必要な技術を持つ林業従事者の減少や広葉樹チップ価格の低迷などにより、生産量が伸び悩んでおり、広葉樹生産の効率化や高付加価値化に向けた取組が必要。
- 一方、林業機械や木材加工施設に対する既存の補助事業は、針葉樹材の生産を想定した生産量の増加や生産性の向上等の目標設定を要件としており、広葉樹材の生産を対象とすることが困難な状況。
- 豊富な広葉樹資源を有効に活用する生産・加工体制の整備に向け、広葉樹材に特化した目標設定を可能とするなど、補助要件の緩和が必要。

#### 【岩手県における広葉樹素材生産量】

単位：千<sup>3</sup>m

| 年度    | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 素材生産量 | 302 | 281 | 276 | 281 | 243 | 203 |

##### 2 ナラ枯れ対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成22年度に県南部で初めて確認されて以降急速に拡大し、令和3年度には18市町村で被害が確認されており、薬剤による駆除を進めているが、被害の拡大を抑止できない状況。
- 広葉樹の伐採については、「森林環境保全直接支援事業」の更新伐により実施してきたが、森林経営計画の策定地内で伐採量の上限設定があるなど、活用に制約がある。
- このため、被害地域周辺での予防を目的とした伐採を促進し、ナラ枯れ被害に強い若い森林への更新を図る必要があることから、これに対応できる事業の創設を要望。

#### 【岩手県民有林におけるナラ枯れ被害量】

単位：m<sup>3</sup>

| 年度  | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4<br>(速報値) |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 被害量 | —   | 6   | —   | 758 | 913 | 1,692 | 3,726 | 6,231 | 2,145 | 2,854 | 5,021 | 4,950 | 4,084       |

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 12 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給などのエネルギー変換効率の高い設備の整備、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備、「地域内エコシステム」の構築に向けた地域の体制づくりなど、木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るために必要な予算を十分に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出量の削減には、熱電併給などのエネルギー変換効率を高めた設備の導入や、民間事業者等が実施する取組への補助率の引上げなど、支援の拡充が必要。
- 県内では、熱電併給システムによる発電と熱供給を行う取組が進んでいるほか、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の整備に向けた動きもあり、今後も木質燃料需要の増加が見込まれることから、加工施設の整備等による燃料の安定供給体制の構築に向けた取組が必要。
- さらに、森林資源を地域内で持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築に向けた体制づくりや技術開発の取組を促進していくため、引き続き、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策林業成長産業化総合対策など国の総合的な支援が必要。

#### 木質バイオマスを活用した熱電併給設備導入状況(2件)

| 地域名        | 導入年度  | 事業者                | 内 容                      |
|------------|-------|--------------------|--------------------------|
| 紫波町<br>花巻市 | 令和3年度 | 紫波グリーン<br>エネルギー(株) | ・東北電力へ売電<br>・介護保険施設への熱供給 |

#### 「地域内エコシステム」モデル構築事業実施状況

| 地域名          | 令和4年度   | 令和5年度(実施予定)   |
|--------------|---|---|
| 一戸町<br>(R3～) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスセンター建設候補地の現地視察の実施</li> <li>・導入設備(熱電併給又はチップボイラー)の検討</li> <li>・関係者(林業関係団体、金融機関等)との意見交換の実施</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最適なチップ乾燥方法の検討</li> <li>・詳細な事業計画の作成</li> <li>・事業を推進する組織の設置</li> </ul>          |
| 西和賀町(R4～)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薪ストーブ利用の現状把握に向けた町民へのアンケート調査及び森林調査(国有林(薪炭共有林))の実施</li> <li>・薪・チップの利用促進に向けた町内森林組合へのヒアリング及び熱需要調査の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薪炭共有林の利用方法の検討</li> <li>・町内におけるチップボイラー導入に係る具体的な計画の策定及び周辺地域の熱需要調査の実施</li> </ul> |

上記2地域より先行して着手した花巻市では、令和4年度に国庫補助事業を活用して富士大学の学生寮にチップボイラーを1台導入するなど、取組がさらに加速している。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

## 《 要 望 事 項 》

### 13 非住宅建築物における木材の利用促進

林業成長産業化の実現に必要な木材の利用を促進するため、民間施設も対象とした木造・内装木質化の助成制度の拡充、J A S 認証の取得支援、専門知識を有する建築士の育成など、総合的な施策を強化するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 人口減少が進む中、住宅着工戸数の減少が見込まれており、木材需要の拡大に向けては、非住宅建築物において、新たな木材需要の創出が必要。
- 非住宅建築物における木材利用を促進するためには、民間商業施設等の木造化や内装の木質化への助成とともに、J A S 構造材やC L T の活用促進、J A S 認証の取得・維持への支援、木構造に精通した建築士等の育成が重要。
- 本県では、岩手県産木材等利用促進基本計画に掲げる県産木材等の利用推進機関として、「いわて県産木材等利用推進協議会」を令和2年7月に設置し、あらゆる主体が一体となって県産木材の利用の促進を図ることとしており、こうした木材利用促進に資する総合的な施策の強化が必要。

#### 【岩手県の新設住宅着工戸数】

単位：戸

| 年度   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 着工戸数 | 7,809 | 8,365 | 8,460 | 5,956 | 6,609 | 6,585 |
| うち木造 | 6,544 | 7,033 | 6,694 | 5,219 | 5,757 | 5,440 |

#### 【岩手県のJ A S 認定製材工場の状況】令和3年末現在

|               |        |
|---------------|--------|
| 製材工場数         | 111 工場 |
| うちJ A S 認定工場数 | 24 工場  |

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

## 29 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害とともに、ニホンジカによる高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されています。

県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長などに取り組んでいますが、これらの対策だけでは、個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標を達成できていない状況です。

また、近年、生息域が拡大しているイノシシについて、捕獲数及び農作物被害が増加傾向にあり、豚熱等の防疫対策を徹底する上でも、対策の拡充・強化が必要となっています。

このため、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及、捕獲個体の処理の効率化など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

併せて、ツキノワグマやニホンザル等の指定管理鳥獣以外の鳥獣について、被害防止に向けた生息数調査等のモニタリングを実施するために必要な財政措置を講じるよう要望します。

#### 2 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の確保

狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

狩猟者に占める高齢者の割合が高い状況を考慮した効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

④ 捕獲個体の処理の効率化

ニホンジカの捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理に係る捕獲従事者の負担が増大し、捕獲効率が低下している状況。

⑤ モニタリングを実施するために必要な財政措置

ツキノワグマやニホンザル等、指定管理鳥獣以外の鳥獣による被害も問題となっており、被害防止対策を講じるにあたっての適切なモニタリングが必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

|       | 22年度  | 30年度   | 元年度    | 2年度    | 3年度    |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 狩猟    | 1,797 | 544    | 757    | 903    | 1,352  |
| 個体数管理 | —     | 4,595  | 8,869  | 8,302  | 11,810 |
| 有害捕獲  | 376   | 7,399  | 4,794  | 11,526 | 13,677 |
| 計     | 2,173 | 12,538 | 14,420 | 20,731 | 26,839 |

《イノシシ捕獲数の推移》

(単位：頭)

|       | 22年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-------|------|------|-----|-----|-----|
| 狩猟    | 0    | 10   | 11  | 27  | 50  |
| 個体数管理 | —    | 133  | 145 | 213 | 271 |
| 有害捕獲  | 0    | 100  | 190 | 422 | 624 |
| 計     | 0    | 243  | 346 | 662 | 945 |

《ツキノワグマ捕獲数の推移》

(単位：頭)

|      | 22年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 狩猟   | 51   | 80   | 62  | 96  | 63  |
| 春季捕獲 | —    | 11   | 12  | 19  | 13  |
| 有害捕獲 | 161  | 243  | 352 | 440 | 385 |
| 計    | 212  | 334  | 426 | 555 | 461 |

《県内狩猟免許所持者数の推移》

|          | 22年度   | 30年度   | 元年度    | 2年度    | 3年度    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 狩猟免許所持者数 | 2,793人 | 3,151人 | 3,268人 | 3,558人 | 3,735人 |
| うち60歳以上  | 62%    | 60%    | 61%    | 59%    | 55%    |
| うち第一種銃猟  | 2,254人 | 1,788人 | 1,812人 | 1,873人 | 1,858人 |

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- ① ニホンジカによる被害は年々減少しているものの、依然として全体被害額の過半を占めている状況。イノシシによる被害は年々増加傾向。

《野生鳥獣による農作物被害額の推移》 (単位：百万円)

|                | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------------|-----|-----|-----|
| ①農作物被害額        | 402 | 421 | 408 |
| ②うちニホンジカによる被害額 | 212 | 227 | 214 |
| ②/①            | 53% | 54% | 52% |
| ③うちイノシシによる被害額  | 18  | 28  | 52  |
| ③/①            | 5%  | 7%  | 13% |

- ② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価を引き上げることが必要。

《捕獲費用と支援単価》 (単位：円/頭)

| ①捕獲に要する費用* | ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(上限単価) | 差額(②-①) |
|------------|-------------------------|---------|
| 17,990     | 8,000                   | △9,990  |

※指定管理鳥獣捕獲等事業の支払単価

《捕獲費用(内訳)》 (単位：円/頭)

| 労賃     |        | 猟具、事業管理費等 | 計      |
|--------|--------|-----------|--------|
| 捕獲労賃   | 個体処理労賃 |           |        |
| 14,888 | 1,398  | 1,704     | 17,990 |

- ③ 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への年度当初の交付額は8割程度の状況。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する当初予算措置状況》 (単位：千円)

| 区分     | 2年度     | 3年度     | 4年度     | 5年度     |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 要望額①   | 177,613 | 227,528 | 280,495 | 335,911 |
| 交付額②   | 131,734 | 178,604 | 224,225 | 255,941 |
| 充足率②/① | 74%     | 79%     | 80%     | 76%     |

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課  
農林水産部 農業振興課



## 30 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 農山漁村地域整備交付金の予算確保

農山漁村地域整備計画に基づき、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を着実に推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、引き続き必要な予算を十分に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 農林水産省所管の令和5年度公共事業全体予算は、対前年度比100.0%(6,782億円/6,780億円)、「農山漁村地域整備交付金」は、98.7%(774億円/784億円)となっている。

#### 《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

| 事 項         | R2         |              | R3         |            | R4         |            | R5         |            |
|-------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|             | 当初         | +R1 補正       | 当初         | +R2 補正     | 当初         | +R3 補正     | 当初         | +R4 補正     |
| 農業農村整備      | 3,775      | 5,241        | 3,333      | 5,188      | 3,321      | 5,153      | 3,323      | 5,000      |
| 林野公共        | 2,198      | 2,589        | 1,868      | 2,825      | 1,867      | 2,634      | 1,875      | 2,570      |
| 水産基盤整備      | 784        | 974          | 726        | 1,006      | 727        | 997        | 729        | 999        |
| 海岸          | 52         | 57           | 63         | 70         | 81         | 92         | 81         | 109        |
| 農山漁村地域整備交付金 | <b>985</b> | <b>1,057</b> | <b>807</b> | <b>807</b> | <b>784</b> | <b>784</b> | <b>774</b> | <b>774</b> |
| 一般公共事業費計    | 7,793      | 9,917        | 6,797      | 9,896      | 6,780      | 9,663      | 6,782      | 9,452      |

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、第3期農山漁村地域整備計画期間(R2～R6)における本県への国費配分額は、令和4年度までの実績が235億円で、計画の686億円に対する進捗率は34.3%である。

#### 《第3期農山漁村地域整備計画(R2～R6)に対する配分状況(国費ベース)》

上段：各年度国費  
下段：(累計国費)  
(単位：百万円)

| 項 目                 | R2                | R3                | R4                | R5                | R6                | 計                    |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 農山漁村地域整備計画          | 2,781<br>(43,005) | 2,966<br>(45,971) | 3,005<br>(48,976) | 9,654<br>(58,630) | 9,952<br>(68,582) | 68,582<br>(68,582)   |
| 国庫配分額               | 2,629<br>(17,590) | 2,916<br>(20,506) | 3,005<br>(23,511) | 2,948<br>(26,459) | —                 | —                    |
| 進捗率<br>(配分累計/全体計画額) | 実績<br>(計画)        | 25.6%<br>(62.7%)  | 29.9%<br>(67.0%)  | 34.3%<br>(71.4%)  | 38.6%<br>(85.5%)  | (100.0%)<br>(100.0%) |

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

## 《 要 望 事 項 》

### 2 農業農村整備事業関係予算の確保

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するため、引き続き、農業農村整備事業関係予算及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算を、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 本県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では事業の実施期間が延伸している状況。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

《東北における本県の水田整備等の状況（R2年度）》

| 区 分      | 岩手   | 青森   | 宮城   | 秋田   | 山形   | 福島   | 東北平均 | 出典       |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|----------|
| 水田整備率(%) | 53.2 | 67.2 | 70.2 | 69.4 | 78.4 | 74.1 | 68.8 | 農林水産省データ |

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

|     | ①H26～30年度<br>(年平均) | ②R1～R5年度<br>(年平均) | ②/①         |
|-----|--------------------|-------------------|-------------|
| 地区数 | 25地区(5地区)          | 40地区(8地区)         | <b>1.6倍</b> |

《事業の実施期間の延伸状況》

|    | 標準工期(計画)<br>A | 事業期間(実績) <sup>※</sup><br>B | B/A         |
|----|---------------|----------------------------|-------------|
| 年数 | 6年            | 9年                         | <b>1.5倍</b> |

※ 過去5か年(H30～R4)に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

- 本県の防災重点農業用ため池は、911か所となっており、計画的にハザードマップ作成などのソフト対策や耐震・豪雨のハード対策を進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

《岩手県の防災重点農業用ため池の防災・減災対策の状況》

(単位：か所)

| 項 目                        | 全体 <sup>※1</sup> | R4まで | R5 | R6以降   |
|----------------------------|------------------|------|----|--------|
| ハザードマップの作成                 | 898              | 435  | 43 | 417    |
| 地震耐性評価                     | 898              | 119  | 20 | 759    |
| 豪雨耐性評価                     | 898              | 898  | -  | -      |
| 地震・豪雨対策等工事着手 <sup>※2</sup> | 898              | 13   | 1  | 884の内数 |

※1 「全体」の898は、廃止予定のため池を除いた数

※2 地震・豪雨対策工事着手数のR6以降は、今後の地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ決定

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を十分に確保するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業を実施するよう要望します。

(2) 「山王海葛丸地区」の着実な事業の推進

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「山王海葛丸地区」について、事業効果の早期発現に向け、着実に事業を推進するよう要望します。

(3) 小水力発電施設整備の推進

国営事業で計画されている小水力発電施設について、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、早期供用開始に向けた整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在、本県で7地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来した場合は、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、十分な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

| 事業名          | 地区名                  | 工期     | 事業費 (百万円) |        |       |       |        |        |
|--------------|----------------------|--------|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|
|              |                      |        | 全体        | R4 迄   | R5    |       |        | R6 以降  |
|              |                      |        |           |        | 要求    | 割当    | 充足率    |        |
| 国営かんがい排水     | わがちゅうおう<br>和賀中央      | H25～R6 | 30,720    | 24,905 | 2,510 | 2,260 | 90.0%  | 3,555  |
| 〃            | いわてさんろく<br>岩手山麓      | H26～R9 | 22,294    | 16,366 | 935   | 895   | 95.7%  | 5,033  |
| 〃            | とよさわがわ<br>豊沢川        | H27～R7 | 8,165     | 5,109  | 880   | 800   | 90.9%  | 2,256  |
| 国営施設応急対策     | もりおかなんぶ<br>盛岡南部      | H30～R7 | 4,506     | 2,387  | 647   | 405   | 62.6%  | 1,714  |
| 〃            | しずくいしがわえんがん<br>雫石川沿岸 | R1～R6  | 1,680     | 828    | 497   | 497   | 100.0% | 355    |
| 国営造成土地改良施設整備 | ざるがけいしよすい<br>猿ヶ石用水   | R5～R7  | 327       | 0      | 63    | 63    | 100.0% | 264    |
| 〃            | なかだ<br>中田            | R5～R7  | 634       | 0      | 49    | 49    | 100.0% | 585    |
| 計            | 7地区                  |        | 68,326    | 49,595 | 5,581 | 4,969 | 89.0%  | 13,762 |

## 2 「山王海葛丸地区」の着実な事業の推進

平成30年度に調査着手した山王海葛丸地区では、前歴事業（「国営山王海土地改良事業」(S54～H3)、「国営山王海（二期）土地改良事業」(H2～H16)）で整備対象外とした施設を中心に著しい経年劣化が見られ、農業用水の安定供給が懸念される状況となっており、事業効果の早期発現が必要。

《地区の概要》

| 地区名                | 関係市町村             | 関係土地改良区      | 予定事業量  | 調査期間                      | 備考  |
|--------------------|-------------------|--------------|--|---------------------------|---|
| さんのかいぐずまる<br>山王海葛丸 | 花巻市<br>紫波町<br>矢巾町 | 山王海<br>土地改良区 | 土木構造物の補修<br>ゲート設備の更新<br>用水路の改修<br>水管理設備の更新<br>小水力発電設備の新設 | H30～R4<br>(R5 全体実<br>施設計) | (水管理設備)耐用年<br>数超過<br>(頭首工)コンクリー<br>ト剥離、ゲート劣化<br>(用水路)パイプライ<br>ン漏水 |

## 3 小水力発電施設整備の推進

現在実施中の和賀中央地区及び豊沢川地区において、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の整備が進められているところ。

これら2地区の小水力発電施設について、国営事業の工期内に売電開始できるように整備を推進することが必要。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

## 《 要 望 事 項 》

### 4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 分収方式により造林を推進してきた県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の経営改善を図るため、分収方式による県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は、平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていない。  
日本政策金融公庫からの本県の起債は、元金 486 億円、利息 153 億円、合計 639 億円（令和 5 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 172 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。
- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても、平成 21 年度から同様の措置がなされている。  
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 345 億円に係る年間利子相当額 9.2 億円については、特別交付税措置の対象となされておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について、特別交付税措置の対象とすることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

## 《 要 望 事 項 》

### 5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

- (1) 松くい虫やナラ枯れ対策を行う「森林病虫害等防除事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、被害木の早期発見及び防除を徹底するためのドローンを活用した空中探査や薬剤散布を事業対象に追加するよう要望します。
- (2) 松くい虫等被害の新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。

#### 【現状と課題】

- 近年、ナラ枯れ被害の拡大とともに防除事業費が増加しており、先端地域で増加する傾向にある松くい虫防除対策に十分な予算が措置できない状況となっている。本県の県木であり、針葉樹資源の約4割を占める「南部アカマツ」を守り、効果的な防除を実施するためには、「森林病虫害等防除事業」の予算を十分に確保することが必要。
- 被害木の早期発見及び防除を徹底するため、ドローンを活用した空中探査や薬剤散布が効果的であるが、既存事業では補助の対象となっていない。
- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件があり活用が限定的。
- 林内に放置された枯死経過木は、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるほか、周辺の景観を損ねていることから、枯死経過木の整理を行う事業が必要。
- 自治体の財政力の差によって被害対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

#### 【森林病虫害等防除事業の予算配分状況（国費ベース）】

| 区分      | R2     | R3     | R4     | R5     |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 要望額（千円） | 85,094 | 85,098 | 89,372 | 89,292 |
| 配分額（千円） | 67,597 | 64,433 | 65,000 | 65,000 |
| 配分率（%）  | 79     | 76     | 73     | 73     |

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 6 水産基盤整備事業関係予算の措置及び地方財政措置の充実

#### (1) 水産基盤整備事業関係予算の措置

漁業生産の効率化に向けた岸壁や漁場生産力の向上に向けた漁場の整備、防波堤など漁港施設の防災・減災対策等を計画的に推進するため、引き続き、水産基盤整備事業関係予算及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算を安定的かつ十分に措置するよう要望します。

#### (2) 漁港機能増進事業の地方財政措置の充実

地域の実情に応じた漁港施設の小規模改良等の整備を推進するため、市町村が事業主体となって行う事業の地方負担について、公共事業等債と同等の地方財政措置を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 水産基盤整備事業関係予算の確保

- これまで、漁港施設等の復旧・復興事業を優先するため、水産基盤整備事業の要望は減少していたが、復旧・復興事業が完了したことや記録的な不漁が続いていることにより、漁業生産の効率化や水産資源の回復などに向けた水産基盤整備の要望が増加傾向にある。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行など、関係機関・団体からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な措置が必要。
- また、高波・地震・津波に対する漁港施設の機能強化や漁港施設の長寿命化対策を進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、予算の安定的かつ十分な措置が引き続き必要。

《水産基盤整備事業の新規地区数》

《水産基盤整備事業関係予算の震災前との比較》

(単位：百万円)

|                | H26～H30<br>(A) | R1～R5<br>(B)  | 増減率<br>(C=B/A) | 国費          | H22 当初内示<br>(A)   | R5 当初内示<br>(B)    | 増減率<br>(C=B/A)   |
|----------------|----------------|---------------|----------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 新規地区数<br>(2地区) | 12地区<br>(2地区)  | 33地区<br>(7地区) | 2.8倍           | 岩手県<br>(全国) | 2,283<br>(77,278) | 1,203<br>(73,506) | 52.7%<br>(95.1%) |

※長寿命化対策を除く。カッコ書きは年平均値。 ※農山漁村地域整備交付金、海岸事業、浜の活力再生・成長促進交付金を除く

《漁港の防災・減災対策、長寿命化対策の状況》

|               | 全体※ <sup>1</sup> | 年度別          |    |      |
|---------------|------------------|--------------|----|------|
|               |                  | R4迄<br>(現状値) | R5 | R6以降 |
| 藻場造成実施箇所数     | 10               | 1            | 2  | 7    |
| 高波対策の完成漁港数    | 28               | 5            | 2  | 21   |
| 地震・津波対策の完成漁港数 | 31               | 8            | 0  | 23   |
| 長寿命化対策の完成施設数  | 44               | 24           | 5  | 15   |

※<sup>1</sup> 全体計画値は、R8までのニーズ調査(令和3年6月時点)の結果

2 漁港機能増進事業の地方財政措置の充実

- 市町村が事業主体となって行う漁港機能増進事業の地方負担は、公共事業等債の適用となっていない状況。
- このため、計画的に事業が推進できるよう、地方負担の軽減に向けた財政支援が必要。

《参考：現行の地方財政措置》

| 事業主体 | 対象となる事業債     | 備考              |
|------|--------------|-----------------|
| 県    | 公共事業等債       | 充当率 90%、交付税措置あり |
| 市町村  | 一般補助施設整備等事業債 | 充当率 75%、交付税措置なし |

《整備要望（国費ベース）》

（金額単位：百万円）

| 事業主体 | 実績 |    | 整備要望 |    |
|------|----|----|------|----|
|      | R4 | R5 | R6   | R7 |
| 県    | 7  | 7  | 13   | 14 |
| 市町村  | 0  | 0  | 5    | 45 |
| 計    | 7  | 7  | 18   | 59 |

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課



## 31 森林環境譲与税の譲与基準の見直し

近年、全国各地で記録的な大雨による山地災害が発生していることに加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が必要とされていることから、森林環境譲与税が森林整備に一層活用されるよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 森林環境譲与税の譲与基準の見直し

私有林人工林面積、林業就業者数、人口の全国に対する割合で算定されている森林環境譲与税の譲与基準について、森林整備等による森林の災害防止・国土保全機能を早急に強化する観点から、全国に対する私有林人工林面積割合が高い市町村に譲与額を増額するなど、見直しするよう要望します。

また、林業専門職員の配置や、技術的な助言など、市町村から要望の多い、森林環境譲与税の活用に関する業務支援を強化していくため、県に対する譲与基準を市町村と同様に見直しするよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 近年、全国各地で記録的な大雨による山地災害が発生していることに加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組が必要とされている中、森林の果たす役割が注目されており、更なる森林整備の推進が求められている。
- 現行の配分基準には人口が含まれており、配分割合が30%と人工林面積に次いで大きな比率を締めており、森林資源の乏しい都市部に多額の譲与税が配分されているケースがあることから、私有林人工林面積の広い自治体により多く配分し、森林整備を進める必要がある。
- 本県の市町村においては、林業を専門に担当する職員が少なく、森林整備のノウハウも不足しており、県による林業専門職員の配置や林業普及指導員による技術的な助言などの業務支援に対する市町村のニーズが高い状況にある。

#### (1) 森林環境譲与税の譲与基準

[総額 600 億円(市町村 540 億円, 県 60 億円)の場合]

|             |  |
|-------------|--|
| 市町村分(9/10)  | {<br>— 50% : 私有林人工林面積 ⇒ 270 億円×全国に対する各市町村の面積割合<br>— 20% : 林業就業者数 ⇒ 108 億円×全国に対する各市町村の就業者数割合<br>— 30% : 人口 ⇒ 162 億円×全国に対する各市町村の人口割合             } |
| 都道府県分(1/10) |  |
| —— 市町村と同じ基準 |  |

(2) 森林環境譲与税の配分額が多い市町村（全国1位～10位）

| 順位 | 都道府県 | 市町村  | R4<br>譲与税額<br>(千円) | 人口<br>(千人) | 私有林人<br>工林面積<br>(ha) | ha 当たり<br>譲与税額<br>(千円) | 備考     |
|----|------|------|--------------------|------------|----------------------|------------------------|--------|
| 1  | 神奈川県 | 横浜市  | 403,962            | 3,777      | 507                  | 797                    |        |
| 2  | 静岡県  | 浜松市  | 325,712            | 791        | 56,524               | 6                      |        |
| 3  | 大阪府  | 大阪市  | 310,620            | 2,752      | 0                    | -                      |        |
| 4  | 和歌山県 | 田辺市  | 287,358            | 70         | 49,292               | 6                      |        |
| 5  | 京都府  | 京都市  | 285,850            | 1,464      | 22,803               | 13                     |        |
| 6  | 静岡県  | 静岡市  | 283,310            | 693        | 41,143               | 7                      |        |
| 7  | 北海道  | 札幌市  | 268,962            | 1,973      | 2,513                | 107                    |        |
| 8  | 愛知県  | 名古屋市 | 250,372            | 2,332      | 155                  | 1,615                  |        |
| 9  | 岐阜県  | 郡上市  | 230,772            | 39         | 40,275               | 6                      |        |
| 10 | 大分県  | 日田市  | 230,488            | 7          | 40,379               | 6                      |        |
| 参考 | 岩手県  | 一関市  | 113,730            | 112        | 22,413               | 5                      | 岩手県内1位 |
|    | 岩手県  | 平泉町  | 3,538              | 7          | 795                  | 4                      | // 最下位 |

※森林整備に要する経費(出典:令和3年度版林業白書)除伐21万円/ha、保育間伐17万円/ha、搬出間伐56万円/ha

(3) 森林環境譲与税の配分額が多い都道府県（全国1位～10位）

| 順位 | 都道府県 | R4<br>譲与税額<br>(千円) | 人口<br>(千人) | 私有林人<br>工林面積<br>(ha) | ha 当たり<br>譲与税額<br>(千円) | 備考 |
|----|------|--------------------|------------|----------------------|------------------------|----|
| 1  | 北海道  | 454,229            | 5,225      | 499,757              | 0.91                   |    |
| 2  | 東京都  | 227,134            | 14,048     | 25,758               | 8.82                   |    |
| 3  | 高知県  | 203,224            | 692        | 241,921              | 0.84                   |    |
| 4  | 岐阜県  | 199,798            | 1,979      | 229,668              | 0.87                   |    |
| 5  | 兵庫県  | 188,263            | 5,465      | 161,120              | 1.17                   |    |
| 6  | 長野県  | 186,928            | 2,048      | 201,108              | 0.93                   |    |
| 7  | 宮崎県  | 184,332            | 1,070      | 176,375              | 1.05                   |    |
| 8  | 岩手県  | 182,279            | 1,211      | 204,383              | 0.89                   |    |
| 9  | 静岡県  | 180,664            | 3,633      | 203,540              | 0.89                   |    |
| 10 | 愛知県  | 179,782            | 7,542      | 112,747              | 1.59                   |    |

(4) 市町村の林業組織の現状（令和5年5月現在）

| 全市町村数<br>(A) | 林業の専担組織を<br>有する市町村数<br>(B) | 林業の専担組織を<br>有する市町村率<br>(B/A) | 林業職を設けて採用<br>している市町村数<br>(C) | 林業職採用市町村率<br>(C/A) |
|--------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 33           | 4                          | 12.1 %                       | 0                            | 0.0%               |

(5) 市町村等からの要望状況

- ・市町村：林業の専門的な知識を持った職員がいないことから、林業や地域の森林に詳しい方に支援いただきたい。(森林環境譲与税に係るブロック会議(R4.7月)：久慈市)
- ・林業関係団体：森林整備予算の現状を踏まえ、森林環境譲与税を積極的に活用するよう、市町村に対する支援を強化すること。(令和5年度林業関係施策に関する要望(R4.11月)：岩手県森林・林業会議)
- ・市長会、町村会：譲与税の活用について、林業技術職がいないなど業務執行体制の弱い市町村を支援するため、県と市町村が連携して取組を進めるようお願いする。(岩手県県産木材利用促進計画策定検討委員会(R4.9月)：岩手県市長会、町村会)

## 32 緊急浚渫推進事業の制度拡充

令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業は、河川の氾濫などによる洪水被害の防止等のため、地方公共団体が単独で実施する浚渫事業であり、対象施設は、地方公共団体が緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防設備、治山施設、農業用ため池及び貯水能力を有する土地改良施設とされています。

県内では、東日本大震災津波被害から復旧した海岸保全施設の樋管や水門周辺において、近年、土砂堆積が散見され、施設の機能低下が懸念されることから、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 緊急浚渫推進事業の制度拡充

海岸保全施設において、土砂の堆積により機能低下が懸念されることから、施設の機能を適切に保持するため、海岸保全施設を緊急浚渫推進事業の対象に追加するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 緊急浚渫推進事業は、河川氾濫などの洪水被害の防止等のため、地方公共団体が単独で実施する浚渫事業であり、地方公共団体が各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防設備、治山施設、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）が対象施設となっている。
- 本県の海岸保全施設は、平成23年3月の東日本大震災津波により被災し、復旧工事を実施したところであるが、近年、樋管や水門周辺に土砂が堆積してきており、施設の機能低下が懸念されている。
- 水門等の開閉不良に伴う浸水被害が危惧されることから、海岸法第14条の5に基づき、浚渫等の適時適切な措置が必要である。
- これらのことから、地域の安全を確保するため、河川等と同様に海岸保全施設を緊急浚渫推進事業の対象とするよう制度の拡充を要望するもの。

## 1 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）

（維持又は修繕）

第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。

## 2 緊急浚渫推進事業債関係通知

### (1) 地方財政法附則第33条の5の11

地方公共団体は、令和二年度から令和六年度までの間に限り、河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）及び同法第百条の二第一項に規定する普通河川をいう。）、ダム（同法第三条第二項に規定する河川管理施設であるダムをいう。）、砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）及び治山事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）により設置された施設において実施される浚渫及び樹木の伐採（以下この条において「河川等における浚渫等」という。）に係る事業であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等における浚渫等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

### (2) 令和4年度地方債同意等基準（令和4年度総務省告示第125号）

（一）一般会計債

（6）一般単独事業

⑨ 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の5の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置づけられた浚渫及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

### (3) 令和4年度地方債務同意等基準運用要綱

（一）一般会計債

（6）一般単独事業

⑧ 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

ア 地財法第33条の5の11に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業及び防災重点農業用ため池等事業により設置された施設において、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置づけられた浚渫及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

(4) 緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（事務連絡令和4年4月1日、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、農林水産省農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局地方債課）

① 対象施設

- ・一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
- ・ダム（河川管理施設）
- ・砂防設備
- ・治山施設
- ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの（クリーク・調整池・遊水池等）

② 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画（河川維持管理計画等）に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

③ 対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）
- 附帯工事費（仮設道路の設置費（借地費含む）等）
- 除去した土砂等の運搬・処理費用（土砂等仮置きのための借地費含む）
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）

④ 対象期間

令和2年度～令和6年度まで

(5) 充当率・算入率

充当率：100%、算入率：70%

3 海岸関係補助事業等

| 補助事業等                       | 補助/<br>単独 | 事業内容                            |
|-----------------------------|-----------|---------------------------------|
| 海岸メンテナンス事業                  | 補助        | 長寿命化計画策定 老朽化対策工事等               |
| 農山漁村地域整備交付金<br>(海岸保全施設整備事業) | 補助        | 海岸保全施設整備、津波高潮・危機管理対策、<br>海岸環境整備 |
| 緊急自然災害防止対策事業                | 単独        | (海岸保全施設は事業対象) 施設整備              |

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

### 33 公共事業予算の安定的・持続的な確保等

人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化に資する社会資本の整備を推進するとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、次のとおり要望します。

#### 《 要 望 事 項 》

##### 1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望します。

##### 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進等

近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、防雪及び凍雪害の対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、例年以上の規模の予算・財源を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望します。

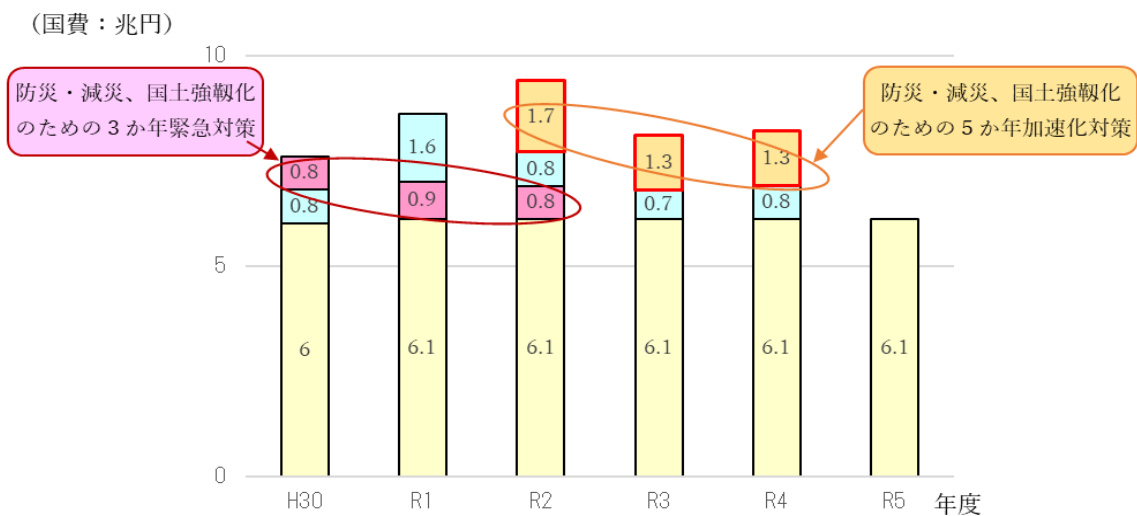
また、期間終了後においても、中長期的見通しのもと、継続的に対策を講ずる必要があることから、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するよう要望します。

加えて、このような自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要な資機材を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、地域の活性化に資する社会資本の整備や防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化の取組を着実に推進するためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要。
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）では、令和3年度から7年度までの5年間、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。
- 近年、国の公共事業関係費は6兆円程度で推移しており、令和元年度と令和2年度当初予算では、3か年緊急対策の措置として、0.8億円から0.9億円程度が上積みされた。5か年加速化対策は、国土強靱化の更なる加速化・深化を図るため補正予算で措置された。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》



出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

- 5か年加速化対策の予算は、5年間の事業規模で概ね約15兆円（うち国費約7兆円台半ば）を目標としており、約3年間で事業規模約9.6兆円（うち国費約5.0兆円）となっており、3年間で64%が配分済。

《5か年加速化対策の進捗状況》

| 事業規模の<br>目途<br>〈閣議決定時〉           | （1年目）<br>令和2年度第3次補正等 | （2年目）<br>令和3年度補正等 | （3年目）<br>令和4年度第2次補正<br>閣議決定 | 累計       |
|----------------------------------|----------------------|-------------------|-----------------------------|----------|
|                                  |                      |                   |                             | 事業規模     |
|                                  |                      |                   |                             | （うち国費）   |
| 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分） | 約4.16兆円              | 約3.02兆円           | 約2.37兆円                     | 約9.6兆円   |
|                                  | （約1.97兆円）            | （約1.52兆円）         | （約1.53兆円）                   | （約5.0兆円） |

3年間で64%配分済

出典：令和4年度国土強靱化関係の第2次補正予算案の概要

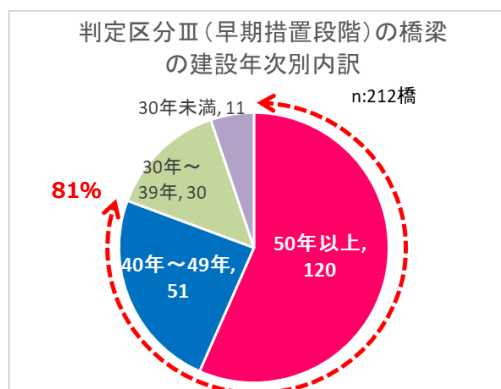
- 国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等を強力かつ計画的に推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保していく必要。
- また、5か年加速化対策の計画期間終了後においても、中長期的見通しのもと、継続的に対策を講ずるために引き続き予算・財源を別枠で確保していく必要。

- 近年、激甚化・頻発化する大規模自然災害の発生時には、地方自治体だけでは対応に限界がある。大規模災害に備えるために、地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の確保が必要。

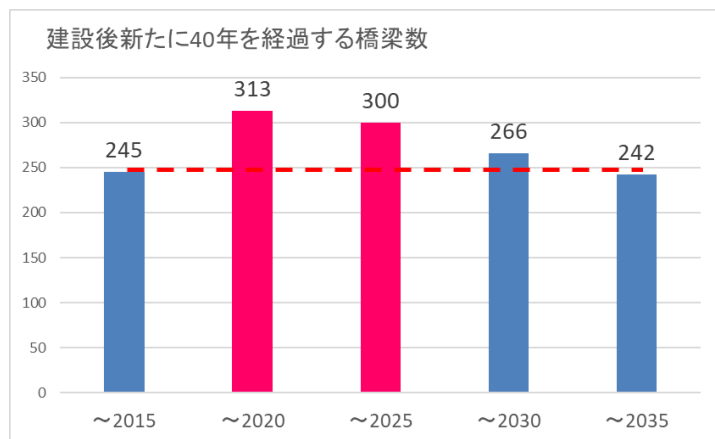
《本県の流域治水プロジェクト》

| 水系名       | 主な事業箇所（事業内容）                       |
|-----------|------------------------------------|
| 一級河川北上川水系 | 北上川（河川改修）、木賊川（遊水地）、岩の目の沢（砂防堰堤）など   |
| 馬淵川水系     | 馬淵川・安比川（河川改修）、石切所の沢（砂防堰堤）など        |
| 二級河川小本川水系 | 小本川（河川改修）、本銅口の沢（砂防堰堤）など            |
| 久慈川水系     | 久慈川・小屋畑川（河川改修）、沢川（強制排水施設整備）など      |
| 閉伊川水系     | 近内川（河道掘削等）、山口川（河川改修）など             |
| 甲子川水系     | 甲子川（河道掘削等）、大松（堰堤改築）、大渡（急傾斜地崩壊対策）など |
| 気仙川水系     | 気仙川・矢作川（河川改修）、城内（堰堤改築）など           |

《橋梁の老朽化の状況》



・ 早期措置が必要と判定された橋梁の8割が建設後40年以上を経過



・ 建設後40年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 本県は、全域が豪雪地帯（うち八幡平市の一部及び和賀郡西和賀町は特別豪雪地帯）に指定され、冬期間は豪雪による雪崩等により全面通行止めが発生するなど、冬期間の県民生活に多大な影響が生じている状況。
- 3か年緊急対策では、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」として「大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策」が実施されたが、冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等の雪対策について、5か年加速化対策期間において、また期間終了後においても着実な推進が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室



## 34 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークを構成し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線です。

平成 28 年台風第 10 号による県内の甚大な被害も踏まえ、災害に耐え得る安全で信頼性の高い高規格道路として、国において継続して整備を推進するとともに、三陸沿岸道路等と一体的な管理を行う必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

宮古盛岡横断道路は、平成 28 年台風第 10 号により、現道活用区間において全面通行止めが発生したことから、田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備を推進するなど、国において全線の高規格化を図るよう要望します。

#### 2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、東北地方の格子状骨格道路ネットワークを形成するとともに、国土防災上も極めて重要な路線であることから、全線を一括して指定区間に編入し、国において一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

- 宮古盛岡横断道路は、復興支援道路として国が一部区間を直轄権限代行により高規格道路として整備し、令和2年度には全線が開通。
- 一方、平成28年8月の台風第10号により、現道活用区間において11日間の通行止めが発生したことから、災害に対する脆弱性の解消を図り、信頼性の高い道路としての整備が急務となっているところ。
- 国では、令和元年度から、権限代行実施の検討を行うための調査に着手し、「国道106号宮古地区道路技術検討会」において、詳細ルート及び技術的課題を取りまとめ、令和2年度に田鎖墓目道路（根市～墓目）、令和3年度に箱石達曾部道路（箱石～達曾部）が直轄により新規事業化。
- 令和4年4月には、これらの事業中箇所が重要物流道路の「事業区間」に指定。
- 引き続き、事業化箇所の整備を推進するとともに、残りの区間についても、国により全線の高規格化が図られることが必要。

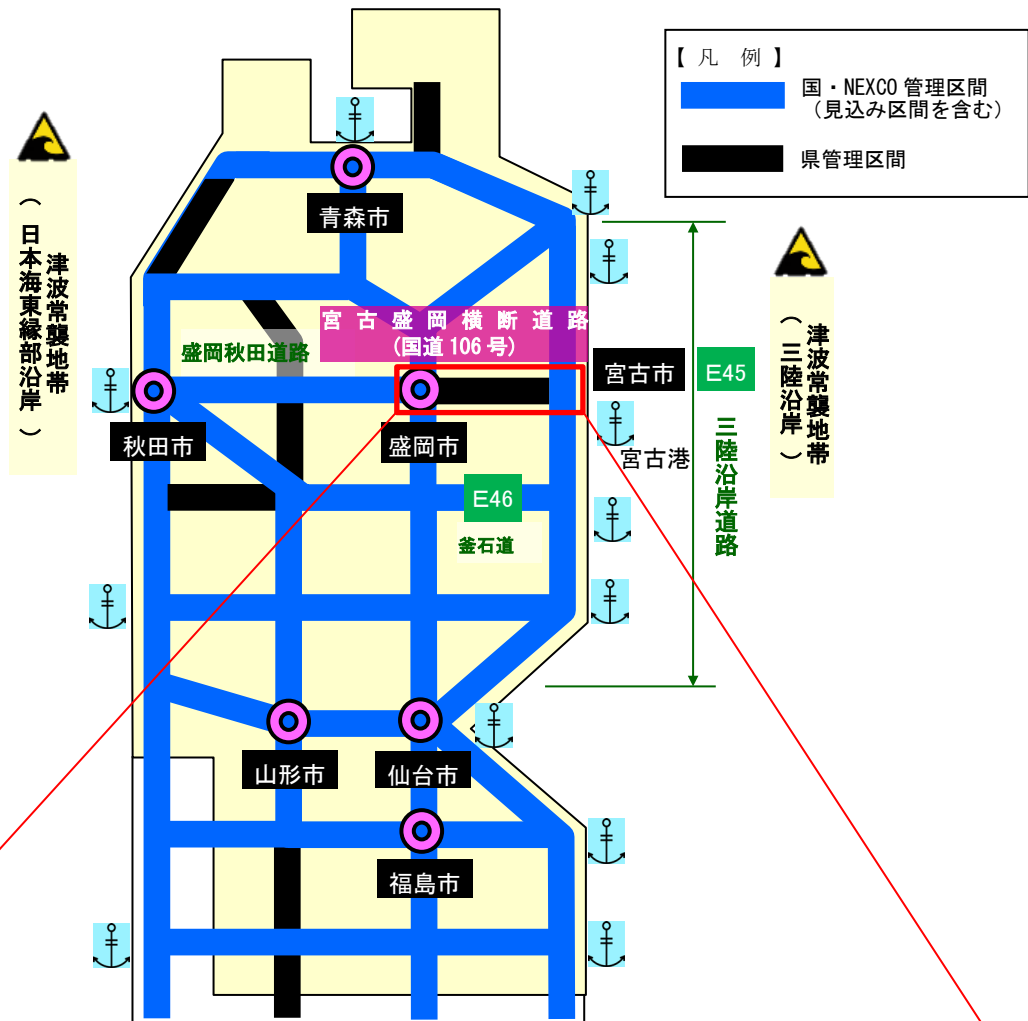
《高規格化の状況（令和5年4月現在）》

| 分類            | 延長    | 備考   |
|---------------|-------|--|
| 整備済           | 53km  | 宮古箱石道路〔宮古西道路(宮古港 IC～宮古根市 IC)〕<br>〃 〔墓目～腹帯地区〕<br>〃 〔下川井地区〕<br>〃 〔川井～箱石地区〕<br>達曾部道路<br>平津戸松草道路<br>区界道路<br>築川道路<br>都南川目道路（川目 IC～手代森 IC） |
| 事業中           | 17km  | 田鎖墓目道路（令和2年度事業化）<br>箱石達曾部道路（令和3年度事業化）  |
| 高規格化の検討が必要な区間 | 13km  | 腹帯～下川井<br>下川井～川井<br>達曾部～平津戸<br>松草～区界<br>手代森 IC～盛岡南 IC  |
| 計             | 約80km |  |

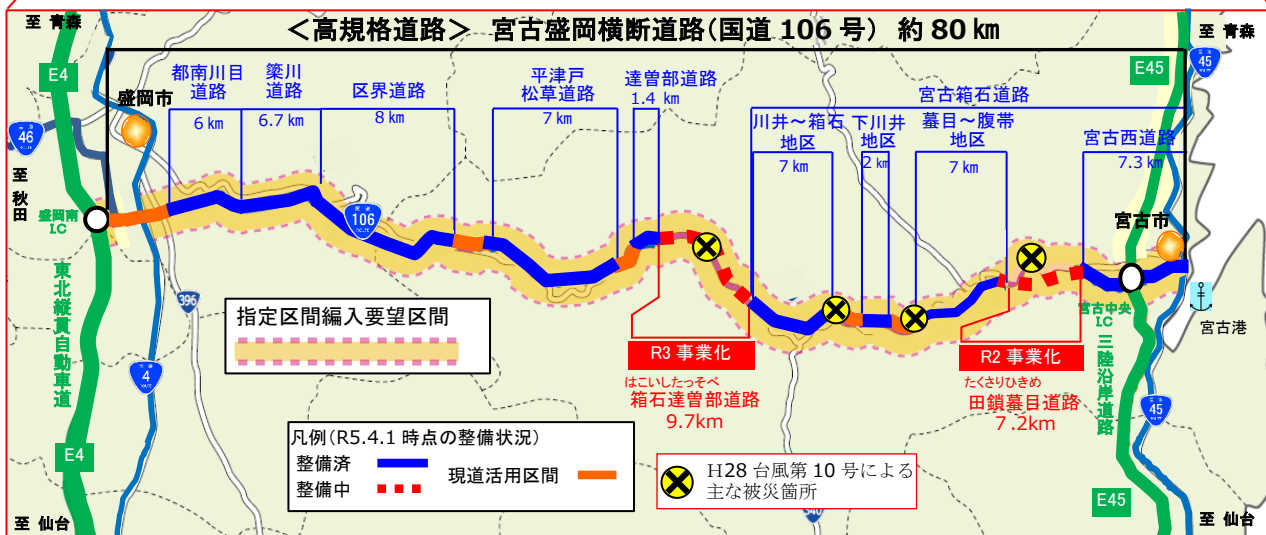
2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

- 宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の格子状骨格道路ネットワークの一部を構成することに加え、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線。
- 一方、格子状骨格道路の横軸のうち、県庁所在地と主要都市を結ぶ路線で県管理は国道106号のみ。
- 令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」において、三陸沿岸道路とともに「高規格道路」に位置づけ。
- 令和4年4月には、国において、全線が重要物流道路の「候補路線」に指定されるとともに、三陸沿岸道路と直結する整備済区間が「供用区間」に指定。
- 長大構造物が連続する（橋・トンネルの構造物比率53%）自動車専用道路等の規格の高い道路であることから、速やかに全線を一括して指定区間に編入し、直結する三陸沿岸道路の24時間の監視体制と一体となった高度で効率的な維持管理が必要。

# 東北地方の格子状骨格道路ネットワークと宮古盛岡横断道路の整備状況



(出典：国土交通省東北地方整備局ホームページに加筆)



【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

## 35 直轄事業の推進

本県における産業振興や交流・連携、災害に強い県土づくりを推進するため、通常の公共事業費の確保のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も確保し、直轄事業をより一層推進するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 直轄道路整備事業の推進

県内における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅、北上拡幅、北上花巻道路及び盛岡南道路の整備推進並びに2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化
- (3) 一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の交通安全対策事業の推進
- (4) 一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進

#### 2 直轄河川改修事業等の推進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進するため、以下のとおり直轄河川改修事業等を推進するよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の推進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の推進
- (3) 北上川上流ダム再生事業の推進

### 3 直轄砂防事業の推進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業を推進するよう要望します。

### 4 直轄港湾事業の推進

久慈港湾口防波堤整備事業について、静穏水域の拡大による取扱貨物量の増大や津波防災のために重要な施設であることから、着実に整備を推進するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 直轄道路整備事業の推進

- 一般国道4号の4車線化の現状（令和5年4月1日現在）  
県内延長：195.5km、4車線区間延長：59.5km（30%）
- 自動車関連産業や半導体関連産業など、東北有数の産業集積地である県南地域の渋滞の緩和を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅、北上拡幅及び北上花巻道路の整備推進と2車線区間の早期4車線化が必要。
- 国道4号矢巾町から国道46号盛岡市永井までの渋滞の緩和や周辺に集積している物流拠点への円滑な物流の確保に加え、県内唯一の高度救命救急センターである岩手医科大学附属病院へのアクセス向上を図るためには、令和4年度に事業化された盛岡南道路の整備推進が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化が必要。

《主な整備必要箇所（バイパス、4車線化）》

| 区分           | 工区名           | 全体延長   | 供用済延長 | 備考                         |
|--------------|---------------|--------|-------|----------------------------|
| 事業中区間        | 水沢東バイパス       | 9.6km  | 6.9km | 令和7年度開通予定                  |
|              | 金ヶ崎拡幅（4車線化）   | 5.2km  | 0.0km | 事業中                        |
|              | 北上拡幅（4車線化）    | 12.2km | 9.2km | 事業中                        |
|              | 北上花巻道路（4車線化）  | 3.1km  | 0.0km | 事業中                        |
|              | 盛岡南道路         | 7.4km  | 0.0km | 事業中                        |
|              | 盛岡西バイパス（4車線化） | 7.8km  | 4.2km | 令和7年度開通予定                  |
| 未事業化区間（4車線化） | 一関平泉地区（4車線化）  |        | —     | 宮城県境～高梨交差点<br>大槻交差点～平泉BP南口 |

- 交通容量不足による渋滞に起因する追突事故等の交通事故削減や通学路における歩道の連続性確保を図るためには、一般国道4号及び一般国道45号の交通安全事業の推進が必要。
- 災害時における緊急輸送の確保及び安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するためには、一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進が必要。

《主な整備必要箇所(交通安全事業・電線共同溝事業)》

【交通安全事業】

- ・交差点改良（一般国道4号：北上市北上警察署口、北上市村崎野、盛岡市川久保  
一般国道45号：大船渡市権現堂  
一般国道46号：盛岡市船場橋北）
- ・歩道整備（一般国道4号：一戸町岩館地区  
一般国道45号：陸前高田市米崎地区、陸前高田市川向地区  
野田村下安家地区、洋野町種市地区、洋野町宿戸地区）
- ・付加車線整備（一般国道4号：一戸町中山地区）
- ・事故対策（一般国道4号：一関市一関地区）

【電線共同溝事業】

- 一般国道45号：大船渡市立根地区、大船渡市大船渡地区、宮古市磯鶏地区、宮古市神林地区、  
宮古市石崎地区、宮古市藤原地区
- 一般国道46号：盛岡市永井地区

## 2 直轄河川改修事業等の推進

- 昭和22年カスリン台風及び昭和23年アイオン台風の洪水による大水害を契機に計画され、昭和47年に事業化した一関遊水地事業は、一関市市街地の洪水防御とともに下流部の氾濫防止等に資する事業であり、沿川地域の安全・安心を確保するため、早期完成が必要。
- 北上川水系の直轄河川堤防整備は、全国平均と比べても低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。
- 平成19年や平成25年など、近年、四十四田ダムや御所ダムにおいて、ダムの計画高水流量等を上回る規模の洪水が発生し、今後、県都盛岡市に甚大な洪水被害が発生するおそれがあることから、四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能の向上が必要。

《直轄河川改修事業に係る市町村からの要望箇所（令和4年度）》 ※ 箇所は事業着手済

【北上川】

- ・盛岡市津志田地区、夕顔瀬地区、乙部地区（築堤など）
- ・矢巾町土橋地区（築堤）
- ・紫波町紫波地区、彦部地区（築堤）
- ・花巻市新掘地区、八重畑地区、八幡地区、宮野目地区、外台地区（築堤）
- ・花巻市花巻地区（堤防強化）
- ・北上市黒岩地区、相去町下谷木地区、小鳥崎地区（築堤）
- ・北上市大曲地区（排水ポンプ増強）
- ・金ヶ崎町三ヶ尻地区（築堤）
- ・奥州市水沢地区、鶴城地区、大久保地区、鶯ノ木地区（築堤）
- ・奥州市赤生津地区（農地冠水頻度軽減対策、河道掘削）
- ・奥州市生母黒石地区、鶴城地区（河道掘削）
- ・奥州市姉体地区（堤防強化対策）
- ・一関市黄海地区（水門）
- ・一関市（吸川排水機場の機能強化）

**【猿ヶ石川】**

- ・花巻市東和町地区（築堤）

**【一関遊水地】**

- ・平泉町（地役権設定、小堤整備）
- ・一関市（小堤整備、磐井川改修、J R 磐井川橋梁の架替、地役権設定）

**3 直轄砂防事業の推進**

- 平成 26 年 9 月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、八幡平山系直轄火山砂防事業を実施。令和 5 年度は 4 箇所が事業が進められる予定。

**4 直轄港湾事業の推進**

- 久慈港湾口防波堤は、令和 15 年度の完成に向けて事業中であり、津波防災のために早期整備が必要。
- また、湾口防波堤等の整備に伴い静穏水域が拡大し、安定的な就航が確保され取扱貨物量の増大が期待。特に、近隣地域での発電所の操業・建設による再生可能エネルギー関連原料及び資材の取扱いやセメント原料となる珪石の移出の増大が期待。

**【県担当部局】** 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾空港課

## 36 高規格道路の機能強化

広大な県土を有する本県において、県土の縦軸・横軸となる高規格道路は、災害に強い道路ネットワークの構築や産業・観光振興を支える上で重要な基盤となることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 暫定2車線区間の4車線化の推進

高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るため、秋田自動車道「北上西IC～横手IC間」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望します。

#### 2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

近年、自然災害により高規格道路に並行する国道等の通行止めが多発していることなどを踏まえ、これらの道路の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置するよう要望します。

#### 3 スマートインターチェンジの整備推進

スマートインターチェンジは、既存の高速自動車国道へのアクセスを向上させ、物流の効率化や観光振興などによる地域経済の活性化、救急医療体制の強化等に資することから、花巻PAスマートインターチェンジ及び令和4年度に新規事業化された（仮称）八幡平スマートインターチェンジの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

#### 4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

三陸沿岸道路の沿線市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した既存ーフインターチェンジのフルインターチェンジ化を推進するとともに、追越車線やトイレ施設、案内看板の設置などの機能強化を推進するよう要望します。



## 5 高規格道路の適切な管理体制の確保

頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくため、復興道路や復興支援道路をはじめとする道路の管理に当たり、引き続き、十分な体制を確保するよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 暫定2車線区間の4車線化の推進

- 令和元年9月10日に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」では、秋田自動車道北上JCT～大曲IC間が暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間に選定されたところであり、令和3年度までに北上西IC～横手IC間が事業に着手。
- 高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るためには、今後も暫定2車線区間の4車線化の推進が必要。

#### 2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

- 近年、降雪等に伴う高速道路の通行止めにより、並行する国道等へ多くの車両が流入し、スタックによる車両滞留が発生している状況。
- また、秋田自動車道と並行する国道107号の北上市から西和賀町については、平成27年3月の土砂崩れ、令和2年12月の雪崩により通行止めが発生。
- 令和3年5月に西和賀町大石地区で発生した大規模地すべりにより19か月間の通行止めが発生。
- こうしたことなどから、並行する国道等の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置することが必要。

##### 《高規格道路に並行する国道等の整備状況》

| 路線、箇所名        | 延長    | 並行する高規格道路             |
|---------------|-------|-----------------------|
| 国道282号 一本木    | 1.1km | 東北自動車道（滝沢IC～西根IC間）    |
| 国道282号 佐比内    | 0.8km | 東北自動車道（安代IC～鹿角八幡平IC間） |
| 県道二戸五日市線 柿ノ木平 | 1.9km | 八戸自動車道（安代IC～浄法寺IC間）   |

##### 《近年の国道107号北上市から西和賀町の通行止め発生状況》

| 通行止め継続期間           | 原因   | 備考                                |
|--------------------|------|-----------------------------------|
| H27.3.29～H27.11.28 | 土砂崩落 | H27.11.28～片側交互通行、H28.12.18～通行規制解除 |
| R2.12.16（約8時間）     | スタック | 並行する秋田自動車道も大雪のため通行止め              |
| R2.12.24～25        | 雪崩   | R2.12.25～片側交互通行、R3.5.1～通行規制解除     |
| R3.5.1～R4.11.30    | 地すべり | R4.11.30～片側交互通行                   |

#### 3 スマートインターチェンジの整備推進

- スマートインターチェンジの整備は、既存の高速自動車国道へのアクセス向上のほか、物流の効率化や地域経済の活性化及び救急医療体制の強化に資することから、整備予算の確保が必要。

- 令和4年9月30日、(仮称)八幡平スマートインターチェンジの新規事業化が公表。このインターチェンジの整備により、東北屈指のスキー場を有する安比高原などへの利便性向上による観光振興、医療機関へのアクセス向上による救急医療への支援に加え、450年の歴史を持つイギリスの名門校であるハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機としたまちづくりへの寄与など、多様な効果が期待。

《県内のスマートインターチェンジ》

| 名称      | 整備状況         |
|---------|--------------|
| 矢巾      | 平成30年3月24日開通 |
| 奥州      | 平成30年4月21日開通 |
| 滝沢中央    | 平成31年4月20日開通 |
| 平泉      | 令和3年12月4日開通  |
| 花巻PA    | 令和元年度事業化     |
| (仮称)八幡平 | 令和4年度事業化     |

#### 4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

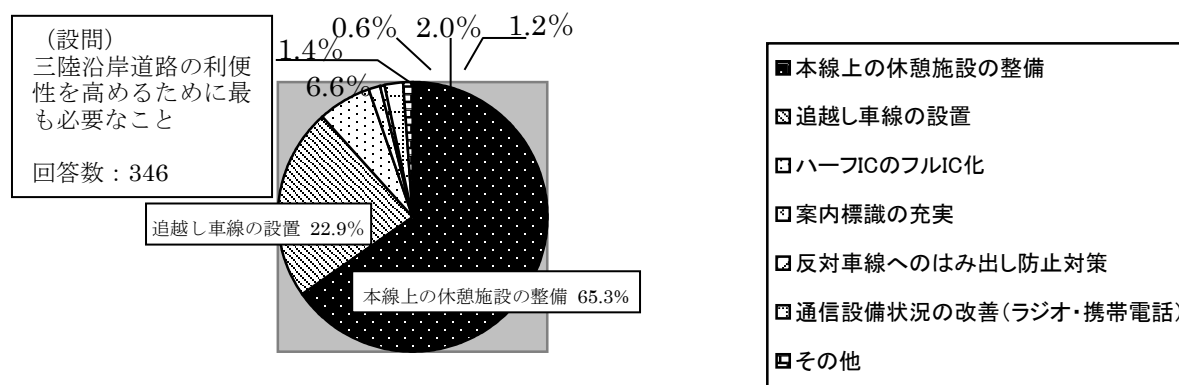
- 三陸沿岸道路のハーフ形式のインターチェンジにおいて、国により、開通後における社会情勢の変化への対応や国道45号の冠水区間の回避を目的としたフルインターチェンジ化が推進。

《ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化の事業中箇所》

| IC名称 | 着手年度  | 整備内容           |
|------|-------|----------------|
| 洋野種市 | 令和3年度 | 南向きインターチェンジの追加 |
| 山田北  | 令和4年度 | 北向きインターチェンジの追加 |

- 県が令和4年2月に実施した「物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート」では、回答者の約6割が「本線上の休憩施設の整備」を、約2割が「追越し車線の設置」を「利便性を高めるために最も必要な機能強化の項目」として回答。

《物流トラック・観光バスのドライバーへのアンケート結果（令和4年2月）》



- 引き続き、ハーフインターチェンジのフル化に向けた整備を推進するとともに、利便性の向上や開通後における社会情勢の変化に対応した追越し車線やトイレ施設、案内看板の設置などの機能強化が必要。

## 5 高規格道路の適切な管理体制の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 開通した三陸沿岸道路等の適切な管理を行うため、令和 3 年 4 月 1 日に「南三陸沿岸国道事務所」が設置され、県内における直轄国道の管理体制が強化。
- 頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくためには、高規格道路が災害時に機能することが不可欠であり、全線開通した復興道路や復興支援道路をはじめとする道路を管理するための十分な体制の確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

## 37 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、地域の将来像を踏まえた広域的な道路ネットワークの長期構想である「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化が必要なことから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化に向けて、県が進めている調査・検討に当たって、必要な支援等を要望します。



- 人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、「広域道路ネットワーク」で定めた、「構想路線」や「一般広域道路」について、県において調査・検討を推進中。
- 「構想路線」として位置付けた、(仮称)久慈内陸道路、(仮称)大船渡内陸道路は、全国的な広域道路ネットワークにおける必要性や効果等を検証する必要がある。
- 「一般広域道路」には、線形不良箇所など走行上の課題が集中する国道 343 号笹ノ田峠など、あい路区間が未だに存在しており、今後も整備が必要。

国道 343 号笹ノ田峠周辺においては、震災の教訓と伝承のゲートウェイとして機能する「東日本大震災津波伝承館」への観光交流の増加などの環境の変化があるとともに、複数の断層の存在など複雑な地質条件であると把握したことから、技術的課題等の検討を行うため専門家が参画した検討協議会を令和 5 年 3 月に設置したところ。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

## 38 物流の効率化などの生産性向上に資する 社会資本整備への支援

県内では、復興道路沿線地域への企業立地の増加や、内陸部における自動車関連産業や物流関連企業の集積、県内港湾における国際フィーダーコンテナの利用拡大や地域産業の振興が進んでいます。

については、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 物流の基盤となる道路整備の推進

平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、内陸部と港湾を結ぶ道路等、物流の基盤となる道路整備を推進するための予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援を図るよう要望します。

#### 2 産業振興に資する港湾の整備推進

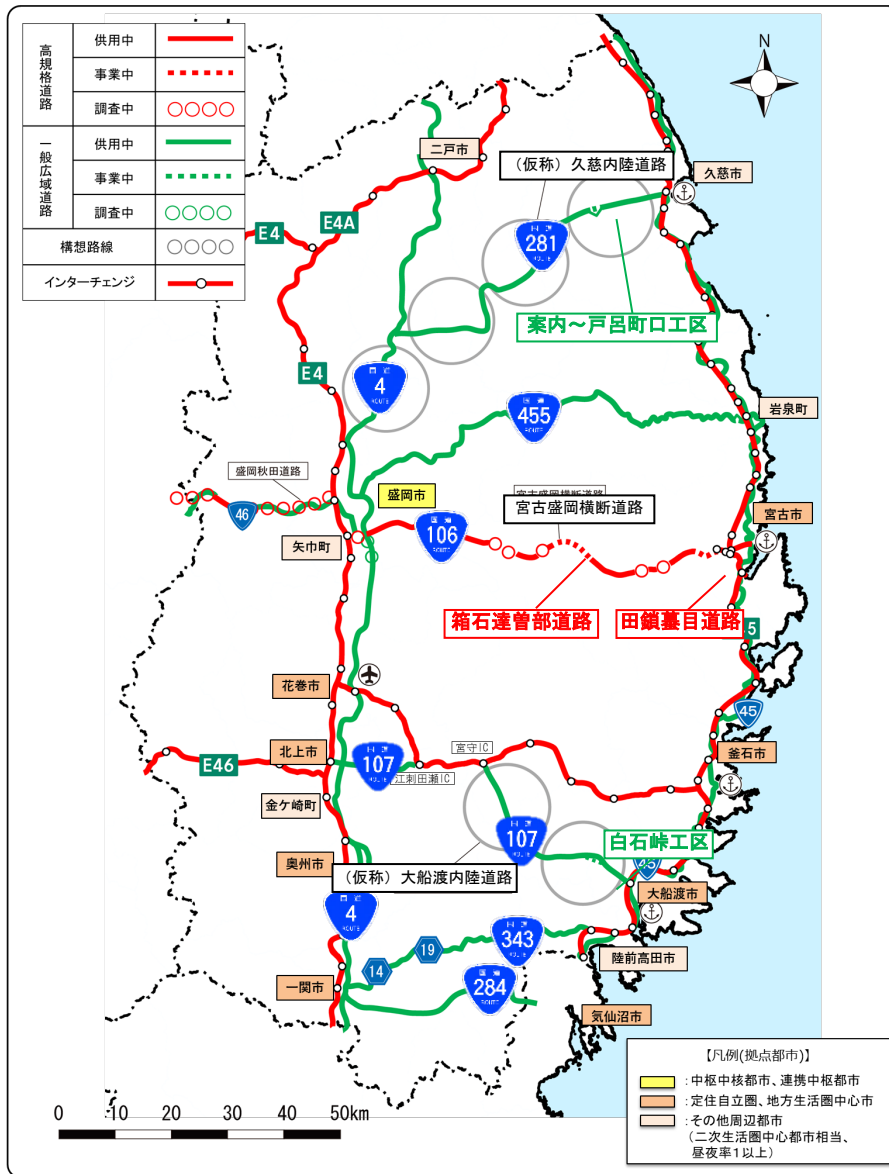
地域の産業振興に資する港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 物流の基盤となる道路整備の推進

- 令和5年4月までに、供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路が指定され、県内の補助国道を中心に代替・補完路が指定。
- 平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、基盤となる道路整備に必要な予算を確保するとともに、重要物流道路及び代替・補完路の整備への重点支援が必要。

《広域道路ネットワーク計画図（R4.4.1時点）》



| 県管理道路の主な事業箇所        | 延長    | 事業着手 | 重要物流道路「事業区間」 | 代替・補完路 | 備考     |
|---------------------|-------|------|--------------|--------|--------|
| 【宮古盛岡横断道路】田鎖臺目道路    | 7.2km | R 2  | ○            | —      | 直轄権限代行 |
| 【宮古盛岡横断道路】箱石達曾部道路   | 9.7km | R 3  | ○            | —      | 〃      |
| 【国道 107 号】白石峠工区     | 2.7km | R 4  | —            | ○      |        |
| 【国道 281 号】案内～戸呂町口工区 | 1.0km | R 2  | ○            | —      |        |



## 2 産業振興に資する港湾の整備推進

- 県や各港湾所在市においては、港湾と港湾後背地の産業集積や地域資源を結び付けた産業振興に取り組んでいるところであり、これらの取組の推進のために港湾整備事業の必要が生じた場合、当該事業を着実に進めるための社会資本整備総合交付金などの予算の確保が必要。
- 令和5年度、県においては、老朽化した港湾施設の修繕等を中心に事業を進めていることから、必要な予算については別途確保されることが不可欠。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾課

## 39 災害に強い県土づくりへ向けた 防災・減災対策への支援

平成28年8月30日の台風第10号や令和元年10月12日の令和元年東日本台風では、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水や土砂流出等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など甚大な被害が発生しました。

東日本大震災津波の被災地の早期復旧・復興はもとより、今回の被災を踏まえた災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 流域治水対策の推進

家屋等の浸水被害が発生した区域の再度災害防止対策や事前防災対策、河道の土砂撤去、中小河川に係る洪水浸水想定区域の指定等の流域治水対策を一体的・計画的に推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

#### 2 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた土砂災害警戒区域等の基礎調査を概ね5年ごとに着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国庫補助率の嵩上げなど、財政措置を拡充するよう要望します。

#### 3 災害に強い道路ネットワークの構築

異常気象時等においても寸断せず、救命・救急活動や緊急物資を確実に輸送できる災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備、道の駅の防災機能の強化等に必要な予算を確保するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 流域治水対策の推進

- 近年、激甚化・頻発化する風水害から県民の生命や財産を守るため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」を推進することが必要。
- 本県では、令和3年9月までに県内の7水系において流域治水協議会を設置し、流域の関係者と協働して流域治水プロジェクトを策定しており、今後は、プロジェクトに位置付けたハード、ソフト両面にわたる事前防災対策が必要。
- ハード対策については、平成28年台風第10号（小本川）や令和元年台風第19号（小屋畑川）による近年の豪雨災害に対応した再度災害防止対策を最優先として進めている一方で、その他の河川の事前防災対策（太田川、千厩川等の防災・安全交付金事業等）について必要な予算が措置されず長期化している。このような中、令和4年8月には、馬淵川（一戸町）で浸水被害が発生するなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 堆積土砂の河道掘削等については、平成28年の台風第10号により大量の土砂や流木の堆積が発生したこと等も踏まえ、重点的・集中的に推進する必要がある、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による財政措置の継続が必要。
- ソフト施策については、リスク情報の空白域となっている中小河川における洪水浸水想定区域の指定拡大及び市町村におけるハザードマップの見直しが必要。

《洪水浸水想定区域の指定等の状況（令和5年4月末時点）》

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 洪水浸水想定区域  | 指定済 58 河川／要指定 294 河川   |
| 洪水ハザードマップ | 全 33 市町村で作成済み、今後見直しが必要 |

### 2 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害警戒区域の指定が必要な箇所は 13,305 箇所と東北で最多。

《基礎調査を実施し公表済の区域数の状況（令和4年12月末時点）》

| 岩手県    | 東北六県平均 | 全国平均   |
|--------|--------|--------|
| 13,305 | 7,817  | 14,609 |

- 平成28年の台風第10号や令和元年東日本台風では、土砂流出により人命が失われたほか、住家が被災するなど甚大な被害が発生。
- 老人ホーム施設、避難所、学校、病院等の要配慮者利用施設がある箇所や被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、令和5年3月末時点の整備率は13.4%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（令和5年3月末時点）》

| 要施設対策箇所(A) | 整備済箇所(B) | 整備率(B/A) |
|------------|----------|----------|
| 3,994      | 537      | 13.4%    |

- 令和元年東日本台風等に伴う土砂災害では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所において被害が発生したことを踏まえ、高精度な地形情報等を用いて土砂災害の発生するおそれのある箇所の抽出に努めるよう、令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針が変更。このことから、既存の高精度な地形情報がある範囲について、令和4年9月に新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」5,668箇所を抽出し公表。
- 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた基礎調査を概ね5年ごとに全箇所実施するためには、国庫補助率の嵩上げや地方交付税の増額などの財政措置の拡充が必要。
- 各自治体において課題となっている基礎調査費を縮減するため、ICTの活用など効率的な調査手法の導入に向け、国における検討が必要。

### 3 災害に強い道路ネットワークの構築に向けた道路整備の推進

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号では、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方、開通済の高規格道路は被災しておらず、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に備え、災害時等においても有効に機能する復興道路等を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備等が必要。
- 岩手県地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられている道の駅「遠野風の丘」は、令和 3 年度に防災拠点としての役割を果たすためにハード・ソフトの両面から重点的な支援が得られる「防災道の駅」に選定。同計画で広域防災拠点として位置付けられている道の駅「くずまき高原」についても「防災道の駅」としての選定が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課、道路環境課

## 40 隣県と連携した社会資本整備への支援

広域にわたる人の往来や物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、岩手県、青森県及び秋田県が連携して取り組む広域連携事業を着実に推進できるよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備への支援

北東北の広域観光や物流の活性化を目的とし、青森県、秋田県と連携して策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備の支援

- 県内には「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」、「安比高原」、「湯田温泉郷」など、青森県、秋田県の県境付近に豊富な観光資源が存在。
- また、岩手県東北地域や青森県南部地域は、畜産に適した冷涼な気候であり、この地域を支える基幹産業として、畜産業（養鶏）の生産量が年々増加。
- こうした観光資源へのルートや畜産業の輸送ルートの機能強化などを図るため、令和2年度、青森県と連携し、観光活性化及び生産・物流機能強化に向けた広域的地域活性化基盤整備計画を策定。
- 令和3年度は、策定した計画に基づく社会資本整備総合交付金（広域連携事業）による道路整備を推進するとともに、更なる観光活性化を図るため、令和2年度に策定した青森県と連携する計画に秋田県を加えた計画と、青森県及び秋田県と連携する温泉施設などを軸とした新たな計画を策定。
- 北東北の広域観光や物流の活性化を目的とした、広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算の確保が必要。

#### 《社会資本整備総合交付金（広域連携事業）事業の状況》

| 計画期間  | 計画の名称                                   | 連携機関        | 主な事業箇所                                       | 備考         |
|-------|---|-------------|--|------------|
| R3～R7 | 北東北の世界遺産・縄文遺跡群・ジオパーク周遊ルートを軸とした広域観光活性化計画 | 青森県、秋田県、岩手県 | 県道金田一温泉線金田一<br>県道二戸五日市線柿ノ木平<br>県道一関北上線大久保～内堀 | R4から秋田県を追加 |
| R3～R7 | 青森県南・岩手県北地域における畜産業・物流活性化計画              | 青森県、岩手県     | 国道395号鳥谷～赤石峠<br>国道395号阿子木<br>県道二戸軽米線新町       |            |
| R4～R8 | 四季の魅力あふれる北東北観光活性化計画                     | 青森県、秋田県、岩手県 | 国道282号佐比内<br>国道282号一本木<br>県道盛岡横手線泉沢          |            |

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

## 41 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 都市計画道路の整備推進への支援

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるための都市計画道路の整備の着実な推進に向け、必要となる予算を措置するよう要望します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、立地適正化計画に位置づけられた都市計画道路の整備については、計画の実効性を確保するため重点的に配分するよう要望します。

#### 2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の改善等を計画的に推進するために必要となる予算を措置するとともに、民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための制度や予算を拡充するよう要望します。

また、市町村が設置する空き家バンクの利活用促進に向けた支援を要望します。

#### 3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震による被害状況を踏まえ、建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

## 4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全を確保するため、歩道整備や自転車通行空間の整備等の計画的な推進に必要な予算を措置するよう要望します。

## 5 土地区画整理事業への支援

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など、都市基盤が脆弱な既成市街地において、良好な市街地形成を図るため、道路や公園といった都市基盤整備と併せて街区の再編を行うことのできる土地区画整理事業を着実に推進するための予算を措置するよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 都市計画道路の整備推進への支援

- 都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るため、引き続き公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに必要な都市計画道路の整備が必要。
- 特に、都市計画道路盛岡駅本宮線（杜の大橋）は、盛岡市の立地適正化計画に公共交通軸として位置づけられた重要な道路であり、令和3年度に着手した大規模橋梁工事は複数年度にわたることから、着実な事業推進のため、一定規模の安定的な予算の確保が必要。
- また、現在、整備を進めている都市計画道路上野西法寺線（一戸町高善寺）の現道の鉄道横断部（アンダーパス）は、これまでも大雨等で度々冠水。令和4年8月豪雨においても冠水による通行止めが発生し、地域住民の生活や産業活動に甚大な影響を及ぼしたことから、代替路線として災害に強く安全で安心な通行を確保するため、早期整備に向けた予算措置が必要。

#### 2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅の機能や規模等に対するニーズが多様化。
- 多様化したニーズに対応し、若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる住環境の整備が必要。
- 公営住宅については、老朽化した公営住宅の改善を計画的に推進するために必要な予算の措置が必要。
- 公営住宅が不足する地域については、民間賃貸住宅を住宅確保要配慮者向けの住宅として活用することにより、住宅セーフティネットの機能の強化を図ることが必要。  
しかし、本県では特に、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の登録数が少ないことから、これを促進するため、空室補償するなどの制度設計や改修補助の増額が必要。
- 全国的に空き家が増加傾向にあり、本県でも増加が見込まれる中、空き家の流通を促進するためには、市町村が設置する空き家バンクの利活用を促進することが重要。  
県内市町村における空き家バンク登録件数は、年間120件程度であり、空き家の流通・活用促進や、市町村の調査・登録事務に対する支援が必要。

### 3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 耐震対策緊急促進事業については、令和元年度に、適用期限が令和5年度まで延長された。
- 本県では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3期岩手県耐震改修促進計画」を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいる。
- 平成30年6月に発生した大阪北部地震、同年9月に発生した北海道胆振東部地震など、近年地震が多発している状況から、改めて建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識され、中でも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれる。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進んでいないことから、費用の低減に向けた取組や更なる支援の拡充が必要。

#### 《耐震化率の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

| 用途等          | 令和元年度(現状)         | 令和7年度(目標)        |
|--------------|-------------------|------------------|
| 住宅           | 83.4% (H30(2018)) | 90%              |
| 多数の者が利用する建築物 | 91.5%             | 耐震性が不十分な建築物を概ね解消 |

#### 《耐震診断の目標（第3期岩手県耐震改修促進計画）》

| 用途等                  | 目標                       |
|----------------------|--------------------------|
| 住宅                   | 令和3年度から令和7年度までに5,000戸実施。 |
| 公共建築物(公営住宅・学校・病院・庁舎) | 令和7年度までに、耐震診断率を100%とする。  |

### 4 通学路等の交通安全対策の推進

- 本県では、道路管理者、警察及び学校関係者が連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んでいる。
- 通学路における県管理道路歩道整備率は、令和4年度末で76.7%となっており、歩行者の安全な通行が確保されていない区間が存在していることから、早期に整備を進めていくことが必要。
- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を契機として、関係機関が連携し、実施した緊急合同点検結果を踏まえた歩道整備等の交通安全対策を推進している。  
(県が対策を行う箇所：113箇所のうち108箇所対策済 (R5.3末時点))
- 岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等の自転車を安全で快適に利用するための環境創出が必要。

### 5 土地区画整理事業への支援

- 空洞化が進行する中心市街地や、防災機能の低下する密集市街地などでは、良好な市街地形成を図るため、道路や公園等の都市基盤整備と街区の再編を一体的に行うことのできる土地区画整理事業が必要。
- 土地区画整理事業の推進においては、都市構造再編集集中支援事業及び社会資本整備総合交付金を活用して事業を実施している。
- 東日本大震災後の人件費・資材価格の高騰等により移転補償費や工事費が大幅に増えたため、事業期間を延伸しており、事業期間の長期化が課題となっている。
- 多くの地区が事業終盤を迎えており、早期事業完了に対する地元の期待も高まっていることから、引き続き、確実な予算の措置が必要。



《岩手県の土地区画整理事業の進捗状況》

| 施行者 | 地区名        | 予算科目     | 補助対象期間 | 進捗率 (R5.3) |
|-----|------------|----------|--------|------------|
| 盛岡市 | 太田地区       | 社総交      | H3～R7  | 94.8%      |
| 盛岡市 | 都南中央第三地区   | 補助(都市構造) | R2～R6  | 83.1%      |
| 二戸市 | 新幹線二戸駅周辺地区 | 防安交      | H8～R16 | 59.3%      |

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

## 42 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進行や東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本の整備に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅等の社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に必要な予算を確保するよう要望します。

#### 2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

橋梁等の道路施設の定期点検及び健全性診断の結果、早期措置段階と判定された構造物は次回点検までに修繕等の措置を講じる必要があるなど、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加していることから、道路施設の定期点検及び修繕等に必要な予算を確保するとともに、地方負担に対する財政措置を拡充するよう要望します。

#### 3 道路除雪費等に対する財政措置及び除雪体制確保に向けた支援

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪及び除雪機械購入等に必要な予算を確保するよう要望します。

また、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業が安定した経営を維持できるよう、基本待機料等の固定的に発生する経費への支援制度の創設を要望します。

#### 4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

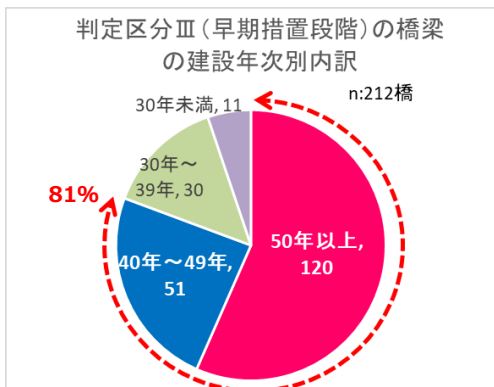
下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策に必要な財政措置を継続するよう要望します。

## 【現状と課題】

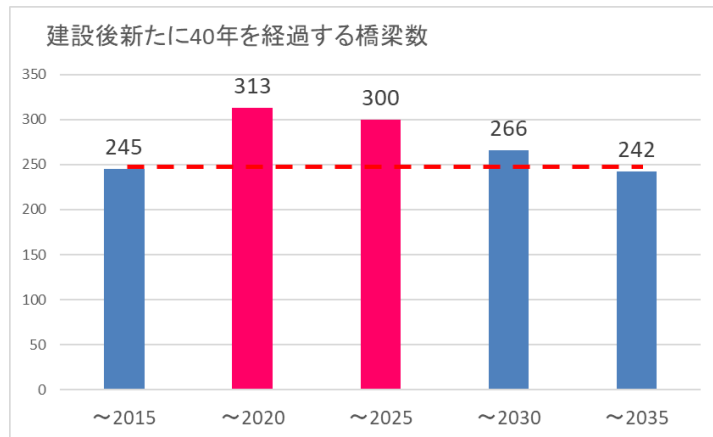
### 1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野においては、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本整備が進んでいることから、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理を実施するために必要な予算の確保が必要。

#### ≪橋梁の老朽化の状況≫



- ・ 早期措置が必要と判定された橋梁の8割が建設後40年以上を経過



- ・ 建設後40年を経過する橋梁は、この10年急増する時期にあり、早期の対応が必要

出典：岩手県道路橋長寿命化修繕計画

- 令和3年7月から10ダムとなった県管理ダムについて、今後は平成30年度に策定した長寿命化計画に基づく改築が必要。
- 昭和32年竣工の遠野ダムをはじめ、今後は老朽化に伴うダム堤体の大規模な改築が必要となり、計画的に改築を進めていくためには、財政措置の継続が必要。

### 2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

- 平成25年の道路法の改正及び平成26年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド等、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識等の、異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある道路施設については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検及び健全性の診断（以下「法定点検」という。）を行うことが定められたところ。
- 平成26年度から開始した法定点検が平成30年度で1巡し、令和元年度から2巡目の法定点検を実施しているが、県や市町村においては、多数の法定点検対象施設を管理しており、法定点検費用が地方財政を圧迫していることから、法定点検を着実に実施するために必要な予算を確保するとともに、地方債の対象経費を拡充するなどの地方負担に対する財政措置の充実が必要。
- また、法定点検では構造物の状態に応じて健全性を4段階に分類するが、健全性がⅢ（早期措置段階）及びⅣ（緊急措置段階）の施設は「道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」等に基づき、以下のとおり修繕等の措置を行う必要があり、確実な修繕等を実施するために必要な予算の確保が必要。
  - ・ 健全性Ⅲ（早期措置段階）：次回点検（5年後）までに修繕等の措置を行う必要
  - ・ 健全性Ⅳ（緊急措置段階）：緊急に修繕等の措置を行う必要

### 3 道路除雪費等に対する財政措置

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加傾向となっており、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、冬期通行止め区間の春先機械除雪を自然融雪に切り替えるなどのコスト縮減に取り組んでいるものの、県財政を圧迫している状況。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 道路除雪費等に係る国庫補助制度として、防災・安全交付金や道路除雪補助があるが、国費が十分に配分されていない状況であり、道路除雪及び除雪機械購入等に対する必要な予算の確保が必要。
- 除雪企業は、降雪状況に関わらず除雪機械やオペレーターを確保するなど一定の固定費が発生している状況であり、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業のオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料等の経費に対する支援制度の創設が必要。

《本県における雪寒法対象路線の除雪費配分額の推移》

(百万円)

|                    | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31/R1 | R2    | R3    | R4    |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 国費要望額 a            | 1,411 | 1,759 | 1,842 | 1,452 | 1,732 | 1,732 | 2,375 | 2,594  | 3,169 | 3,626 | 4,213 |
| 国費配分額 b            | 1,376 | 1,269 | 984   | 880   | 885   | 1,179 | 1,358 | 2,148  | 2,548 | 2,279 | 2,494 |
| 国費不足分 c=a-b        | 35    | 490   | 858   | 572   | 847   | 553   | 1,017 | 446    | 621   | 1,347 | 1,719 |
| 国費配分率 d=c/a×100(%) | 98%   | 72%   | 53%   | 61%   | 51%   | 68%   | 57%   | 83%    | 80%   | 63%   | 59%   |

### 4 下水道施設の改築に対する財政措置の継続

- 平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及地域の解消及び雨水対策に重点化する方針が提示されたところ。
- しかし、下水道施設の改築に対する国の財政措置が縮小・廃止された場合、必要な改築が十分に実施できなくなり、下水処理場の機能不全等による公共用水域の水質悪化や下水道管の破損等による汚水の流出、道路陥没事故の発生など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- また、人口減少が本格化する中、改築費用の財源不足を補うための使用料の引き上げなど住民や自治体負担の増加が懸念される。
- 下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など不特定多数に便益が及ぶ極めて公共性の高い事業であることから、下水道施設の改築に要する経費について、国による財政措置の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、河川課、下水環境課

## 43 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られていますが、学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のため、中学校における少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。併せて、各種加配定数についても、十分な措置を要望します。

また、同様に、高等学校においても、本県のような地理的条件を抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

## 44 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応等に係る全ての計画事業を実施できるように、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を拡充するとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保するよう要望します。

#### 2 公立高等学校施設の老朽化対策事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の老朽化や耐震化対応、冷房設備の設置に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

#### 3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

#### 4 私立学校施設の耐震化等に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化事業や老朽化対応に係る事業について、国庫補助率を公立学校と同等とし、併せて、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。

また、私立学校の冷房設備の設置に係る事業については、対象の拡充や補助率の引上げなど国庫補助の拡充を要望します。

**【現状と課題】****1 公立学校****(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（令和8年度まで）**

## ○ 補助率

| 区 分                |      | 原 則   | 地震特措法による特例  |             |
|--------------------|------|-------|-------------|-------------|
|                    |      |       | Is 値 0.3 未満 | Is 値 0.3 以上 |
| 小・中学校、幼稚園<br>校舎・屋体 | 耐震補強 | 1 / 3 | 2 / 3       | 1 / 2       |
|                    | 改築   | 1 / 3 | 1 / 2       | —           |

**(2) 耐震化完了の見通し及び課題等**

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、統廃合の調整が未了となっている学校など、一部に調整中のものがあるものの着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要がある。

**【文部科学省調査（公立学校施設の耐震改修状況調査）】**

|      | R4.4.1 現在 | 全国平均  | 備 考       |
|------|-----------|-------|-----------|
| 小中学校 | 99.6%     | 99.7% | 一関第一附属中含む |
| 高等学校 | 99.0%     | 99.4% | 盛岡市立高校含む  |
| 特別支援 | 100.0%    | 99.9% |           |

※ 非木造（延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上）

**(3) 冷房の設置に係る現状**

- 本県の公立学校における冷房設備の設置状況は、全国平均と比べ低い水準。  
○ 近年、夏場の猛暑が恒常化しており、特に昨夏は全国的に記録的な猛暑が続き、校内活動の最中に児童生徒、職員が熱中症を発症する事例が多数発生し、生命に直結する問題。

**(4) 国の予算措置状況**

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額が全国自治体の建築計画に係る所要額を大幅に下回っており、一部は前年度の補正予算で手当されているものの、計画的な事業推進が困難となっているところ。

## 2 私立学校

### (1) 耐震改築補助

#### ア 耐震改築補助について（小、中、高、特別支援学校）

##### （補助制度の概要）

- ・ 国は平成 26 年度に時限措置として制度を創設。（以後、順次期間延長）
- ・ 県では、平成 27 年度に国の補助金交付決定を受けた事業に**上乗せする補助制度**を創設。

|   | 補助対象経費  | 補助対象経費上限額     | 補助率    | 補助額                                      |
|---|---|---------------|--------|--|
| 国<br>私立学校施設整備費補助金<br>（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費）） | 工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費の合計額                       | 上限・下限なし       | 1/3 以内 | 上限 5 億円以内                                |
| 県<br>※単独補助<br>私立学校施設耐震改築事業費補助（私立学校耐震改築事業費補助）              | 国交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する耐震改築工事の補助対象経費となった額以内の額 | 1 設置者当たり 2 億円 | 1/6 以内 | 補助対象経費の上限が 2 億円のため、補助額の上限は実質 3,333.3 万円。 |

##### （補助率の比較 耐震改築）

|      | 公立  | 私立                           |
|------|---|------------------------------|
| 耐震補強 | 1 / 3<br>地震特措法による特例<br>Is 値 0.3 未満 2 / 3<br>Is 値 0.3 以上 1 / 2 | 1 / 3<br>※Is 値 0.3 未満は 1 / 2 |
| 耐震改築 | 1 / 3<br>地震特措法による特例<br>Is 値 0.3 未満 1 / 2                      | 1 / 3                        |

#### イ 本県の私立学校の耐震化の状況

私立学校の耐震化率は、全体で 91.9%。小中高特では 89.0%であり、全国平均を下回る状況となっている。

|         | 全棟数 | 耐震性がある棟数 | 耐震化率<br>(R4. 4. 1 現在) | 順位 |
|---------|-----|----------|-----------------------|----|
| 全体      | 172 | 158      | 91.9%                 | 35 |
| 幼・幼保    | 99  | 93       | 93.9%                 | 26 |
| 小・中・高・特 | 73  | 65       | 89.0%                 | 36 |

「私立学校施設の耐震改修状況調査」（令和 4 年 4 月 1 日現在）

#### ウ 耐震化等に係る課題

- 私立学校の経営は、個々の学校によって一様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況であり、補助率の引き上げの要望が出ている。



- 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」において、私立の小学校から大学までの耐震化率について令和10年度までに100%を達成することを目標としており、特に耐震化率の低いIs値0.3未満の施設については、令和8年度までに耐震化率100%を達成するとしている。

## (2) 冷房設備

### ア 国の支援

- ① 私立学校施設整備費補助金「私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費）」  
校舎等のバリアフリー化整備に係る工事費等。1学校あたり1,000万円以上2億円以下<例外あり>（補助率 1/3） ※普通教室は原則対象外
- ② コロナ対策 私立学校衛生環境改善（空調設備・トイレ等）  
新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高・特等の教室における空調・換気設備及びトイレのドライ化などの整備に要する経費対し国庫補助を行う。1学校あたり200万円以上2億円以下（補助率 1/3）

### イ 県の支援

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和3年度に限り、県独自の補助制度を実施。

補助率 2/3 1教室あたり上限60万円

### ウ 冷房の設置に係る課題

- 近年、これまで比較的冷涼であった本県においても猛暑が続き、私立学校においても冷房設備設置による教育環境の改善が求められており、子どもたちの安全な教育環境を確保する必要がある。さらには、感染症、熱中症対策のため、全教室及び体育館の換気・冷房設備等の整備が急務となっている。しかしながら、私立学校がこれらを実現するには、多額の自己負担を強いられることから、十分な対応ができないのが実情。
- 一方で、簡易なエアコンの設置で十分な場合もあるが、国庫補助制度の適用外となっていることから、補助対象の拡大が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室  
ふるさと振興部 学事振興課

## 45 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、平成 27 年度に「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉦山が、そして令和 3 年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は三つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究を求める機運が一層高まっていることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉦山及び縄文文化を今に伝える縄文遺跡群に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。また橋野鉄鉦山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉦山、縄文文化に加え、日本遺産及びユネスコ無形文化遺産に認定・登録されている漆文化に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課  
文化スポーツ部 文化振興課

## 46 GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充

「GIGAスクール構想」の実現に向けて、国家プロジェクトとして、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、義務教育段階における児童生徒の「1人1台端末」の整備などを進めていただいたところ、本県においても効果的なICT機器の活用に取り組んでいるところです。

しかしながら、児童生徒1人1台端末については、端末等導入後の通信料や有償ソフトウェア等の地方自治体における財政負担が、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含めて生じております。

また、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、情報通信技術支援員（ICT支援員）等による教員への継続的な支援が課題となっており、引き続き「GIGAスクール構想」の推進に向けた財政措置をはじめとする必要かつ十分な支援策を講ずるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援

- (1) 端末等導入後に生じる通信料や端末等の更新費用、有償ソフトウェア、ICT教材の購入等の財政負担について、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、必要な財政措置の拡充をするよう要望します。
- (2) 教員研修の充実や、GIGAスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の一体的な枠組みでの国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置をするよう要望します。
- (3) 私立学校のICT環境整備に向け、国による支援を拡充するよう要望します。

**【現状と課題】**

1 ICT環境の整備と円滑な利活用への財政支援について

- G I G Aスクール構想の加速のための国庫補助制度により、県内でも小中学校における児童生徒1人1台端末環境が整い、活用を進めているところ、端末を維持するために必要な通信費や更新費用、有償ソフトウェア、児童生徒の指導に必要となるICT教材の購入費など、高等学校の生徒1人1台端末にかかるものも含め、新たな財政負担が生じている。
- 導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、財源が異なるG I G Aスクール運営支援センターと情報通信技術支援員（ICT支援員）の国庫負担による一体的な枠組みでの効率的で柔軟な支援体制の整備、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。

2 私立学校について

- 私立学校におけるICT環境整備に対する補助について、補助率は総じて1/2となっており、さらに整備を促進するため、補助率の引き上げと十分な予算確保が必要。

**【県担当部局】** 教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室  
ふるさと振興部 学事振興課

## 47 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

広大な県土を有する本県において、道路交通における安全・円滑対策を推進し、人流・物流の活性化に資するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の拡充

##### (1) 補助単価

交通安全施設等の整備について、依然として実勢工事単価が補助単価を大きく上回っており、県費での負担が見込まれることから、財政措置の拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

##### (2) 信号灯器のLED化

信号灯器用電球の供給が、令和10年3月31日で終了することに伴い、電球式信号灯器のLED化を着実に推進できるよう財政措置の拡充を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 財政措置の拡充

##### (1) 補助単価

警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備事業）について、実勢工事単価が国の定める補助単価を大きく上回っており、多額の超過負担が生じている。

##### ○ 補助単価と実勢工事単価の比較

【具体的な事例（主なもの）】

（単位：千円）

| 項 目                  | 単位 | 補 助 単 価 | 実勢工事単価 | 超過負担   |
|----------------------|----|---------|--------|--------|
| 信号機改良（集中制御機更新）       | 基  | 2, 106  | 4, 995 | 2, 889 |
| 信号機改良（プログラム多段化制御機更新） | 基  | 1, 168  | 2, 615 | 1, 447 |
| 信号灯器改良（車両用灯器LED化更新）  | 6灯 | 1, 306  | 2, 364 | 1, 058 |
| 信号灯器改良（歩行者用灯器LED化更新） | 8灯 | 972     | 1, 698 | 726    |

##### (2) 信号灯器のLED化

令和4年度末における信号灯器のLED化率が59%であるところ、信号灯器用電球の供給が令和10年3月31日で終了することに伴い、残存する電球式信号灯器のLED化を着実に推進しなければならないことから、警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備事業）の拡充が必要不可欠になっている。

○ 信号灯器の状況（令和4年度末）

| 項 目    | 全灯器数<br>A | 電球式灯器数<br>B | LED式灯器数<br>C | LED化率<br>C/A |
|--------|-----------|-------------|--------------|--------------|
| 車両用灯器  | 11,749灯   | 4,670灯      | 7,079灯       | 60.25%       |
| 歩行者用灯器 | 8,906灯    | 3,745灯      | 5,161灯       | 57.95%       |
| 合 計    | 20,655灯   | 8,415灯      | 12,240灯      | 59.26%       |

○ 電球式灯器の残存見込数（令和5年度末）

| 項 目    | 令和4年度末残存数<br>A | 令和5年度LED化等<br>B | 令和5年度末残存見込数<br>A-B |
|--------|----------------|-----------------|--------------------|
| 車両用灯器  | 4,670灯         | 120灯            | 4,550灯             |
| 歩行者用灯器 | 3,745灯         | 106灯            | 3,639灯             |
| 合 計    | 8,415灯         | 226灯            | 8,189灯             |

【県担当部局】警察本部 交通規制課

